

362
379



始



特 233
210



倉敷市國產振興家庭博覽會誌





會長
倉敷市市長
平松俊太郎



副會長
倉敷會工務所
石井熊夫



副會長
倉敷市會
林源一



常務理事
倉敷市助役
黒崎 勝男



常務理事
倉敷市工務會所理事
倉敷市會議員
船曳 貞治郎



事務長
倉敷市主事
藤岡 只平



評議員
市議會
倉敷市產業委員
安井甚太郎



評議員
市議會
倉敷市產業委員
森安熊吉



評議員
市議會
倉敷市產業委員
安原榮一



評議員
倉敷市工商會
副會長
森田尚二



評議員
市議會
倉敷市產業委員
脇本正夫



評議員
倉敷會所議員
三宅熊七



評議員
倉敷會所議員
渡邊源太郎



評議員
倉敷會所議員
小野増一郎



評議員
倉敷會所議員
市議員
佐々木繁太郎



評議員
倉敷會所議員
市議員
江口民雄



理事
市會議員
横溝吉助



理事
市會議員
和田惠俊



理事
市會議員
堀井彦吉



理事
市會議員
小谷辰藏



理事
市會議員
三宅敏太郎



理事
市會議員
内田金衛



理事
市會議員
小川清一



理事
市會議員
岡田義平

理事 小野真三郎



理事 秋岡俊吉



理事 岩知道定一郎



理事 西藤末吉



理事 惠藤熊太郎



理事 梶谷鶴太



理事 小松原卓一



理事 難波鶴義



理事 會議員 原 健



理事 倉敷商工會議所議員 鴨 井 銀 三



理事 倉敷商工會議所議員 小 河 原 廣 次



理事 倉敷商工會議所議員 光 畑 岩 吉



理事 倉敷商工會議所議員 平 野 新 一 郎



理事 倉敷商工會議所議員 中 桐 佐 太 郎



理事 倉敷商工會議所議員 河 原 好 平



理事 倉敷商工會議所議員 小 川 幸 平



理事
倉敷商工會議所議員 森田源二



理事
倉敷商工會議所議員 杉原善三郎



理事
倉敷商工會議所議員 林桂二郎



理事
倉敷商工會議所議員 白神種二



理事
倉敷商工會議所議員 加納彌一郎



理事
倉敷商工會議所議員 藤原幸吉



理事
倉敷商工會議所議員 大倉一義



理事
倉敷商工會議所議員 吉田壽次





理事
倉敷商工會議所議員
井上直太郎



理事
倉敷商工會議所議員
植村俊二



理事
倉敷市主事
堀 暲平



理事
倉敷市收入役
今在孝市



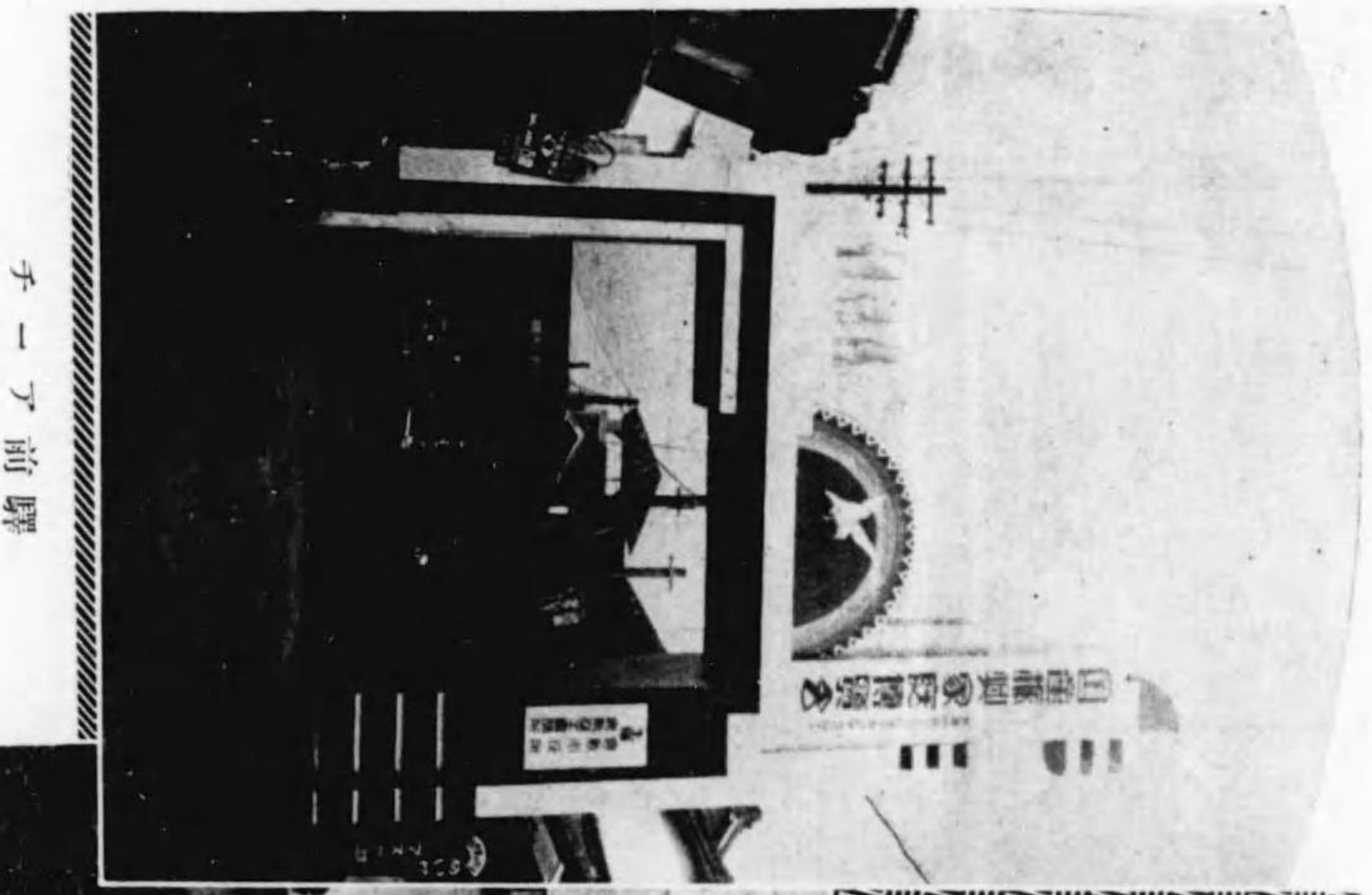
理事
倉敷商工會議所議員
難波彌一郎



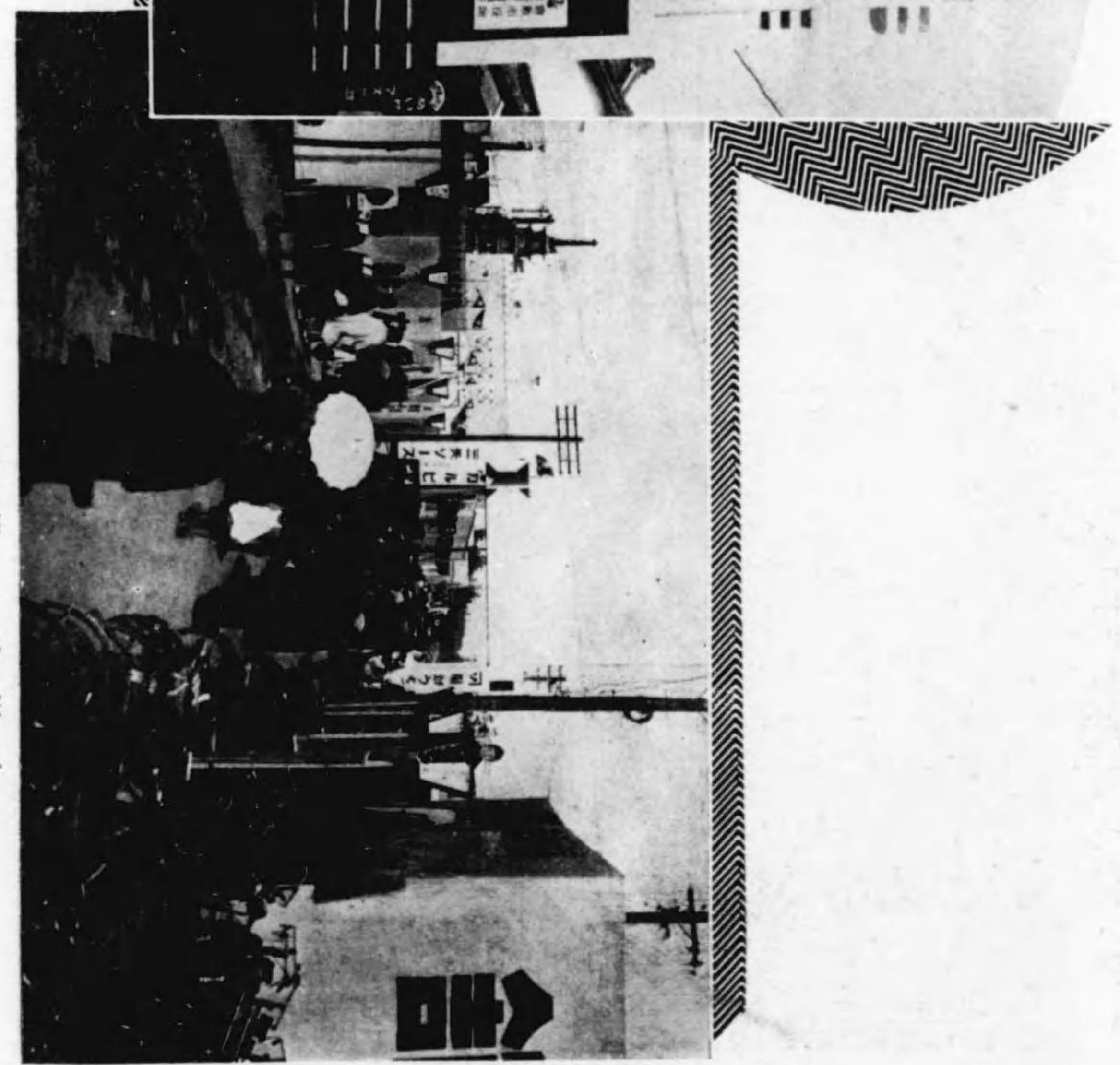
理事
倉敷市技師
栗山己紀雄



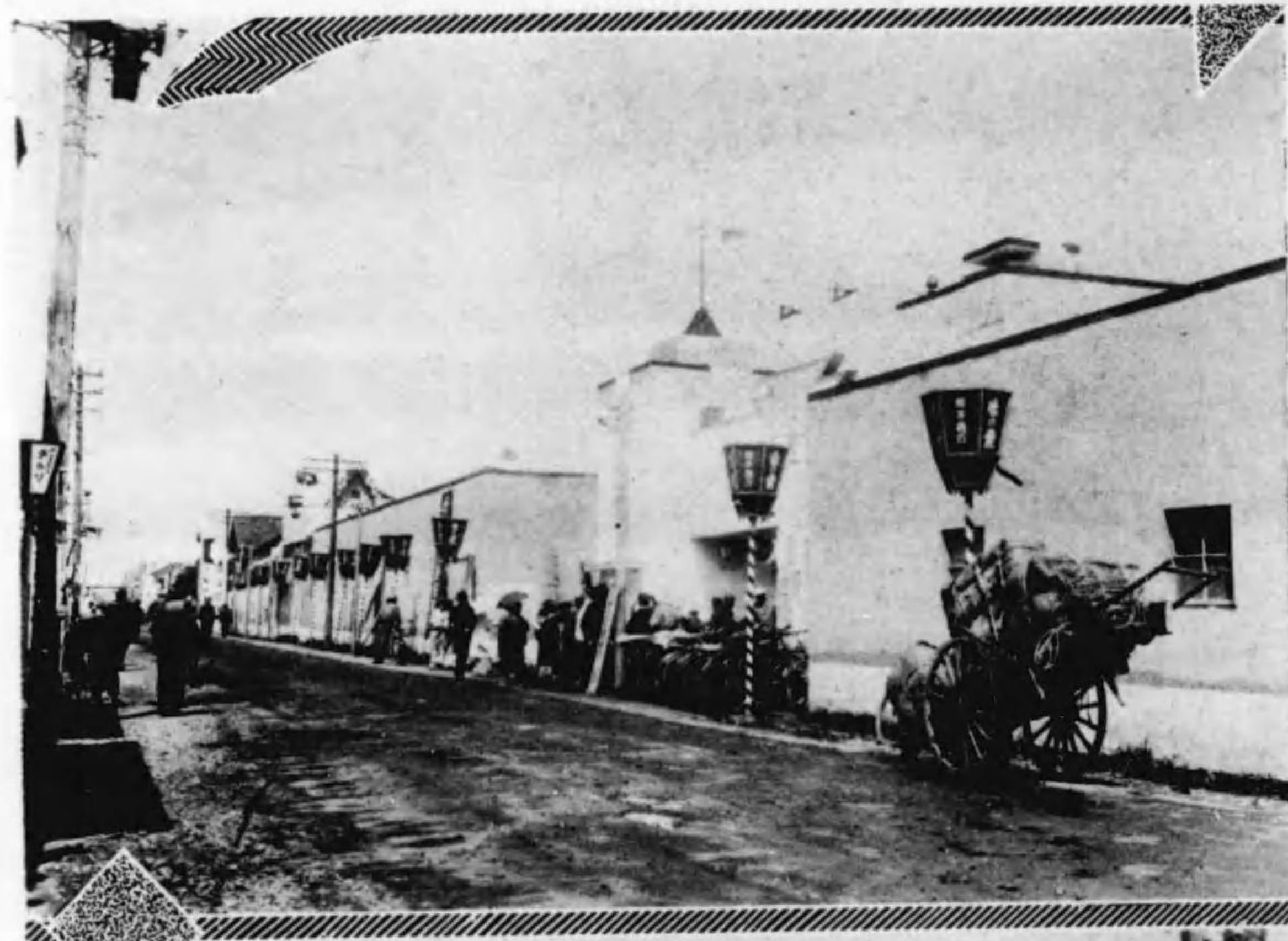
理事
倉敷市主事
大野純雄



チーア前驛



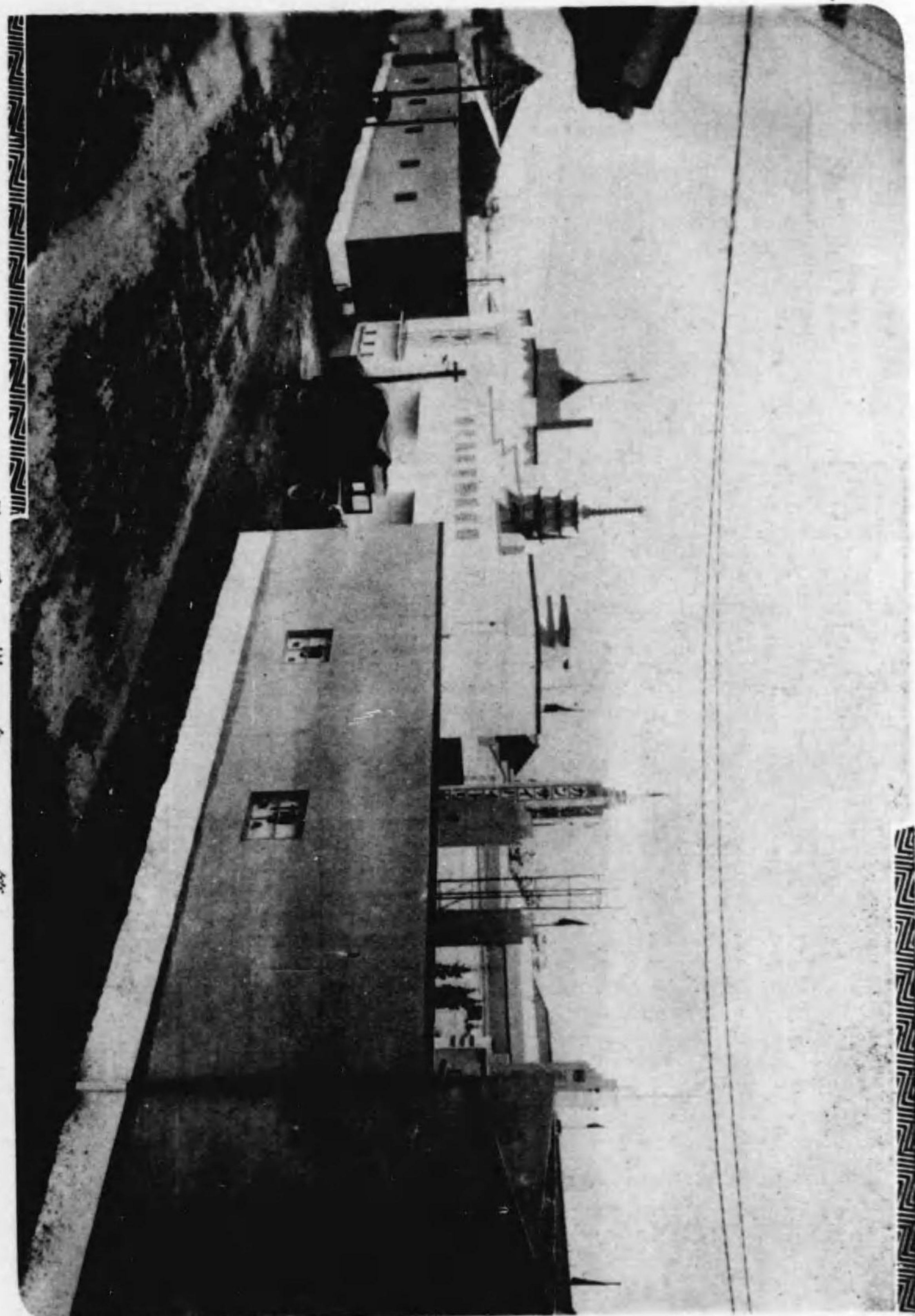
會場前之雜沓



第一會場前



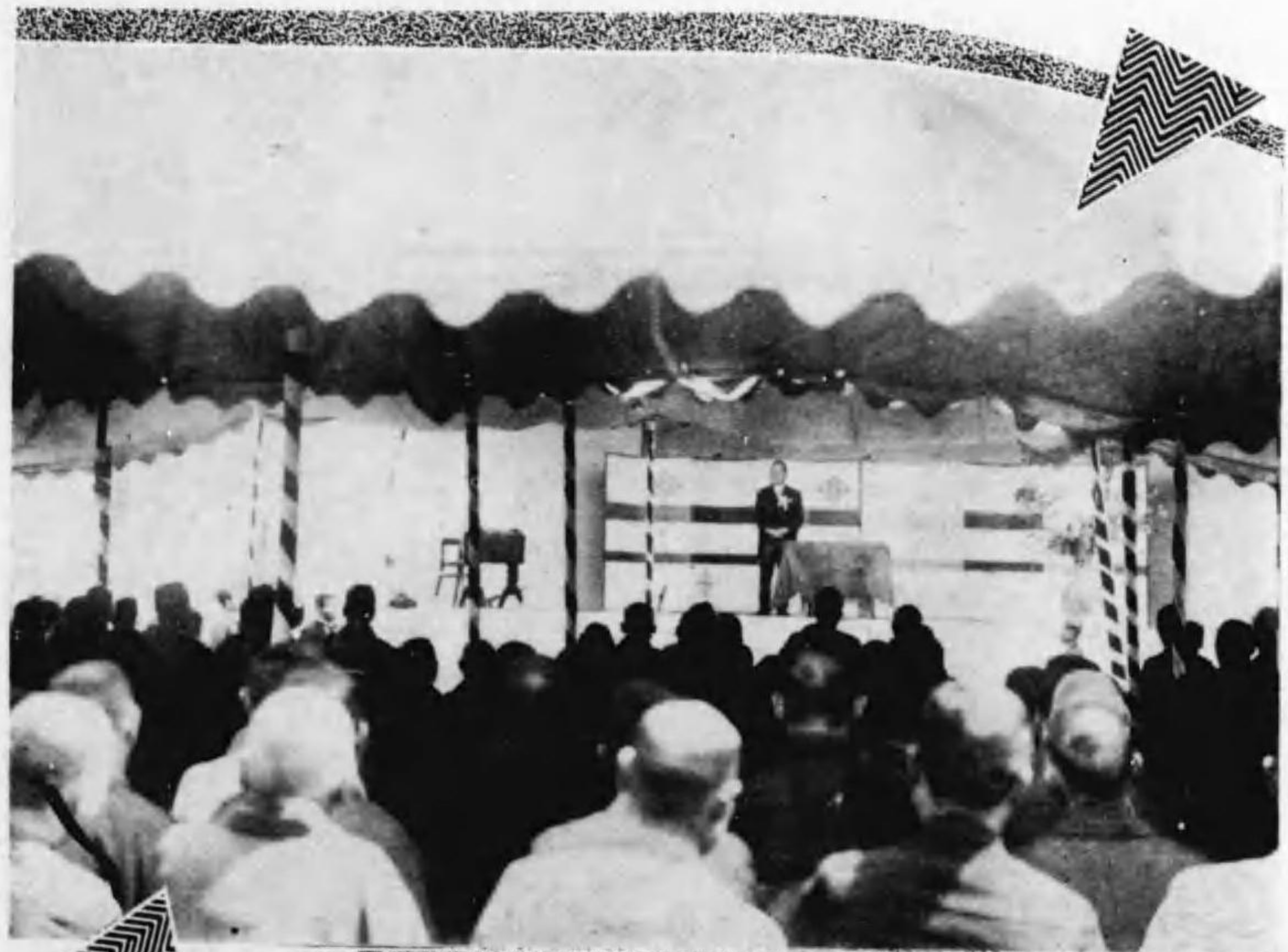
第三會場前



第一會場全景

國產振興家庭博覽會誌目次

第一編 總 叙	二
第一章 趣旨及經過	二
第一節 趣 旨	二
第二節 經 過	二
第二章 組 織	三
第一節 會 則	三
博覽會規則、出品規程、出品部類別目錄、特賣館設置規程、飲食店及物品販賣店設置規程、會場取締規程、觀覽人心得、徽章及通門券發行規程、入場料割引規程	
第二節 職 制	三九
役職員、事務局、事務規程、係給手當支給規程、旅費支給規程、宿直規程、守衛職務規程、看守勤務心得	
第二編 開會前の施設	三九
第三章 規 模	三九
第一節 敷 地	三九
第二節 會場配置	三九
第四章 工 營	四〇
第一節 工事設計	四〇
第二節 建 築	四一



開會式の光景(演藝館)



閉會式の光景(武徳殿)

第三節 裝 備 四

第五章 出 品 四

第一節 出品勸誘 四

第二節 出品申込 四
出品申込数、市外各地の出品申込、倉敷市内の出品申込

第三節 出品物整理 五

第四節 運賃割引 五

第六章 特 設 物 五

第一節 特設館 五

一、南洋館 五

二、寶 演 場 五

三、演 藝 館 五

四、怪 奇 館 五

五、特 賣 館 五

六、義 士 館 五

七、お 伽 館 五

八、電 氣 館 五

九、別 館 五

第二節 特設物 五

第三節 興行物 五

第七章 宣傳振作 五

第一節 宣 傳 五

一、ポスター宣傳 五

二、廣 告 宣 傳 五

三、文 書 宣 傳 五

四、飛行機宣傳 五

五、自動車宣傳 五

六、驛 頭 宣 傳 五

七、訪問宣傳 五

八、入場券前賣 五

九、新聞社の聲援 五

第二節 振 作 五

一、大 福 引 五

二、特別デ ー 五

三、煙 火 打 揚 五

第三編 開會中の施設

第八章 開 會 三

第一節 開 會 式 三
開會式次第、會務報告、會長式辭、知事告辭、祝辭、祝電、記念號とメッセーヂ

第二節 會場整理 三
人員配置、守衛及看守、撮影取締

第三節 警備衛生 七
警察官出張所、消防組員詰所、救護班

第四節 場内設備 七

第五節 開 場 七

第九章 出 品 物 七

第一節 出品物統計 七

一、普通出品物及特別出品物別統計

二、普通出品物部類別統計

三、普通出品物府縣市別統計

第二節 出品物賣約及即賣 六

第十章 會 場 六

第一節 第一會場 六

一、第一本館 六

岡山縣、倉敷市、山梨縣、大阪府、京都府、岩手縣、兵庫縣、福岡縣、

富山縣、鳥取縣、東京府、岐阜縣、島根縣、廣島縣
 第一本館出品目錄……………一三三

二、第二本館……………一三三
 奈良縣、倉敷市、大阪府、岡山縣
 第二本館出品目錄……………一三三

三、南洋館……………一三三
 南洋館出品點數、南洋館出品目錄……………一三五

四、實演場……………一三五
 實演場出品點數、實演場出品目錄……………一三五

五、演藝館……………一三五
 演藝館出し物一覽……………一三五

六、怪奇館……………一三六

七、特賣館其他……………一三六
 特賣館、家庭館、賣店食堂其他……………一三六

八、義士館……………一三六
 義士館出品目錄……………一三六

九、お伽館……………一三六
 電氣館出品目錄……………一三六

十、電氣館……………一三六
 別館出品目錄……………一三六

第四節 別館……………一三六

第三節 第三會場……………一四八
 九、お伽館……………一四八
 十、電氣館……………一四八

第二節 第二會場……………一四三
 八、義士館……………一四三
 義士館出品目錄……………一四三

第一節 第一會場……………一四三
 九、お伽館……………一四三
 十、電氣館……………一四三

第四節 別館……………一四三
 別館出品目錄……………一四三

第五節 興行物……………一六〇
 一、海女館……………一六〇
 二、動物園……………一六〇

第十一章 入場……………一六二
 第一節 入場手續……………一六二
 入場料、入場資格、入場券……………一六二

第二節 入場者……………一六七
 種類別入場者數、入場團體一覽、入場者調、入場者統計圖表……………一六七

第十二章 協賛……………一七三
 第一節 協賛寄附……………一七三
 協賛寄附者芳名錄……………一七三

第二節 協賛事業……………一七三
 一、第一回全國畜大共進會……………一七三
 二、第二回市内商店廣告行列……………一七三
 三、川西町協賛館……………一七三
 四、第一回倉敷演武大會……………一七三
 五、市内優良商店訪問競走……………一七三
 六、大朝オートジャイロ機の訪問飛行……………一七三
 七、縣下軟式野球大會……………一七三

第十三章 閉會……………一八一
 會長挨拶、祝辭、祝電……………一八一

第四編 殘務整理及成績……………一八四
 第十四章 殘務整理……………一八四
 第一節 事務局の組織變更及閉鎖……………一八四

國產振興家庭博覽會誌

主 催 倉 敷 商 工 會 議 所 市

第一編 總 叙

我が倉敷市は昭昭三年四月市制施行以來最も意を地方産業文化の發展に用ひ、商工會議所其他と提携して、年々各種共進會展覽會等を開催し、就中昭和五年の全國土產品展覽會、國產對比展覽會、同七年の滿蒙時局展覽會、同八年の第二回全國土產品展覽會の如きは、何れも全國的のもので、相當の効果を收めたのであるが、現下に於ける我が國運の勃興と市勢發展の狀勢とに鑑み、本市並に本市商工會議所主催の下に、從來に比し稍大規模なる國產振興家庭博覽會を開催するに至つたものである。然るに計畫發表以來關係各方面より絶大なる協賛援助を受け、出品の優良なると内容の充實せるとに於て幸に一般の好評を博し、昭和九年四月二十二日開會より五月十六日閉會まで、會期二十五日間を通じて日多數の觀覽者を迎へ、所期の目的を達成し得たことは誠に欣快の至である。以下次を逐うて會務の概要を報告するに當つて、關係各位に對し、深甚の謝意を表する。

第二節 大幅引景品の本抽籤及引渡	一八四
第三節 出品物の寄贈	一八七
第四節 出品物引渡	一八八
第五節 會場撤去	一八八
第六節 不用品處分	一八八
第七節 貸借整理	一八八
第八節 感謝狀並記念品贈呈	一八九
第九節 文書整理	一九〇
第十節 會誌編纂	一九〇
第十五章 經費收支	一九一
第一節 豫 算	一九一
第二節 補助 金	一九一
第三節 決 算	一九一
第十六章 成 績	一九九

本會開期中に於ける倉敷驛乗降人員一覽表

附 録

一、本會役職員	一
二、本會日誌	五

第一章 趣旨及經過

第一節 趣 旨

本會開設の趣旨は國產振興の助長と家庭經濟合理化の普及とに在る。
 近時我國の工業界は異常の進歩發展を來し、品質の優良と價格の低廉と相俟つて全世界の市場を風靡するの概がある。
 然るに内地の一般消費者中には今尚ほ舶來品尊重の迷夢を脱却せざる者があり、隨つて國產の伸展を阻害するの憾がな
 いとは云へない。殊に現下の世界情勢に鑑み、國家自給自足經濟の確立は最大の急務である。
 此の時に際り、新興産業文化の都市たる吾が倉敷市に於いて國產振興家庭博覽會を開催し、治く衣食住其他一般家庭用
 品及參考品を一場に蒐めて現状を明かにし、日常の家庭生活に即して國民の國家經濟確立に關する認識を深め、國產の
 振興と家庭經濟の合理化とを圖することは徒爾でない信じ、こゝに本會を開設するに至つた次第である。

第二節 經 過

本會開設の議を決したのは、昭和八年十二月四日の市會協議會及び同月八日の商工會議所總會の總意によるもので、
 市産業課及商工會議所に於て直ちに準備事務に着手し、會長には倉敷市長之に當り、副會長以下役職員は會長之を囑託
 任命し、事務局を市廳舎内に置き、重要事項は評議員會及理事會に於て審議決定することとし、極力準備を急ぎ、十二
 月十二日までに敷地借入交渉を了し、翌九年二月九日本館其他附屬建物工事及設備裝飾請負契約を結び、十日地鎮祭執
 行、直ちに工事に着手し、四月十九日工事成、事務局を會場内に移し、二十一日諸準備全く整ひ、豫定通り四月二十
 二日を以て開會するに至つた。準備日數僅に百三十日に過ぎず、此の間に企畫、設置、宣傳、勸誘等各般の事務を遂行
 するは容易の業ではない、のみならず會期の切迫するに及び出品超過の爲め、會場の擴張、建築物の増設を餘儀なくさ
 れ、しかも豫定通り開會し得たことは實に望外の幸であつたと言つてもよい。

第二章 組 織

第一節 會 則

本會開設の趣旨に基づき、本會規則、出品規則、出品部類別目錄、特賣館設置規程、飲食店及物品販賣店設置規程を左
 の如く定めた。

國產振興家庭博覽會規則

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ非常時日本産業ノ發達ト生産品ノ品質改善ヲ圖リ併テ家庭ニ於ケル消費經濟合理化ノ普及ヲ期スルヲ以テ目的トス
 - 第二條 本會ハ國產振興家庭博覽會ト稱シ倉敷市並倉敷商工會議所之ヲ共催ス
 - 第三條 本會ハ倉敷市旭町空地ニ於テ之ヲ開催ス
 - 第四條 本會ノ會期ハ昭和九年四月二十二日ヨリ五月十六日迄二十五日間トス
 - 第五條 本會事務局ハ當分倉敷市役所内ニ置ク
- 第二章 組 織
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會 長	一 名
副 會 長	二 名
評 議 員	若 干 名
理 事	若 干 名

事務長 一名
事務員 若干名

第七條 會長ハ倉敷市長之ニ當リ其他ノ役職員ハ會長之ヲ囑託又ハ任免ス
會長ハ會務ヲ總理シ評議員會及理事會ノ議長トナル
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
評議員ハ會長之ヲ囑託シ重要會務ヲ審議ス
理事ハ會長之ヲ囑託シ重要事務ヲ分掌シ會長、副會長事故アル時ハ會長ノ豫メ指定セル理事之ヲ代理ス
但シ必要ニ應シ常務理事ヲ置クコトヲ得
事務長ハ會長ノ指揮ヲ受ケ事務ヲ統轄ス
事務員ハ本市吏員及會議所職員ヲ以テ之ニ充テ事務長ノ指揮ヲ受ケ事務ニ従事ス
會長ハ必要ニ應シテ事務囑託ヲ置クコトヲ得

第三章 出品

第八條 出品ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス

- 一、衣食住關係品
 - 二、教育關係品
 - 三、衛生、保健關係品
 - 四、前三項ノ外一般家庭ノ參考トナルヘキモノ
- 第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ出品スルコトヲ得ス
- 一、公序、良俗ヲ害スルモノ
 - 二、衛生ニ害アルモノ
 - 三、發火其他危險ノ虞アルモノ

出品陳列後ト雖前項各號ニ該當スルニ至リタル時ハ本會ハ其陳列ノ變更ヲ命シ又ハ出品ノ承諾ヲ取消ス
コトアルヘシ

第十條 本會ノ目的ニ合致シ特ニ優秀ナリト認ムル出品ニ對シテハ感謝狀ヲ贈ルコトアルヘシ

第十一條 本會ノ開場ハ毎日午前八時ヨリ午後五時迄トス 但シ時宜ニヨリ時間ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第十二條 入場料ハ大人(十三歳以上)金貳拾錢、小人(滿六歳以上)金拾錢、六歳未滿ハ無料トス

第十三條 觀覽者ハ入場券ニ依リ入場スルコトヲ要ス入場券ハ本會開期中有効トス

第十四條 團體及教員引率ノ生徒ニ對シテハ入場料ヲ割引スルコトアルヘシ

附 則

第十五條 本會ノ事務規程、出品規則、賣店規程、特賣館規程其他必要ナル規程ハ別ニ之ヲ定ム

國產振興家庭博覽會出品規程

第一章 總 則

第一條 本會ノ出品ハ左ノ八部ニ大別シ之カ分類細目ハ別ニ定ムル所ノ部類目錄ニヨル

- 第一部 衣 部
- 第二部 食 部
- 第三部 住 部
- 第四部 教 育 部
- 第五部 保 健、衛 生 部
- 第六部 一 般 家 庭 用 品 部
- 第七部 雜 部

第八部 參考ノ部

第二條 本會規則第九條ニ該當スルモノハ出品スルコトヲ得ス

第二章 場所及料金

第三條 出品人ハ出品物陳列場所使用料トシテ左ノ金額ヲ納入スルモノトス

(一) 館内場所使用料

イ、陳列戸棚付小間場所料(硝子戸付キ)

一等 一小間(間口六尺)ニ付 金貳拾五圓

二等 一小間(同)ニ付 金貳拾圓

ロ、陳列臺付小間場所料(硝子戸ナシ)

一等 一小間(間口六尺)ニ付 金貳拾圓

二等 一小間(同)ニ付 金貳拾圓

ハ、館内土間場所料 一坪ニ付 金參拾圓

(二) 館外場所使用料

イ、特賣館場所料

一等 一坪ニ付 金貳拾五圓

二等 同 金貳拾圓

ロ、飲食店、賣店、廣告物其他之ニ準スルモノ、場所使用料ハ別ニ之ヲ定ム

以上一、二項ノ使用場所面積一坪若ハ一小間ニ滿タサルモノハ總テ一坪又ハ一小間ノ料金ヲ納入スルモノトシ製造實演ニ伴ヒ試賣ヲナサムトスルモノ、外特殊ノ場所ノ使用料ニ付テハ其都度別ニ之ヲ定ム

第四條 前條ノ料金ハ出品人共出品ヲ廢止又ハ減少シ若ハ陳列場所ヲ使用セサル場合ト雖既納ノ料金ハ之ヲ返還セス

セス

第五條 出品人カ其陳列場所種別ノ一部又ハ全部ヲ變更セムトスルトキハ其旨本會ノ承認ヲ受ケ之ニ依リ生スル費用及損害ハ出品人ノ負擔トス

第六條 陳列場所ヲ他人ニ讓渡シ又ハ轉貸スル者アルトキハ其出品承諾ヲ取消シ既納ノ料金ハ之ヲ返還セス

第七條 陳列場所ノ割宛及位置等ハ本會ニ於テ之ヲ決定ス

決定ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三章 出品

第八條 出品物ノ荷造運賃掛リ、搬入出、陳列裝飾其他特別ノ裝置ニ要スル費用ハ總テ出品人ノ負擔トス

第九條 本會ハ出品物ニ對シ保險ヲ附セス

但シ出品人ハ自己ノ負擔ニ於テ保險ヲ附スルコトヲ妨ケス

第十條 出品物其他施設物ニ對シテハ本會ニ於テ相當ノ管理ヲ爲スト雖天災、盜難等不可抗力ニ因ル損害ニ對シテハ本會ハ一切其責ニ任セス

第十一條 出品人ハ觀覽時間ニ限り自費ヲ以テ出品物ノ管理人ヲ置クコトヲ得

第十二條 出品人ハ會期中陳列場所ヲ閉鎖シ又ハ出品物ヲ撤去スルコトヲ得ス

第十三條 本會ニ出品セムトスル者ハ第一號様式ノ出品申込書ヲ昭和九年一月末日迄ニ本會ニ提出スヘシ

但シ申込豫定以上ニ達シタルトキハ期限前ト雖出品ヲ拒絶スルコトアルヘシ

第十四條 陳列裝飾ノ爲動力、瓦斯、電氣又ハ水等ヲ使用スル者ハ其所要量ヲ出品申込書ニ記載スヘシ

第十五條 特賣館又ハ廣告物ノ建設及特殊ノ陳列裝飾ヲナサムトスル者ハ所定ノ申込書ニ其所要ノ面積ヲ記載シ設計圖面及仕様書ヲ提出シ本會ノ承認ヲ受クヘシ

特賣館ノ設置ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十六條 出品申込ニ對シテハ昭和九年二月末日迄ニ諾否ヲ申込人ニ通知ス

第十七條 出品承諾ノ通知ヲ受ケタルモノハ昭和九年三月末日迄ニ第二號様式ノ出品目録及第三號様式ノ解説書ニ

第三條ノ料金を添へ本會ニ差出スヘシ

第十八條 出品物ニハ一點毎ニ本會所定ノ附札ヲ添付スヘシ

第十九條 出品物ノ搬入陳列ハ昭和九年四月十日ヨリ四月二十日迄ニ必ス完了スヘシ

第二十條 前條ノ期間内ニ搬入陳列ヲ完了セサルトキ又ハ之ヲ完了スルコト能ハスト認ムルトキハ出品承諾ノ一部

又ハ全部ヲ取消スコトアルヘシ此ノ場合既納ノ料金を返還セス

第二十一條 出品物本會々場ニ到着シタル後出品人又ハ代理人カ第十九條ノ期間内ニ之ヲ處理セサルトキハ本會ハ

出品人ノ負擔ニ於テ之ヲ場外ニ撤去スルコトアルヘシ

第二十二條 出品物ニシテ腐敗、變質等陳列ニ適セスト認ムルトキハ之ヲ撤去セシメ又ハ本會ニ於テ之ヲ撤去スル

コトアルヘシ

第二十三條 出品物其他ノ物件ヲ會場外ニ搬出スルトキハ本會ノ承認ヲ受ケ本會所定ノ搬出證ヲ携帯スヘシ

但シ會場内ニ於テ買求メタル即賣品及携帶品ハ此限ニアラス

第二十四條 出品物ハ本會ノ承認ヲ得ルニ非サレハ撮影又ハ模寫スルコトヲ得ス

本會ニ於テ出品物ヲ撮影、模寫又ハ印行スルコトアルモ出品人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十五條 出品人ハ閉會後直ニ其出品物竝建設物ノ撤去ニ着手シ出品物ハ五日以内ニ其撤去ヲ完了スヘシ

出品人前項ノ期限内ニ其撤去ヲ爲サ、ルトキハ本會ハ出品人ノ負擔ニ於テ該出品物其他ノ物件ヲ撤去シ

又ハ適當ト認ムル方法ニ由リ之ヲ處分スルコトアルヘシ

第四章 賣 約

第二十六條 出品物ノ賣約ハ本會ニ於テ之ヲ取扱フ、出品人ハ第四號様式ノ委託證ヲ本會ニ差出スヘシ

第二十七條 本會ハ賣約手續料トシテ販賣額ノ百分ノ五ヲ收納ス

第二十八條 賣約ヲ欲セサル出品ニ對シテハ出品目録ニ「非賣品」ト明記スヘシ

第二十九條 賣約代金ハ閉會後二ヶ月以内ニ之ヲ精算拂渡ス、此ノ場合拂渡ニ要スル費用ハ出品人ノ負擔トス

第三十條 出品物ノ賣約價格ハ出品目録記載ノ價格ニ據ル

賣約價格ヲ變更セントスルトキハ本會ニ届出テ承認ヲ經タル後之ヲ更正スヘシ

第三十一條 出品物ハ即賣ヲ爲スコトヲ得ス

但シ製造實演ヲ爲シ併セテ試賣セムトスル者ハ特ニ本會ノ承認ヲ經テ即賣スルコトヲ得

第三十二條 賣約ヲ爲シタル者ハ五圓以下ノモノハ其全額五圓以上ノモノハ内金トシテ其代金ノ二分ノ一以上ヲ即

時支拂ヒ賣約兼領收證ノ交付ヲ受クヘシ

第三十三條 賣約品ハ本會閉會後五日以内ニ其賣約證及代金ノ殘額ト引換ニ之ヲ交付ス

前項ノ期限迄ニ其支拂ヲ爲サ、ルトキハ其賣約ヲ解除シ前條ノ内金ハ當該出品人ニ交付ス

第五章 陳 列 及 裝 飾

第三十四條 出品人又ハ代理人ハ陳列館内外ニ於ケル採光、通路又ハ他ノ妨ケトナルヘキ陳列、裝飾若ハ施設ヲ爲

スコトヲ得ス

第三十五條 本會ニ於テ支障アリト認ムル陳列又ハ裝飾ハ之ヲ變更若ハ撤去セシムルコトアルヘシ

第三十六條 觀覽時間内ニ於テ出品人又ハ代理人ハ陳列替、陳列、裝飾材料ノ搬入若ハ陳列、裝飾ニ關スル工事ヲ

爲スコトヲ得ス

第六章 雜 則

第三十七條 出品人ノ雇傭スル使用人ノ行爲ハ出品人其責ヲ負ヒ本會又ハ他ニ損害ヲ與ヘタル場合ハ一切其責ヲ負

フモノトス
 第三十八條 出品人又ハ其使用人本會ノ諸規則ニ反シ其義務ヲ怠ルコトアルトキハ本會ハ適宜ノ處分ヲ爲シ之カ爲
 生スル費用ハ出品人ヨリ徴收ス
 第三十九條 出品人又ハ其使用人ハ本規則ノ外本會ノ諸規則及規程ニ遵フヘシ

(美濃判)
 第一號様式

出品申込書		種 部 第 類		類		小計		料 金		摘 要	
				一 等	二 等						
陳列土間場所	坪										
陳列戸棚付小間場所	小間										
陳列臺付小間場所	小間										
館外場所(特賣館)	坪										
備考	右貴會出品規則ヲ承認シ出品致度此段及申込候也										
昭和 年 月 日	商號及氏名										
國産振興家庭博覽會御中											

博受第 號 係
 昭和 年 月 日

府縣市

(美濃判)
 第二號様式

出品目録		第 部 第 類		番 號		品 名		數 量		單 價		價 額		摘 要	
昭和 年 月 日															
國産振興家庭博覽會御中															

博受第 號 係
 昭和 年 月 日

府縣市

◎注意 一、本目録ハ昭和九年三月三十一日迄ニ差出サレタシ

府縣市				
第 部 第 類		出品番號第 號		
摘 要	出 品 人		賣 價	品 名
	氏 名	住 所		
			金 圓 錢	

府縣市				
第 部	出 品 第	號		
第 類	番 號			
品 名				
價 額	円 錢			
出 品 人	住 所			
	氏 名			
摘 要				

出品物附札(一)

出品物附札(二)

府縣市	博受第 號 係
	昭和 年 月 日
委 託 證	
三錢收入印紙	
國產振興家庭博覽會諸規則並諸規程ヲ承認シ別紙出品目錄ノ通り出品致候ニ付テハ出品物ノ賣約ヲ貴會ニ委託候也	
昭和 年 月 日	出 品 人
	住 所
	商號及氏名
國產振興家庭博覽會 御中	

(美濃判) 第四號樣式

府縣市	博受第 號 係											
	昭和 年 月 日											
說 明 書												
住 所 及 商 號 氏 名												
第 部 第 類	品 名	事 業 創 始	工 場 所 在 地	原 料 種 類 及 產 地	製 造 方 法	用 途	製 品 ノ 特 徵	製 品 ノ 單 價	一 ヶ 年 生 產 能 力	販 路	一 ヶ 年 取 引 高	其 他
右ノ通りニ候也												
昭和 年 月 日												
國產振興家庭博覽會 御中												

(美濃判) 第三號樣式

出品部類別目錄

一、衣ノ部

- 第一類 綿、麻、絹、毛ノ紡績絲、人造絹絲及機械製絲
 - 第二類 カタン絲、編絲、刺繡絲及レース絲等
 - 第三類 綿、絹、麻、人造絹絲及毛ノ織物
 - 第四類 綿、絹、麻、人造絹絲及毛ノ交織物
 - 第五類 染布、捺染布及絞纈類
 - 第六類 メリヤス布、メリヤス製品及其他編物類
 - 第七類 防水布及其他加工布
 - 第八類 リボン、テープ、絲組物等
 - 第九類 手巾、浴布及其他布帛類
 - 第十類 洋服、着物其他衣類及附屬品
 - 第十一類 帽子類及頭飾品
 - 第十二類 服飾品及裝身具
- 二、食ノ部
- 第十三類 穀粒、穀粉及澱粉類
 - 第十四類 麵類及澱粉製品
 - 第十五類 砂糖、蜜及飴類
 - 第十六類 菓子、ビスケット及糖果類

- 第十七類 醬油、食酢、ソース及其他調味料
 - 第十八類 罐詰及罐詰類
 - 第十九類 燻肉、腸詰及其他肉製品
 - 第二十類 煉乳、乳粉、バター、チーズ及其他乳製品
 - 第二十一類 製茶、紅茶其他芳香飲料及清涼飲料
 - 第二十二類 生果、乾果及其他貯藏果物
 - 第二十三類 水産、農産、林産及畜産加工食品
 - 第二十四類 榮養飲食料品
 - 第二十五類 酒類
 - 第二十六類 雜飲食料品
- 三、住ノ部
- 第二十七類 住居建築用材料及模型
 - 第二十八類 電熱應用裝置及器具
 - 第二十九類 電燈及照明器具
 - 第三十類 瓦斯應用裝置及器具
 - 第三十一類 家具及金具
 - 第三十二類 家内外裝飾品及裝置
 - 第三十三類 敷物、窓掛、テールクロス等
 - 第三十四類 厨房、浴室及便所ノ設備及器具
 - 第三十五類 煖房、換氣及淨水ノ裝置及器具

- 第三十六類 防熱、防火、防腐及防水材料、裝置及器具
- 第三十七類 壁、襖、障子、戸、間仕切り及戸締用具
- 第三十八類 其他住居用科學的裝置及器具
- 第三十九類 造園、築庭材料及設備
- 第四十類 其他住居ニ必要ナル雜品

四、教育ノ部

- 第四十一類 圖書、雜誌及教育參考品
- 第四十二類 樂器、ラヂオ器具、蓄音器及附屬品
- 第四十三類 寫真器、映寫器及其ノ材料附屬品
- 第四十四類 玩具、人形及繪本類
- 第四十五類 繪畫、繪畫用品及文房具類
- 第四十六類 遊戲具、體操具及運動器具
- 第四十七類 風俗參考品、教化資料及參考品
- 第四十八類 家庭教育用品及資料
- 第四十九類 理化學的教育用品及器械類
- 第五十類 學術的器具及材料
- 第五十一類 一般教育用品及資料

五、保健、衛生ノ部

- 第五十二類 藥劑、製藥及榮養劑
- 第五十三類 醫療用器具及機械

- 第五十四類 衛生用化學工業品
- 第五十五類 衛生材料及育兒用品
- 第五十六類 保健、衛生設備及器具機械
- 第五十七類 保健、衛生資料及參考品
- 第五十八類 豫防具、療養具及其他雜品

六、一般家庭用品ノ部

- 第五十九類 香料、化粧品及石鹼類
- 第六十類 携帶品類
- 第六十一類 履物類
- 第六十二類 裁縫器具及器械類
- 第六十三類 裝身、頭飾用器具及器械類
- 第六十四類 飲食器具、庖厨器具及冷藏器具
- 第六十五類 金屬器及刃物類
- 第六十六類 陶磁器及其他窯業品
- 第六十七類 漆器及其他塗製品
- 第六十八類 紙及紙製品
- 第六十九類 木竹製品
- 第七十類 染料、顏料及塗料
- 第七十一類 執務用品
- 第七十二類 マツチ其他發火物

- 第七十三類 旅行用品
- 第七十四類 時計類
- 第七十五類 皮革製品及擬革製品
- 第七十六類 ゴム製品、セルロイド製品及其他化學製品
- 第七十七類 其他器具、機械及雜工作品
- 七、雜ノ部
- 第七十八類 盆栽、花卉及其他鑑賞用植物類
- 第七十九類 犬、兎及其他愛玩用動物類
- 第八十類 鶏、鳩、小禽及其他愛玩用鳥禽類
- 第八十一類 金魚、鯉及其他鑑賞用魚類
- 第八十二類 以上ノ部類ニ屬セスシテ本會ノ目的ニ合致スルモノ
- 八、參考ノ部
- 第八十三類 工藝並副業品
- 第八十四類 商店出張即賣
- 第八十五類 其他參考資料

國產振興家庭博覽會敷地内特賣館設置規程

- 第一條 本規程ニ於テ特賣館ト稱スルハ私設陳列館及遊技施設ヲ稱ス
- 第二條 特賣館ヲ設置セムトスル者ハ昭和九年一月末日迄ニ申込書(第一號様式)ヲ差出スヘシ本會ハ昭和九年二月末日迄ニ諾否ヲ通知ス

- 第三條 但シ申込豫定以上ニ達シタルトキハ期限前ト雖申込ヲ拒絕スルコトアルヘシ
申込書ニハ建築物ノ設計圖面、仕様書ヲ添付スヘシ
設計圖面ハ配置圖、平面圖、立體圖、斷面及各部詳細圖(縮尺二十分の一)トシ仕様書ハ工事方法及材料ノ名稱並其寸法仕口等ヲ記載スヘシ
- 第四條 特賣館ノ設置場所ノ割宛ハ本會之ヲ決定ス
決定ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス
- 第五條 特賣館ヲ設置シテ出品スル者ハ出品規則第三條ノ場所使用料金を納入スルノ外左ノ保證金を提出スルモノトス
一、保證金 壹坪ニ付 金五圓
前項ノ保證金ハ建設物取拂、土地返還ニ關スル義務履行ノ擔保ニ充ツルモノトス
保證金ハ敷地ノ返還ヲ了シタルトキ之ヲ出品人ニ返還ス
- 第六條 特賣館ノ設置ヲ承諾シ出品人カ場所使用料金及保證金を完納シタルトキハ本會ハ特賣館設置承諾書ヲ交付ス
- 第七條 特賣館設置承諾ヲ受ケタル後第三條ニ依ル記載事項ヲ變更セムトスルトキハ本會ノ承諾ヲ受クヘシ
- 第八條 特賣館ノ開設期間ハ本會ノ會期中トス
- 第九條 特賣館ハ昭和九年四月五日迄ニ竣工セシメ本會ノ検査ヲ受クヘシ
前項期日迄ニ竣工セサルトキハ本會ハ其承諾ヲ取消スコトアルヘシ、此ノ場合ハ既納ノ料金を之ヲ返還セス
- 第十條 特賣館ヲ設ケタル者ハ閉會後七日以内ニ之カ取拂ヲ了ヘ敷地ヲ原形ニ復シ本會ノ検査ヲ受ケ返還スルモノトス

若シ期日迄ニ返還ヲ完了セサルトキハ本會ハ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ處分シ之ニ要シタル費用ハ保證金ヲ以テ之ニ充テ尙不足アルトキハ出品人ヨリ追徴ス

第十一條 特賣館ノ建築ニ關シテハ左ノ各項ニ據リ之ヲ行フモノトス

一、會場ニ美觀ヲ添フル體裁ヲ具備スルコト

二、屋根ハ不燃質物ヲ用フルコト

三、燈火ハ電燈又ハ瓦斯ヲ用ヒ防火上必要ナル設備ヲ施スコト

四、其他本會ニ於テ指示スル事項ヲ履行スルコト

五、警察ニ要スル手續ヲ了シ其取締ヲ履行スルコト

第十二條 特賣館ハ會期中任意ニ閉鎖、模様替又ハ取拂ヲ爲スコトヲ得ス

第十三條 特賣館ノ内外ハ常ニ塵芥汚水等ヲ處理シ清掃ニ努メ美觀ヲ損セサルヤウ注意スヘシ

第十四條 開會ニ到ルモ特賣館ヲ使用セス若ハ會期中ニ於テ其使用ヲ廢止シタルトキハ本會ハ其承諾ヲ取消シ他人ヲシテ其設備ヲ使用セシムルコトアルヘシ此ノ場合既納ノ料金ハ之ヲ返還セス

前項ニ依リ他人カ其設備ヲ使用スル場合失權者ハ其使用ニ付何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

前二項ニ依リ損害ヲ生スルコトアルモ本會ハ之カ賠償ノ責ニ任セス

第十五條 本會ノ承諾ヲ得タル敷地ノ使用權及其地上ニ於ケル建設物ハ之ヲ賣買、讓渡、轉賃、質權又ハ抵當權ノ目的ト爲スコトヲ得ス

第十六條 特賣館出品人ハ警備、防火ノ爲本會ノ承認ヲ得テ其館内ニ從業員ヲ宿泊セシムルコトヲ得、此場合從業員ハ本會掛員ノ指示ニ從フハ勿論本會諸規則ヲ遵守スヘシ

第十七條 特賣館出品人本規程又ハ本會規則並諸規程ニ違反シタルトキハ本會ハ其承諾ヲ取消スコトアルヘシ此場合既納ノ料金ハ之ヲ返還セス

前項ニ依リ其承諾ヲ取消シタルトキ本會ハ第十四條ニ準據シ建設物ヲ處分シ若ハ一定ノ期日ヲ限リテ建設物ノ取拂ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ取拂ヲ命セラレタル場合ハ敷地ヲ原形ニ復シ本會ノ検査ヲ受ケ返還スルモノトス

前二項ノ場合ニ於テ生シタル損害ニ對シテハ本會ハ之カ賠償ノ責ニ任セス

第十八條 特賣館出品人ハ其ノ使用人ノ行爲ニ付テハ一切其責ヲ負フモノトス

第十九條 特賣館工事中又ハ其設備ニ依リ本會又ハ他ニ損害ヲ與ヘタルトキハ出品人其損害ノ責ニ任スヘシ

第二十條 敷地附近ノ家屋其他設備及物件ニ損害ヲ及ホス如キ施設ヲ爲スコトヲ得ス

若シ損害ヲ及ホシタルトキハ出品人之ヲ賠償スルモノトス

第二十一條 特賣館出品人ハ本規程ノ外本會諸規則及諸規程ヲ遵守シ尙本會ノ指示ニ遵フモノトス

國產振興家庭博覽會敷地内飲食店及物品販賣店設置規程

第一條 本會場敷地内ニ飲食店又ハ物品販賣店ヲ設置シ營業セムトスルモノハ昭和九年二月末日迄ニ資格證明書

設計圖面及仕様書ヲ添ヘ別記様式ニ依リ願書ヲ差出スヘシ

本會ハ昭和九年三月十五日迄ニ其諾否ヲ通知ス

但シ申込豫定以上ニ達シタルトキハ期限前ト雖モ申込ヲ拒絶スルコトアルヘシ

設計圖面ハ配置圖、平面圖、立體圖、斷面及各部詳細圖(縮尺二十分の一)トシ仕様書ハ工事方法及材料ノ名稱並其寸法、仕口等ヲ記載スヘシ

第二條 飲食店及物品販賣店ノ設置出願ニ對シ本會ハ本市在住ノ營業者ニ限り優先權ヲ與フルモノトス

第三條 飲食店及物品販賣店ノ設置場所使用料ハ左ノ通定ム

一等 一坪ニ付 金拾五圓

二等 同 金拾圓

使用場所面積一坪ニ滿タサルモノハ一坪トシテ計算ス、本會設備ノ建物ヲ使用スル場合ハ別ニ料金ヲ定

第四條 出店人ハ前條ノ場所使用料金ヲ納入スルノ外左ノ保證金ヲ提供スヘシ

一、保證金 一坪ニ付 金五圓

前項ノ保證金ハ建設物取拂、土地返還ニ關スル義務履行ノ擔保ニ充ツルモノトス

保證金ハ敷地ノ返還ヲ了シタルトキハ之ヲ出品人ニ返還ス

第五條 飲食店及物品販賣店設置場所ノ割宛ハ本會之ヲ決定ス

決定ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第六條 飲食店及物品販賣店ノ營業時間ハ觀覽時間中ニ限り營業期間ハ會期中トス

第七條 飲食店及物品販賣店ノ設置ヲ承諾シ出店人カ場所使用料金及保證金ヲ完納シタルトキハ飲食店及物品販

賣店設置承諾書ヲ交付ス

第八條 建設物ハ昭和九年四月十五日迄ニ竣工セシメ本會ノ検査ヲ受クヘシ

前項ノ期日迄ニ竣工セサルトキハ本會ハ其承諾ヲ取消スコトアルヘシ此場合既納ノ料金ハ之ヲ返還セス

第九條 建設物ハ閉會後七日以内ニ取拂ヲ了シ敷地ヲ原形ニ復シ本會ノ検査ヲ受ケ之ヲ返還スヘシ

若シ該期日迄ニ返還ヲ了セサルトキハ本會ハ適宜之ヲ處分シ之ニ要シタル費用ハ保證金ヲ以テ之ニ充テ

尙不足アルトキハ追徴ス

第十條 建設物ノ構造ニ關シテハ左ノ各項ニ據ルヘシ

一、會場ノ美觀ヲ添フル體裁ヲ具備スルコト

二、屋根ハ不燃質物ヲ用フルコト

三、燈火ハ電燈又ハ瓦斯ヲ用ヒ防火上必要ノ設備ヲ爲スコト

四、飲食店ハ水道ヲ設備シ便所ヲ附設スルコト

五、其他本會ニ於テ指示スル事項ヲ履行スルコト

六、警察ニ要スル手續ヲ了シ其取締ヲ履行スルコト

第十一條 飲食店及物品販賣店ハ會期中任意ニ閉鎖模様替又ハ取拂ヲ爲スコトヲ得ス

但シ本會ノ承認ヲ得タル場合ハ此ノ限ニアラス

第十二條 建設物ノ内外ハ常ニ塵芥、汚水等ヲ處理シ清掃ニ努メ清潔ヲ保持スヘシ

特ニ飲食店ハ衛生ニ意ヲ用ヒ最善ヲ計ルヘシ

本會ハ隨時前項ノ検査ヲナシ必要ニ應ジ改善ヲ命シ或ハ止ムヲ得サルトキハ閉店ヲ命スルコトアルヘシ

第十三條 開會ニ至ルモ開店ヲナサス若ハ會期中設備使用ヲ中止又ハ廢止シタルトキハ本會ハ其承諾ヲ取消シ他人

ヲシテ其設備ヲ使用セシムルコトアリ、此ノ場合既納ノ料金ハ之ヲ返還セス

前項ニ依リ他人カ其設備ヲ使用スル場合失權者ハ其使用ニ付何等請求ヲ爲スコトヲ得ス

前二項ニ依リ損害ヲ生スルコトアルモ本會ハ之カ賠償ノ責ニ任セス

第十四條 本會ノ承諾ヲ得タル敷地ノ使用權及其地上ニ於ケル建設物ハ之ヲ賣買、讓渡、轉貸、質權又ハ抵當權ノ

目的トナスコトヲ得ス

第十五條 飲食店ノ販賣セムトスル飲食品ノ種類及價格ハ豫メ本會ニ提示シテ其品質及價格等ノ承認ヲ受クヘシ

物品販賣店ノ販賣品亦之ニ準ス

本會ハ隨時品質、量目、價格等ヲ検査シ必要ニ應ジ變改ヲ命シ已ムヲ得サルトキハ其販賣ヲ禁止スルコ

トアルヘシ

第十六條 飲食店出店人ハ警備、防火ノ爲本會ノ承認ヲ得テ其店內ニ使用人ヲ宿泊セシムルコトヲ得

但シ人員二名ヲ超ユルコトヲ得ス

宿泊人員ノ氏名、年齢ハ本會ニ届出ツヘシ

第十七條 飲食店及物品販賣店出店入本規程又ハ本會諸規則並諸規程ニ違反シタルトキハ本會ハ其承諾ヲ取消スコ

トアルヘシ、此場合既納ノ料金ハ之ヲ返還セス

前項ニ依リ其承諾ヲ取消シタルトキハ本會ハ第十三條ニ準據シ其建設物ヲ處分シ若ハ一定ノ期日ヲ限テ

其建設物ノ取拂ヲ命スルコトアルヘシ

其取拂ヲ命セラレタル場合ハ敷地ヲ原形ニ復シ本會ノ検査ヲ受ケ返還スヘシ

前數項ノ場合ニ於テ生シタル損害ニ對シテハ本會之カ賠償ノ責ニ任セス

第十八條 出店入ハ其使用人ノ氏名、年齢ヲ本會ニ届出テ其承認ヲ受クヘシ

從業員ノ行爲ハ出店入其責ヲ負フヘシ

第十九條 建設物工事中又ハ其設備ニ依リ本會又ハ他ニ損害ヲ及ホシタルトキハ出店入其損害ノ責ヲ負フヘシ

第二十條 敷地附近ノ樹木、家屋其他ノ設備及物件ニ損害ヲ及ホスカ如キ施設ヲナスコトヲ得ス

若シ損害ヲ及ホシタルトキハ出店入之ヲ賠償スヘシ

第二十一條 出店入ハ本規程ノ外本會規則、出品規則其他本會制定ノ諸規程ヲ遵守シ尙本會ノ指示ニ遵フヘシ

附 則

第二十二條 本會々場敷地外ニ於ケル本會所有ノ敷地ヲ使用セムトスル者ハ本會ノ承諾ヲ受クヘシ

前項ニ於ケル場所使用料ハ其都度之ヲ定ム、此場合場所使用料ハ使用中込ト同時ニ差出スヘシ

其他總テ本會ノ指示ニ遵フヘシ、若シ本會ノ指示ニ遵ハサルトキハ其承認ヲ取消スコトアルヘシ

又會場整理の爲め、會場取締規程、徽章及通門券發行規程、入場料割引規程、觀覽人心得を左の通り定めた。

會 場 取 締 規 程

第一條 本會場ノ各館及各門ノ開閉ハ毎日左ノ時間ニヨリ振鈴ヲ以テ合圖ス

一、各館ノ開扉 午前八時

一、各門ノ開扉 午前八時

一、各館ノ閉鎖 午後五時

一、各門ノ閉鎖 午後五時三十分

但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ

第二條 入場者ハ本會規定ノ門ヨリ出入シ各門閉鎖時刻前ニ退場スヘシ

但シ係員、營業者等ニシテ職務又ハ營業ノ爲殘留ノ必要アル者ハ此限りニ非ス

第三條 本會場ニ出入スルコトヲ得ルモノ左ノ如シ

一、本會入場券携帯者

二、本會ノ優待券、無料入場券又ハ門鑑所持者

三、本會ノ徽章佩用者

四、出品入場券所持者

五、憲兵、警察官、郵便集配人、消防夫等ニシテ職務ノ爲出入スル者

六、保護者アル六歳未満ノ者

七、前各項ノ外特ニ本會ヨリ發行シタル入場證票ヲ所持スル者

第四條 觀覽人入場ノ際ハ入場券ヲ門衛ニ示シ改缺ヲ受ケ退場ノ際之ヲ門衛ニ渡スヘシ

第五條 徽章ハ見易キ所ニ佩用シ門鑑ハ必ス之ヲ携帯スルコトヲ要ス

第六條 本會ノ承諾ヲ受ケタルモノ、外車馬者類ヲ牽キ又ハ荷物ヲ携帯シテ入場スルコトヲ得ス

但シ小形ノ手提類ハ此限ニ在ラス

第七條 瘋癲、白痴若ハ泥醉者、其ノ他秩序ヲ紊亂スル虞アルモノハ入場ヲ拒絕ス

觀覽人會場内ニ於テ公ノ秩序ヲ亂シ猥褻ノ行爲アリタルトキハ退場セシムルモノトス

第八條 陳列物品ヲ構外ニ搬出セムトスル者ハ本會ヨリ搬出證ノ交付ヲ受ケ之ヲ門衛ニ渡スヘシ

但シ即賣品ハ此限ニアラス

第九條 館内ニ於テハ喫煙スルコトヲ得ス

第十條 係員以外ハ看守人ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ陳列品ニ觸ル、コトヲ得ス

第十一條 觀覽人退場ノ際必要ト認ムルトキハ守衛ニ於テ其ノ携帶品ヲ閱覽スルコトアルヘシ

第十二條 觀覽人ハ總テ係員ノ指示ニ遵ヒ本會場内ノ揭示ヲ遵守スルコトヲ要ス

若シ本會ノ諸規程ニ違背シ又ハ不都合ノ行爲アリタルトキハ直ニ退場セシメ其他臨機ノ手續ヲ爲スコトアルヘシ

第十三條 會場内ニ於テハ特ニ許可ヲ受ケタルモノ、外歌舞音曲ヲ弄シ又ハ廣告ニ涉ル行爲ヲナスコトヲ得ス

第十四條 建築物、工作物、樹木其他物件ヲ汚漬シ若ハ出陳ノ動物ニ惡戯ヲナスコトヲ得ス

第十五條 工事ノ施行ニ關シテハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一、材料ハ總テ他所ニテ切組タル上敷地内ニ搬入スヘシ

但シ特別ノ事由ニ依リ本會ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニアラス

二、會場内ニ於ケル作業時間ハ午前七時ヨリ午後六時半迄トス

但シ時間外作業ヲ必要トスルトキハ其ノ事由ヲ本會ニ申出テ許可ヲ受ケヘシ

三、工事中ハ責任者又ハ其代理人ハ嚴重ニ職人、人夫ノ取締ヲナスヘシ

四、工事ノ場所ニ於テハ堅ク火氣ヲ用フルコトヲ禁ス

五、工事ノ場所ニ於テハ喫煙ヲ禁ス

六、工事施行上ヨリ生スル木屑類ハ指定ノ場所ニ搬出シ作業場ニ散亂又ハ推積セシムヘカラス

第十六條 會場内ニ於テ金錢物品ヲ拾得又ハ遺失シタル者ハ場内派出所警察官吏、守衛又ハ事務局ニ届出ツヘシ

第十七條 會場内外ノ火災豫防其他ノ警備ヲ倉敷市消防組ニ委嘱スルコトアルヘシ

觀 覽 人 心 得

一、觀覽時間ハ午前八時ヨリ午後五時マテトス

但シ時宜ニヨリ伸縮スルコトアルヘシ

一、觀覽人ハ畜類ヲ牽キ又ハ荷物ヲ携帶スルコトヲ得ス

一、入場者ハ規定ノ門ヨリ出入シ各門閉扉時刻前ニ退場スヘシ

一、觀覽人ハ入場ノ際入場券ヲ門衛ニ示シ改缺ヲ受ケ退場ノ際之レヲ門衛ニ渡スヘシ

一、館内ニ於テハ喫煙ヲ禁止ス

一、會場内ニ於テハ特ニ許可ヲ受ケタルモノ、外歌舞音曲ヲ弄シ又ハ廣告ニ涉ル行爲ヲナスコトヲ得ス

一、會場内ニ於テハ秩序ヲ亂シ猥褻ノ行爲ヲナスコトヲ得ス

徽 章 及 通 門 券 發 行 規 程

第一條 本會ニ於テ左記ノ徽章及通門券ヲ發行ス

一、徽 章 本會役職員、雇員、備人ニ對シ交付スルモノ

二、入場券 本會規則第十二條ノ入場料ヲ支拂ヒタル者ニ交付スルモノ

三、優待券 本會ニ於テ特ニ縱覽セシムル必要アリト認メタル者ニ對シ交付スルモノ

四、特別入場券 出品人又ハ代理人ニ對シ出品整理ノ期間交付スルモノ

五、門 鑑 會場内ノ營業又ハ工事ニ從事スル者ニ對シ會期中使用セシムル爲ニ交付スルモノ

六、通 券 本會ニ關スル臨時ノ用辨ヲ爲ス者、其他本會ニ於テ特ニ必要ト認メタル者ニ對シ交付スルモノ

七、無料入場券 宣傳ノ爲使用スルモノ

第二條 前條第四號、第五號、第六號ノ交付ヲ受ケントスル者ハ本會事務局ニ請求スヘシ

會場内ノ營業ニ從事スル者ハ門鑑一個ニ付金壹圓ノ料金ヲ納入スヘシ

第三條 徽章、特別入場券、門鑑及通券ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ貸與スルコトヲ得ス若シ其事實ヲ發見シタルトキハ之ヲ沒收ス

第四條 特別入場券又ハ門鑑ヲ亡失シタルトキハ再ヒ交付セス但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ金貳圓以上五圓以内ノ料金ヲ納入セシメタル上再交付スルモノトス

第五條 通門券ハ會場出入ノ際之ヲ係員ニ呈示シ本會ニ於テ隨時徽章及通門券ノ點檢ヲ行フトキハ之ヲ呈示又ハ提供スルノ義務アルモノトス

第六條 徽章、特別入場券、門鑑及通券ヲ紛失シタルトキハ直ニ本會事務局ニ届出ツヘシ

入 場 料 割 引 規 程

第一條 本會ハ團體入場者ニ對シ左記ニ依リ割引ヲナス

一、引率者ヲ有スル三十人以上ノ一般團體

イ、三十人以上 一人ニ付 金十五錢

ロ、百人以上 同 金十四錢

ハ、三百人以上 同 金十三錢

二、下士官以上ノ引率スル軍人團體並教師ノ引率スル中等學校以上ノ學生、生徒ノ團體

イ、三十人以上 一人ニ付 金十五錢

ロ、百人以上 同 金十四錢

三、引率者ヲ有スル各工場職工團體

イ、五十人以上 一人ニ付 金十三錢

四、教師ノ引率スル小學校兒童ノ團體

イ、五十人以上 一人ニ付 金五錢

第二條 團體割引ノ取扱ヲ受ケムトスルモノハ入場ノ前日迄ニ本會宛申込マレタシ當日ノ申込ニ對シテハ割引ノ取扱ヲ爲サ、ルコトアルヘシ

第三條 賣出又ハ景品用トシテ入場券ヲ百枚以上現金ヲ以テ一括購入スルモノニ對スル割引率ハ二割トス

第四條 本會ノ認ムル諸大會參列者ニ對スル入場料ハ二割引トシ場合ニ依リ無料トナスコトアルヘシ

第五條 既納ノ料金ハ事由ノ如何ニ拘ラス之ヲ還付セス

第六條 入場券ノ取次販賣ハ本會ノ指揮者ニ限ルモノトス

第 二 節 職 制

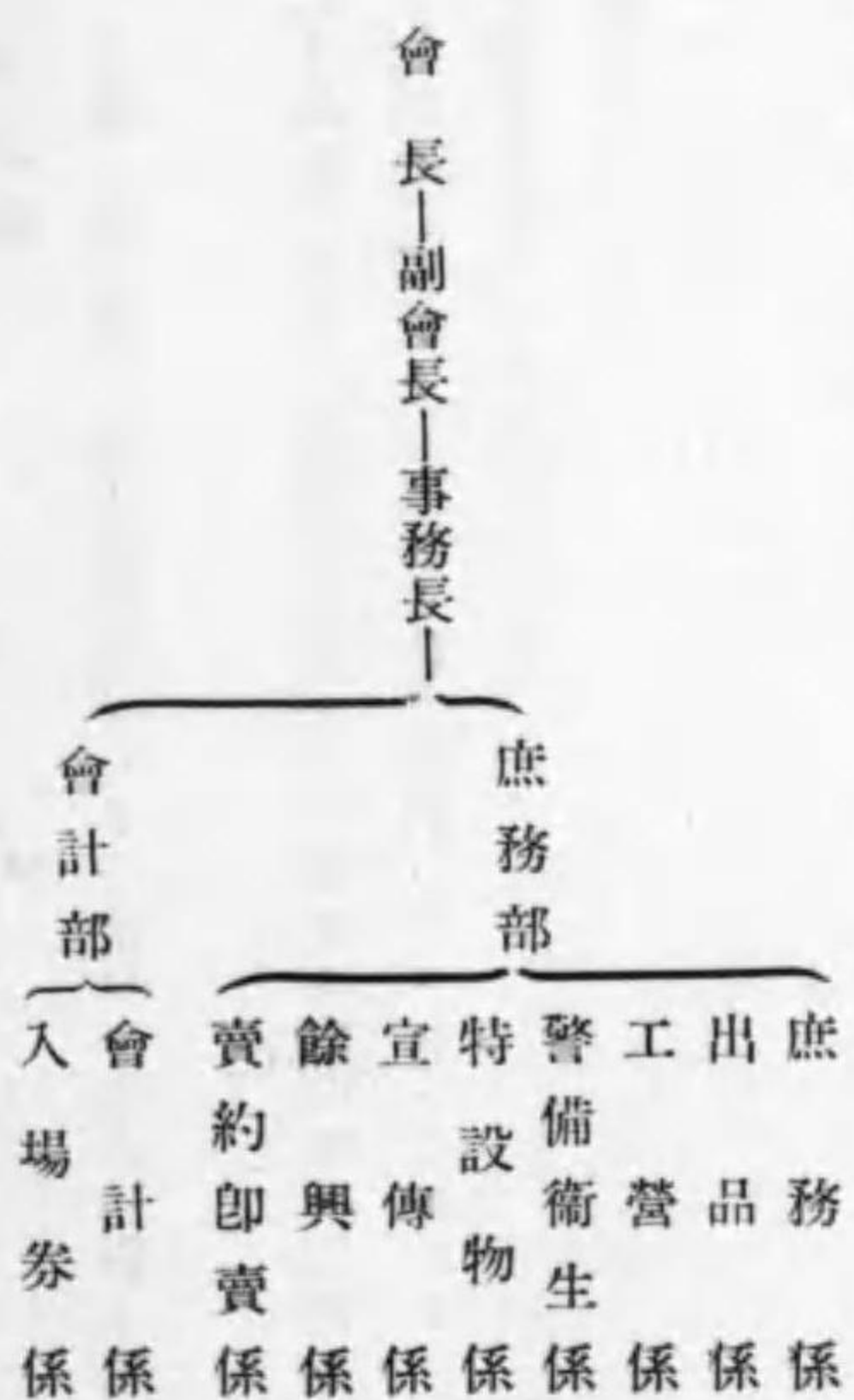
會則に基づき本會に左の役職員を置いた。

- 會 長 倉敷市長 一名
- 副 會 長 倉敷商工會議所會頭、倉敷市會議長 二名
- 名譽理事 倉敷市内各新聞關係主任者 八名
- 評 議 員 倉敷市會副議長、倉敷市産業委員、倉敷商工會議所副會頭、倉敷商工會議所商業部員 十二名
- 常務理事 倉敷市助役、倉敷商工會議所理事 二名



員事從覽博の日る或

理事 倉敷市會議員(評議員タルモノヲ除ク)、倉敷商工會
 議所議員(同上)、倉敷市收入役、倉敷市役所各主事
 課長(産業課長ヲ除ク) 四十三名
 事務長 倉敷市役所産業課長 一名
 事務員 市吏員及會議所職員中 若干名
 事務局の組織は左の通りである。



なほ評議員及理事は重要機務に參するの外、委員長又は委員として宣傳、出品、建築、式典、設備警衛、會計等の各方面に活動し、専ら本會の目的達成に努めた。
 事務規程、支給規程、宿直規程、職務規程、勤務心得等人事に關する諸規定は左の通りである。

事務規程

第一章 總 則

第一條 本博覽會ニ事務局ヲ置ク
 第二條 本會ニ關スル事務ハ會長ノ決裁ヲ經テ之ヲ執行スルモノトス

第二章 事務分掌

第三條 本會ノ事務ヲ處理スル爲事務局ニ左ノ二部ヲ置キ事務長之ヲ統轄ス

一、庶務部

二、會計部

第四條 各部ハ左ニ掲クル事務ヲ分掌ス

庶務部

- 一、一般庶務ニ關スル事項
- 一、出品ニ關スル事項
- 一、工營ニ關スル事項
- 一、警備衛生ニ關スル事項
- 一、特賣館、賣店、特設物ニ關スル事項
- 一、宣傳ニ關スル事項
- 一、餘興ニ關スル事項
- 一、賣約、即賣ニ關スル事項
- 一、其他會計部ニ屬セサル一切ノ事項

會計部

- 一、金錢出納ニ關スル事項
- 一、入場券ニ關スル事項

第三章 處 務

- 第五條 事務員ハ事務長ノ指揮命令ニ從ヒ帳簿及書類ノ整理、保管ノ責ニ任スルモノトス
- 第六條 擔任ヲ命セラレタル事務員ハ日常ノ報告ヲ事務長ニ廻付スルモノトス
- 第七條 賣約又ハ即賣ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ臺帳ニ月日其他必要事項ヲ記入シ摘要欄ニ賣約又ハ即賣印ヲ押捺スヘシ
- 第八條 賣約又ハ即賣ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ニ注意スヘシ
 - 一、現品ハ附札ト符合シ居ルヤ否ヤ
 - 二、出品物ノ容器ハ附札ノ價格ニ包容シアルヤ否ヤ
- 第九條 賣約ニアリテハ賣約後ニ於テ賣約兼領收證ヲ買約人ニ交付シテ代金ヲ受領シ出品物ニ賣約證ヲ貼付スヘシ
- 第十條 即賣ニアリテハ附札ニ依リ代金ヲ受領シ現品ヲ交付スルモノトス
- 賣約係ハ日々閉場後左式ニ依リ出品係ヲ經テ會計部ニ現金ト共ニ賣上調書ヲ提出スヘシ

月	日	賣上調書
一金	圓	錢也
內現金	圓	錢也
內	譯	入金高
錢	圓	錢
		賣約前金別紙傳票
		枚分

右現金相添へ報告候也

昭和九年 月 日

會計部御中

賣約係

何

某印

俸給手当支給規程

- 第一條 依給手当ノ支給日ヲ左ノ通定ム
 - 但シ休日ニ當ルトキハ順次繰上クルモノトス
 - 一、月俸者ノ俸給及手当ハ毎月二十五日
 - 一、日給者ノ給料ハ翌月二日
- 第二條 月俸者ノ俸給及手当ハ就職ノ日ヨリ起算シ就職及解職共月ノ中途ニアルモノハ日割ヲ以テ支給ス
- 第三條 事故又ハ病氣ノ爲全日缺勤シタルモノノ俸給手当ハ日給者ニ在リテハ日額月俸者ニ在リテハ日割ヲ以テ控除ス
- 第四條 遅刻及早退者ノ俸給ハ左ノ區分ニヨリ日額若クハ日割額ノ半額ヲ控除ス
 - 一、正午拾貳時前早退シタルトキ
 - 一、正午拾貳時後遅參シタルトキ

旅費支給規程

- 第一條 本會役職員ニシテ職務ニ依リ出張セントスルトキハ順路ニ從ヒ別表ニ依リ旅費ヲ支給ス
- 第二條 出張地内ニ於テ特別ノ用務ニ依リ車馬賃ヲ要シタルトキハ之カ實費ヲ支給スルコトアルヘシ

附 則

本規程ハ昭和八年十二月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

(別 表)

職 名	區 分		鐵道賃	船 賃	日 當	宿泊料	車馬賃
	縣 內	縣 外					
國產振興家庭博覽會役職員	三等運賃	二等運賃	二等運賃	二等運賃	二 圓	四 圓	五十錢
	二等運賃	二等運賃	二等運賃	二等運賃	二圓五十錢	五 圓	七十錢

宿 直 規 程

- 第一條 宿直ハ定ムル所ノ名簿ニ依リ順次交代シテ服スルモノトス
- 第二條 宿直時間ハ毎日閉場後ヨリ翌日開場時刻迄トス
- 第三條 宿直ハ毎夜左ノ人員之ニ服ス
 - 一、事務員 二名
 - 一、使 丁 一名
- 第四條 宿直員ハ印章、鍵箱等總テ預託サレタル物品ヲ保管シ翌朝事務局ニ引繼クヘシ
- 第五條 宿直中到着シタル文書物品ハ左ノ手續ニ依リ取扱フヘシ
 - 一、至急、親展書及電報ハ直ニ宛名ニ送付スヘシ
 - 二、普通文書ハ之ヲ開封シ至急ヲ要スルモノハ即時事務長ニ送付スヘシ
 - 三、至急ヲ要セサル普通文書ハ來翰簿ト共ニ翌朝庶務部ニ引繼クヘシ
 - 四、現金又ハ金券ヲ受取りタルトキハ翌朝庶務部ヲ經テ會計部ニ引繼クヘシ

- 第六條 閉場後至急ヲ要スル文書及電報ノ發送ハ總テ宿直員ニ於テ取扱フヘシ
- 第七條 宿直中ノ事項ハ細大漏サス總テ日誌ニ記載スヘシ
- 第八條 宿直員ハ交代ニテ場内ヲ巡視シ場内警備係ト連絡ヲ取り火災盜難ヲ警戒シ疑ハシキ兆候ヲ認メタルトキハ直ニ警察官ニ通告スヘシ
- 第九條 非常ノ際ハ直ニ臨機ノ處置ヲ取り速カニ會長其他ニ急報スヘシ

守 衛 職 務 規 程

- 第一條 守衛ハ本會事務局ノ指揮ヲ受ケ會場取締規程ニ從ヒ會場一般ノ警備取締及門衛ニ任スヘシ其ノ職務概要左ノ如シ
 - 一、各館ノ開閉及各門ノ開閉並看守
 - 二、會場出入者ノ取締、入場券ノ改缺並觀覽者ノ保護取締
 - 三、搬入出物件ノ取締並其ノ査閲
 - 四、火災及盜難ノ豫防
 - 五、會場内施設物及植物其他ノ保護
 - 六、會場内清掃ニ關スル一般ノ取締
 - 七、前各號ノ外會場一般ノ取締
- 第二條 勤務時間ハ開場一時間前ヨリ閉場一時間後迄トス但シ會務ノ都合ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ
- 第三條 出勤シタルトキハ直ニ出勤簿ニ捺印シ所用ノ物品ヲ受取りタル後服務スヘシ退出ノ際ハ物品ヲ返付スヘシ
- 第四條 疾病其他已ムヲ得サル事故ニ因リ出勤シ得サルトキハ出勤時刻迄ニ届出ツヘシ勤務中前項ノ理由ニ因リ

勤務スルコト能ハサルニ至リタルトキハ事務局ニ申出許可ヲ受クヘシ
 第五條 勤務中食事其他已ムヲ得サル事由ニ因リ受持場所ヲ離レムトスルトキハ隣接ノ守衛ニ其任務ヲ盡サシムヘシ但シ三十分以上ヲ要スト認ムルトキハ事務局ノ許可ヲ受クヘシ
 第六條 門衛ノ任務ヲ受ケタル守衛ハ閉場後當日ノ入場人員ヲ調査シ事務局ニ報告スヘシ
 第七條 守衛ハ若干名宛輪番ニテ宿直ヲナスコトアルヘシ宿直規程ニ從ヒ時々會場内ヲ巡視シ火災、盜難其他ノ警備ニ任スヘシ
 第八條 守衛ハ勤務中特ニ左記事項ヲ遵守スヘシ

- 一、觀覽人ニ應接スルトキハ言辭ヲ慎ミ最モ親切叮嚀ナルヘシ
- 二、濫ニ受持場所ヲ離ルヘカラス
- 三、姿勢ヲ正シ動作ヲ慎ミ服裝ヲ清潔ニスヘシ
- 四、書籍新聞等ヲ閱讀シ又ハ雜談、私語喧嘩ニ涉ル行爲アルヘカラス
- 五、如何ナル場合ト雖飲酒スヘカラス

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ隠ニ制止シ之ニ應セサルトキハ退場セシムヘシ

- 一、館内ニ於テ喫煙スル者
- 二、陳列品ニ觸レ又ハ之ヲ汚損セムトスル虞アル者
- 三、會場内外ノ設備ヲ損傷セムトスル虞アル者
- 四、泥酔シ觀覽人ノ妨害ヲナシ又ハ公ノ秩序ヲ亂スト認ムル者
- 五、其他本會諸規程ニ違背スル行爲ヲ爲ス者

第十條 飲食店又ハ賣店等ニ於テ腐敗又ハ腐敗ニ傾キタル物品ヲ販賣シ或ハ暴利ヲ貪ルモノアルトキハ事務局ニ門衛ノ任務ヲ受ケタル守衛ハ會場取締規程第三條、第六條及第七條ニ從ヒ入場者ヲ取締ルヘシ

報告スヘシ
 第十一條 物件ヲ搬出セムトスルモノアルトキハ搬出證ヲ受取り現品ニ對照シ其相違ナキヲ認メタル上搬出セシメ其搬出證ハ之ヲ關係係ニ返付スヘシ但シ即賣品ニ付テハ此限ニアラス
 觀覽人退場ノ際怪ムヘキ所爲アリト認ムルトキハ携帶品ノ閱覽ヲ求ムヘシ
 第十二條 會場内ニ於テ犯罪者舉動不審者ヲ發見シタルトキハ事務局ニ通知シ直ニ警察官ニ申告スヘシ
 第十三條 會場内ニ於テ物件ヲ遺失シ又ハ拾得シタル者アルトキハ遺失者又ハ拾得者ノ住所氏名、遺失又ハ拾得物件名並ニ場所、日時等ヲ聽取シタル上直ニ事務局ニ報告スヘシ
 第十四條 傷病者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ救護室ニ同行又ハ急報シ其住所氏名顯末ヲ事務局ニ報告スヘシ
 第十五條 迷子ヲ發見シタルトキハ直ニ事務局ニ同行スヘシ
 第十六條 本規程ニ規定ナキ事項ニ關シテハ總テ上司ノ指揮ヲ受ケ且臨機ノ措置ヲ誤ラサル様注意スヘシ

看守勤務心得

第一條 看守ハ本會規則並規程ヲ遵守シ上司ノ指揮ヲ受ケ陳列品ヲ看守スヘシ
 第二條 看守ハ本會ヨリ貸與ヲ受ケタル被服ヲ着用シ徽章ヲ佩用スヘシ
 會期中辭職又ハ解職ノ場合ハ直ニ之ヲ返納スヘシ
 第三條 看守ハ開場一時間前ニ出勤シ備付ノ出勤簿ニ捺印スヘシ病氣其他事故ニ依リ出勤シ能ハサルトキハ出勤時刻迄ニ其旨届ツヘシ
 看守ハ閉場後直ニ受持場所ヲ整理シ係員ノ指示ヲ受ケ退出スヘシ
 第四條 看守ハ毎日開館前閉館後受持場所ノ陳列品ヲ點檢シ異狀又ハ附札ノ剝落若クハ陳列品ノ亂雜シタルモノアルトキハ直ニ係員ニ届出ツヘシ受持戸棚又ハ陳列臺等ハ清潔ニ掃除シ通路ニ撒水スヘシ

閉館ノ際ハ戸締ヲ嚴ニシ館内守衛ノ點檢ヲ受ケ鍵ヲ指示シタル係員ニ引繼クヘシ

第五條 陳列品ハ係員ノ指揮ヲ受クルニアラサレハ所定ノ位置ヲ變更スルコトヲ得ス

第六條 看守ハ勤務時間中監視ヲ周到ニシ靜肅ヲ旨トシ濫リニ受持部内ヲ離レ又ハ無用ノ雜談、讀書等ヲ爲スヘカラス

第七條 觀覽者ニシテ陳列品ニ對スル説明ヲ求ムル者アルトキハ言語ヲ慎ミ懇切ヲ旨トシ之ニ應答スヘシ又必要ノ場合ハ係員ニ申出ツヘシ

第八條 左記ノ場合ヲ除クノ外ハ陳列品ニ手ヲ觸レシムヘカラス

- 一、本會役職員
- 一、本會ノ承諾ヲ得タル者
- 一、購買ノ爲特ニ一覽ヲ求ムル者

第九條 觀覽人中陳列品ニ對シ怪ムヘキ所爲アリト認ムルトキ又ハ他ノ觀覽人ニ妨害ヲ與フル處アリト認メタルトキハ直ニ最寄係員又ハ事務局ニ報告スヘシ

第十條 觀覽人ニシテ陳列品又ハ裝飾其他ニ對シ損傷シタル者アルトキハ本人ヲ同道シ事務局ニ届出ツヘシ

第十一條 出品物ノ賣約ヲ申込ム者アルトキハ番號、名稱、出品人ノ住所氏名及賣價ヲ賣約係ニ申出ツヘシ即賣ヲ申込ム者アルトキハ代金ヲ受取り附札ト共ニ賣約係ニ提出スヘシ

第十二條 陳列品ノ破損又ハ變質シタルモノアルトキハ直ニ事務局ニ申出ツヘシ

第十三條 看守勤務上ノ怠慢ニ依リ陳列物品其他ノ物品ヲ破損若クハ紛失シタルトキハ之カ賠償ノ責ニ任セシムルコトアルヘシ

第十四條 館内ニ遺失物アリタルトキハ直ニ事務局ニ届出ツヘシ

第十五條 本則ニ明文ナキ事項ハ總テ事務局ノ指揮ヲ受クヘシ

第十六條 前各條ノ規程ヲ遵守セサル者ハ會期中ト雖解雇スルコトアルヘシ

第二編 開會前の施設

第三章 規 模

第一節 敷 地

會場敷地には市内旭町市役所東南一帯、旭町中通と鶴形山隧道路線と相會する地點の空地を選び、夫々土地所有者の快諾を得て借入手續を了し、之に市道一部の無償占用を加へ、使用した敷地の總面積は二、八四四坪九六であつた。

第二節 會場 配 置

會場は敷地の地形に應じ、丁字形街路を挾んで一集團をつくり、後ち出品物の激増により、鶴形山隧道南口本町の一角に別館を設けた。會場配置の概要は左の通りである。

第一會場 は市役所の東より倉敷中央病院近くに至る一帯の空地を利用し、旭町中通に面する。而して場内を東西二區に分ち、裝飾陸橋を以て之を連ね、東區に正門、事務局、迎賓館、第一本館、特賣館、各種賣店、警官出張所、救護班詰所、會設私設の各休憩所、食堂等があり、西區に第二本館、南洋館、出品機械實演場、演藝館、怪奇館（一名お化け館）を配し、なほこゝにも各種賣店、食堂、休憩所等がある。

第二會場 は義士館にして、第一會場正門と相對する。側に消防組詰所を設ける。

第三會場 は義士館を少しく西に離れ、丁字形街路の一角に出入口があつて、中にお伽館と電氣館とがあり、庭上にはブランコ、迂り臺、休憩所、賣店等もあつて、こゝを「子供の國」と稱する。なほその一角には農具の實演場がある。

別 館 は歴史と萬國手藝館と稱し、本會場を南に離れ、鶴形山トンネルを出たところにある。

興行物 前掲本會各館の外、第三會場子供の國と相對する一區劃には、海女館、動物園の二館がある。

海女館、動物園を除き、本會各館の總建坪數一、〇三六坪にして其の詳細は左の通りである。

第一會場	正門	一・二・二五	六角塔(休憩所)	九・〇〇
事務局		一八・〇〇	便所(二ヶ所)	五・〇〇
迎賓館		六・〇〇	第二會場	
第一本館(小間數二二〇)		三五〇・〇〇	義士館	一六二・〇〇
第二本館(小間數九六)		一三二・五〇	第三會場	
南洋館		三〇・〇〇	お伽館	八三・〇〇
演藝館(舞臺)		二四・〇〇	電氣館	三〇・〇〇
特賣館(小間數五二)		五四・二五	別館	
怪奇館		九〇・〇〇	歴史と萬國手藝館	三〇・〇〇
			合計	一、〇三六・〇〇

第四章 工 營

第一節 工事設計

會場建物等は本會に於て大體の案を立てたる上、東京市乃村工藝社に命じて設計せしめた。
 本館は初め、第一本館二二〇坪一〇六小間、第二本館一三五坪五五小間、第三本館七五坪九九小間、合計四三〇坪二六〇小間としたが、出品物の激増により、中途設計を變更し、第一本館及第二本館を擴張連結して第一本館とし、第三本館を第二本館と改め、合計四八二坪五合三一六小間とし、別に三〇坪の別館を設けることとした。
 特設館は初め南洋館、演藝館、特賣館、怪奇館、義士館、お伽館の六館なりしが、後迎賓館、電氣館の二館を加へた。

右の内、南洋館は南洋廳の特別設計に依り、怪奇館は乃村工藝社、電氣館は中國合同電氣株式會社倉敷營業所の企畫に依るものである。
 照明には電燈と採光窓とを併用した。

第二節 建築

建築及内部設備は乃村工藝社をして請負はしめ、其の様子は概要左の通りである。

第一本館 木造平家建、柱は末口二寸五分以上の杉或は檜材丸太を用ひ根入一尺五寸以上。合掌は總て末口二寸以上の杉又は檜材丸太を用ひ釘又は鍔止とし各要所を十六番線針金を以て十卷以上巻締め、各合掌間は丸太材並に八番線針金にて筋違に引止む。母屋は末口二寸以上の杉又は檜材丸太を使用し間隔は二尺乃至三尺鍔及釘止とす。屋根はトタン浪板張二寸以上重ね釘打す。筋違は丸太材又は大横(杉又は松)以上の太さのものを使用す。外面壁は大横を三尺間に入れ、其の上に葺質を張り土壁二回以上塗上げ各色彩箇所はペンキにて塗裝す。パラベツトは一吋二分角松材にて組みトタン或は布張となしペンキ塗仕上とす。採光窓は硝子戸入とす。出入口には夫々嚴重なる戸締の設備をなす。天井壁面白布張廻り縁中横釘打とす。陳列臺設付。
 第二本館 第一本館に同じ。

南洋館 間口四間奥行七間半、高さパラベツト迄十五尺。但し正面入口は高さ三十八尺とし模様はペンキ塗裝仕上とす。内部に陳列臺を設く。其の他の設備は南洋廳に於て之を行ふ。建築仕様第一本館に同じ(以下倣之)。

演藝館 舞臺並樂屋、間口六間、奥行四間。觀覽席は大テント張とし、中には腰掛を設け、舞臺には演藝用背景を裝備す。

特賣館 間口十五間半、奥行三間半、内部天井布張、陳列臺其他なし、出品物に應じ適當の設備をなす。
 怪奇館 間口十五間、奥行六間、中に迷路及お化の各場面をつくる。

六角塔 直徑十八尺、五重塔造、美裝、下を休憩所とす。
 正 門 第一會場に設け、左右に事務局及出札室を設く。
 迎賓館 間口三間、奥行二間、玄關附、床板張。
 陸 橋 第一會場の東西兩區を結ぶ。幅二間、長七間、高さ床迄九尺、手欄迄十三尺、手欄は高さ床上四尺、桝木及柱は米松角材、トタン浪板張、ペンキ塗上とす。裝飾柱三本各三尺角高さ十四尺、外面土壁塗ペンキ塗裝。
 義士館 間口十二間、奥行十三間半。陳列室、パノラマ等を裝備す。
 お伽館 間口十五間、奥行五間、パノラマ裝備、別に間口八間、奥行一間の簡易建物を附す。庭上にブランコ、這り臺を設く。
 電氣館 間口四間、奥行七間半。周圍に各種電氣實驗裝置を施し、中に陳列臺を置く。
 別 館 陳列臺及びパノラマを裝備す。
 便 所 幅一間、長さ二間のもの一ヶ所、長さ三間のもの一ヶ所、大便所五小間、小便所十五尺とす。
 扉 高さ七尺、柱は二寸五分角北海松材を使用し根入一尺、場所に應じてトタン張板張ペンキ塗上、又は五分目金網の兩様とす。

第三節 裝 備

本會の建築物が簡素質實を主とするに伴ひ、之が裝飾も單純明朗を旨とし、模様色彩等は各館の内容に適應するを力め屋上には大小の會旗及裝飾旗を掲げた。
 正門より第一本館正面入口に至る前庭には大噴水塔を設け、其の四周に四本の裝飾柱を立て、其の後方には圓形の植込を造り、紅白のつゝじ其他の樹木を植えた。
 場内には水道の設備をなし、又電氣を導入して、電氣館の各裝置、義士館の廻り舞臺、お伽館及怪奇館の特種裝置、出

品機械の實演、會場内外の照明等に使用した。
 沿道裝飾として本會が驛前榮町に大アーチを造り電燈照明を施した外、沿道濱田町旭町の各町に於て要所々々にアーチ又は祝塔を立て、街路の兩側には紅白の幕を張り無數のボンボリを立て列ね、市内各戸には協賛の岐阜提燈及び三角型の裝飾用宣傳ビラを吊して景氣を添へた。

第五章 出 品

第一節 出 品 勸 誘

本會開設の議決するや直ちに出品勸誘に着手し、各府縣市及殖民地長官に對して出品の斡旋を依頼すると共に各商工會、同業組合、商品陳列所、出品協會、新聞社、會社、商店等に對して賛同出品を求め、縣下主要町村並市内商工業者等に對しても夫々依頼勸誘に力め、特に山陰、阪神、廣島、四國の四方面へは評議員其他の一行を派して出品を勸説し大いに得る所があつた。

- 第一班 山陰方面 米子、松江、鳥取
- 第二班 阪神方面 姫路、明石、神戸、尾崎及小田村、大阪
- 第三班 廣島方面 福山、廣島、吳、尾道、鞆
- 第四班 四國方面 高松、丸龜、徳島

なほ之と前後して本會理事以下役職員の出品勸誘其他の用務を帯びて、東京、京都、奈良、岐阜、大阪、尾張一宮、赤穂、備後府中方面に出張するあり、其の結果、出品小間申込数は早くも豫定數を超え、三月十六日には本館小間場所の増築及び別館の増設を餘儀なくさるゝに至つた。

當時あたかも岡山市には全國工藝博覽會、長崎市には國際産業觀光博覽會、東京市には三越呉服店に於て中國四國六縣

阿	濱	榮	榮	大	本	戎	榮	戎	阿	新	平	西	本	新	濱	旭	榮	阿	沖	阿	榮	濱	新
知			黒						知			榮		川	田			知	知	田			田
町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	田	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町
狹	平	嶽	總	岡	小	長	大	小	赤	渡	萬	岡	中	興	石	小	板	三	日	藤	田	後	丸
野	松	惣	山	本	林	井	野	林	毛	邊	壽	本	原	田	井	野	谷	宅	下	原	中	藤	山
真	國	五	五	吾	廣	新	豐	光	吉	多	獎	榮	彦	光	美	順	定	兼	兼	玩	和	喜	九
治	郎	郎	郎	之	一	作	一	岳	郎	嘉	組	吉	太	次	津	一	市	郎	松	具	一	美	八

一 〇 〇 五 五 二 一 一 一 一 一 一

二 一 一 一 一 二 一 〇 〇 五 五 一 二

一 一 一 一

二ノ四〇
 二ノ四一
 二ノ四二
 二ノ四三 點數出品
 二ノ四四
 二ノ四五、四六
 二ノ四七
 二ノ四八
 二ノ四九、五〇
 二ノ五一
 二ノ五二
 二ノ五三
 二ノ五五、五六
 二ノ五七
 二ノ五八
 二ノ五九
 二ノ六〇
 二ノ六一、六二
 特三
 特四
 特二
 特五

東	大	濱	御	戎	榮	西	本	榮	東	戎	御	壽	全	東	旭	富	戎	西	福	全	濱	阿	濱
黒	田					大					幸							大		全	田	知	
町	町	町	崎	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	久	町	井	町	町	町	町
澤	伊	岡	犬	佐	岸	田	彌	原	角	片	藤	倉	新	杉	平	永	岡	岡	白	永	木	秋	大
津	東	隆	岡	分	本	邊	尻	岸	田	山	本	數	谷	原	野	山	本	神	山	下	山	熊	
嶋	峰	賢	利	永	悅	公	商	登	加	貞	豐	團	清	菅	新	正	良	關	種	榮	十	治	
治	吉	一	一	吉	藏	來	三	店	一	作	松	會	喜	一	郎	玖	平	治	二	一	郎	助	

一 一

一 一 一 一 一 一 五 〇 〇 五 五 一 一 一 一

二ノ六
 二ノ七
 二ノ八
 二ノ九
 二ノ一〇
 二ノ一一
 二ノ一二
 二ノ一三、一四、一五
 點數出品
 二ノ一六、一七
 二ノ一八
 二ノ一九
 二ノ二〇
 二ノ二一
 二ノ二二
 二ノ二三
 二ノ二四
 二ノ二五
 二ノ二六
 二ノ二七
 二ノ二八
 二ノ二九
 二ノ三〇
 二ノ三一
 二ノ三二
 二ノ三三
 二ノ三八
 二ノ三九

- 一、割引方法及割引率 所定ノ割引證引換ニ二、三等普通運賃ノ二割引ヲ以テ往復乗車券ヲ發賣ス但シ十二年未滿ノ小兒ニ對シテハ發賣セス
- 二、割引區間 鐵道省線各驛及社線各連帶驛ヨリ倉敷驛行
- 三、割引期間 三月十六日ヨリ五月十六日迄
- 四、通用期間 乗車券發賣ノ日ヨリ六月十六日迄

出品物

- 一、割引方法及割引率 所定ノ荷票貼付ノ貨物ニ對シ運賃二割ヲ低減ス
- 二、發著區間割引區間 鐵道省線各驛及社線連帶驛ト倉敷驛トノ相互間
- 三、割引期間 搬入三月十六日ヨリ四月二十一日迄 搬出五月十七日ヨリ六月十六日迄
- 追テ即賣品ニ對シテハ割引ノ取扱難致候間即賣品ニ對シ荷票ヲ使用セシメサル様御注意相成度萬一即賣品ニ對シ又ハ出品人及出品事務ヲ直接管掌スル役員以外ノモノニシテ荷票若ハ割引證ヲ使用シタルモノ有之候場合ハ出品物及出品事務ヲ直接管掌スル役員全部ニ對スル割引ヲ取消シ普通運賃ト割引運賃トノ差額ヲ貴方ヨリ收受可致候間右御了知相成度

(別紙様式略)

第六章 特設物

第一節 特設館

第一本館及第二本館に普通出品物を陳列する外、左記各種特設館を設けて、特別出品物の陳列及び鑑賞娛樂の施設をなし、本會の内容をして多角的に豊富ならしめんことを力めた。

一、南洋館

本館に最も異彩を放てる南洋館は、南洋廳長官林壽夫氏の特別な配慮に依つて實現を見るに至つたものである。即ち本會開設の議決定を見るや會長より直ちに林長官に懇請するところあり、同長官の快諾を得、爾來兩者の間に種々協議を重ね、建物は同廳の設計に基づき、本會に於て乃村工藝社に建築せしめ、裝飾は同廳より特に工事請負人を派して之に當らしめ、なほ開會中は島民看守一名を派遣せられ、建築、裝飾、出品物等すべて南洋情調ゆたかなものとなつた。

二、實演場

優秀なる農具工具を出陳し、何れも動力を使用して實演するもので、觀覽者に多大の興味と實益とを與へる。

三、演藝館

演藝館は純然たる本會直營の餘興場で、開會中絶えず各種の演藝を無料公開し、本會特色の一を爲すものである。

四、怪奇館

本館は本會と乃村工藝社との共同經營で少額の觀覽料を徴する。一名をお化け館と稱し、妖怪變化の古話傳説を江戸繪錦繪を粉本として具體化し、迷宮の中に布置配列し、觀衆の膽を冷させようとする獵奇的餘興場である。

五、特賣館

本會施設の特賣館は、賣場二六小間を有し、各小間の廣さ一坪づゝである。

私設特賣館「家庭館」は神戸市昌山佐渡丸氏の經營で、間口五間、奥行二間、建坪一〇坪、中に若干の賣場を有する。(以上第一會場内)

六、義士館

本館は赤穂義士のバノラマ大小二十有餘を設備する外、本會が特に請ひ得たる義士の遺墨、遺品、參考品數十點を收め、國民精神作興の一助に供せんとするものである。(第二會場)

七、お伽館

本館はお伽パノラマの場面を展開し、翼廊に最新發明界の脅威八種の模型が陳列され、庭上にはブランコ、這り臺をすゑ、此處を「子供の國」とする。

八、電氣館

本館は中國合同電氣株式會社倉敷營業所の協賛施設で、最新の電氣器具を多數出品するのみでなく、各種の巧妙なる電氣應用装置を施して各自に實驗せしめ、所員交代で説明の勞を取る事となつてゐる。

(以上第三會場)

九、別館

本館は「歴史と萬國手藝館」と稱し、歴史的パノラマ數個と高梁高等技藝女學校出品の萬國手藝品數百點を陳列する。

第二節 特設物

特設物には無料休憩所、演奏場、寫眞場、賣店、食堂、廣告塔などが設けられ、本會の施設と相俟つて、觀覽者に便利と愉快を與へた。其の主なるものを示せば左の通りである。

- 玉龍醬油無料休憩所(廣告塔兼用) 一ヶ所
- カモキの短冊煮無料休憩所(同上) 一ヶ所
- 橘香堂無料休憩所 一ヶ所
- タイヘイレコード井上演奏局 一ヶ所
- 楠木寫眞場出張所(無料休憩所兼用) 一ヶ所
- 賣店 十一ヶ所
- 食堂 二ヶ所

吳市博覽會廣告塔

一ヶ所

カンサイハイトリ紙廣告塔

一ヶ所

第三節 興行物

本會敷地内に開設を許可した興行物は左の通りである。

名稱	期間	日數	興行主
海女館	自四月廿五日至五月十六日	二二	川上富士太
動物園	自四月三十日至五月十六日	一七	同人

第七章 宣傳振作

第一節 宣傳

開會前より開會中にかけて行つた宣傳は凡そ次の如くで、いづれも相當の効果を收めたやうである。

一、ポスター宣傳

美麗なポスター二種を作製して各府縣市其他へ配付し、揭示方を依頼し、市内の各要所へも漏無く掲出した。又別に宣傳用葉三千枚をつくり、市役所及商工會議所の發送文書に挿入頒布した。

二、廣告宣傳

倉敷市報に廣告を登載した外、鐵道驛五十八ヶ所及市内數ヶ所に美麗な意匠を施した大型の立看板を出し、市内の各乗合自動車には自動車尻廣告を掲げ、各種宣傳ビラ數萬枚を作つて二回の特別配達と三回の新聞折込を行つた。

三、文書宣傳

縣下各學校長及青年團、婦人會其他へ案内書を發し觀覽方を依頼したこと前後數回に及んだ。

八、入場券前賣
 宣傳の一段として、四月五日より現金二割引を以て入場券の前賣を開始し、前景氣を煽つた。

九、新聞社の聲援
 宣傳効果の最大なるものは新聞紙に及ぶものはない。本會開設決定以來、關係各新聞社は何れも其の貴重なる紙面を割いて終始好意的に博覽會ニュースを掲載せられ、本會の成功の爲め絶大の援助を與へられたことは、洵に感謝に堪へないところである。殊に特記すべきは中國民報社、山陽新報社の兩社が本會の開會を祝して記念號を發行されたことである。

なほ宣傳以外、各方面に援助を與へられたことも多々あるのであるが、それらの項に譲り、こゝには省略する。

又前記各項の外、開會期日前より閉會翌日まで、倉敷驛中央上りホームに裝飾宣傳を行ふ計畫を立て、當局に申請したが、結局不許可となつたは遺憾であつた。

第二節 振作

開會中、宣傳振作の爲め本會に於て施設したる事項及び補助を與へて助成したる事業は左の通りである。

一、大福引

開會の日より會期全體を通じ、入場者三千人に達する毎に、順次い號ろ號等に区分し、い號より始めて隨次豫選抽籤を行ひ、三千人中より三十名を選出して本抽籤有資格者とし、閉會翌日有資格者の本抽籤を行ふ。

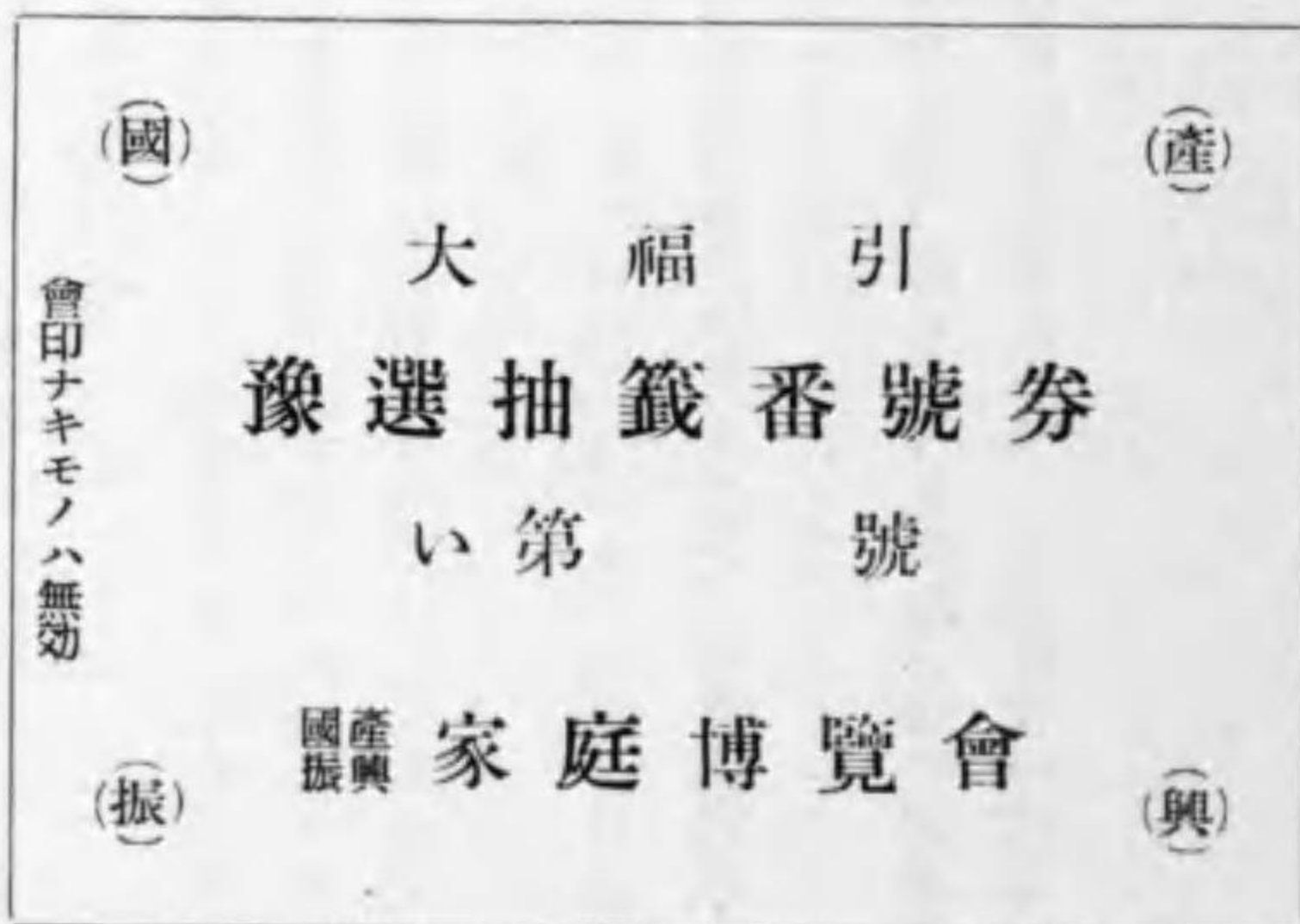


大景品場

但し抽籤は大人入場者に限る。福引景品は左の通りである。

一等	勸業債券拾圓券	五枚	一本
二等	玄米	三俵	二本
三等	自轉車	一臺	三本
四等	水屋	一個	四本
五等	玄米	一俵	五本
六等	蚊帳	一張	六本
七等	トランク	一個	五本
八等	莫產蒲團	五枚一組	十本
九等	圓食卓	一個	十五本
十等	石鹼	一個	百五十本

(以上二百一本)



二、特別デー

第一回福引デー 五月八日を第一回福引デーとし、前記大福引とは別箇に、空籤なしの福引を行ふ。但し大人入場者に限る。
 福引景品左の通り。

一等	玄	米	一	依	一	本
二等	カモキのキリメツ殺蟲劑	一	壘	二十四本		
三等	大動物園觀覽券	一枚		五十本		
四等	海女館觀覽券	一枚		五十本		
五等	ホツトレモン	一枚		五十本		
其他	當ラズナシ					

第二回福引デー 五月十四日を第二回福引デーとし、左の景品を出した。

一等	浴衣	地	一反	五	本
二等	カモキのキリメツ殺蟲劑	一	壘	二十五枚	
三等	大動物園觀覽券	一枚		二十五枚	
四等	海女館觀覽券	一枚		二十五枚	
五等	味の素	一本		一千本	

割引デー 本會最終日の五月十六日を割引デーとし、本館出品物の割引即賣を行ひ、特賣館賣店も亦之に倣つた。恰も前日來夜間開場決行中なので晝夜共掉尾の賑を呈した。

其他 會期中鴨井商手の手を経て「味の素デー」を行ひ、先着の婦人五百人に對し味の素試用壘一個宛を出した。こと二回、「レッキスデー」として數日に亘り第三會場内臨時無料休憩所に於て一般觀覽者の試用に供した。こと一回であつた。

三、煙火打揚

會期中會場裏から毎日煙火數發を打揚げて氣勢を添へた。

第三編 開會中の施設

第八章 開會

第一節 開會式

國產振興家庭博覽會の開會式は四月二十二日開會當日の劈頭午前九時五十分から第一會場内演藝館で舉行された。此日朝來一點の雲もなく、拭ふが如き碧空から何處よりともなく吹き來る風は、新裝あざやかな會場各館の日章旗博覽會旗をそよがせ、清新澄澈の氣に満ち、新興倉敷市最初の博覽會を天も祝福するかと思はれた。開會式に招待したるは南洋廳長官、各府縣知事、市町村長、縣會議長、商工會議所會頭をはじめ、後援者出品者等無慮九百名、之に本會役職員以下約百名を加へて一千人の多數に及び、續々會場に參集された。

定刻午前九時五十分合圖の煙火三發と共に一同式場に着席、先づ全員起立國歌を合唱し、林副會長の開式挨拶、藤岡事務長の會務報告、平松會長の式辭、篠原岡山縣知事の告辭に次いで田口岡山縣會議長以下來賓の祝辭朗讀あり、出品人總代高橋唯治氏祝辭を述べ、次に林南洋廳長官以下各地より寄せられたる祝電披露の後、本會評議員森田商工會議所副會頭の挨拶を以て式を閉ぢたのは正午であつた。

式終るや直ちに園遊會に移り、各模擬店はいづれも入替り立替り大繁昌を呈し、此の間演藝館には餘興として笑和廻家小福一座の萬歳數番、小林百合子、山路千夜子の俚謡獨唱(伴奏阿知館音樂團)等の催あり、朝來澄切つた心地よき日ざしを浴びつゝ、一同十二分の祝賀氣分にひたりながら三々五々散會した。

なほお土産品として來會者に倉敷市案内、倉敷市繪葉書、及菓子一折を贈呈した。

開會式次第

一、午前九時五十分一同參集 (合圖煙火三發)

- 一、國歌合唱
- 一、開式
- 一、事務長會務報告
- 一、會長式辭
- 一、岡山縣知事告辭
- 一、來賓祝辭
- 一、出品人總代祝辭
- 一、祝電披露
- 一、閉式

以上

會務報告

倉敷市並倉敷商工會議所主催國產振興家庭博覽會ノ開會ニ方リ茲ニ事務ノ概況ヲ報告スルコトヲ得ルハ最モ光榮トスル所ナリ

抑本會開催ノ議ヲ決セラレタルハ昭和八年十二月初旬ニシテ之カ準備期間ノ極メテ短キ爲メ事務開始以來關係者一同夙夜勵精眞ニ日モ亦足ラサルノ憾アリシモ幸ニ關係各位ノ熱誠ナル指導ト出品人諸氏ノ深甚ナル努力トニヨリ豫定ノ如ク茲ニ其ノ設備ノ大成ヲ見タルハ洵ニ欣快ニ堪ヘサル所ナリ、而シテ其ノ出品ノ區域ハ三府十五縣ヨリ遠ク南洋ニ亘リ出品點數三萬四千餘出品人員六百二十餘人多キニ達ス、本會建築物ハ本館四百八十二坪其他五百三坪總計九百八十五坪ニシテ其ノ陳列場所ハ南洋館、電氣館、義士館、特賣館、別館等ノ特設館ヲ除キ本館ノミニ於テ三百三十六ヶ所三百五十小間ニ達スルノ盛況ヲ呈スルニ至レリ

茲ニ謹ミテ經過ノ概況ヲ報告シ併セテ關係各位ニ深厚ナル謝意ヲ表ス

昭和九年四月二十二日

倉敷市並倉敷商工會議所主催國產振興家庭博覽會

事務長 藤岡只平

式辭

本市並本市商工會議所共催國產振興家庭博覽會設備方ニ成リ本日ヲ以テ之カ開會式ヲ舉行スルニ方リ閣下並各位ノ賁臨ヲ辱ウシタルハ本會ノ光榮トスル所ナリ

本市ハ市制施行以來日尙ホ淺シト雖モ産業文化都市ノ建設ヲ目標トスル全市民ノ熱意ニ依リ年々展覽會共進會等ヲ開催シ相當ノ効果ヲ收メ來リシカ現下ニ於ケル我カ國運ノ勃興ト市勢發展ノ情勢トニ鑑ミ稍大規模ナル本博覽會ノ開設ヲ企圖シタルニ幸ニ朝野各方面ノ深厚ナル援助ト當業者各位ノ熱心ナル贊同トニ依リ今日ノ成果ヲ見ルニ至リシハ主催者ノ感激措ク能ハサル所ナリ

惟フニ産業ハ國家ノ根幹ニシテ文化ノ盛衰國權ノ消長一ニ之ニ繫ル今ヤ我カ國產ノ異常ナル進展ハ世界各國ノ猛烈ナル壓迫ト戰ヒツ、アリ本會ノ出品ハ如實ニ此ノ國民的努力ヲ顯現セルモノニシテ之ニ依ツテ更ニ國民ノ愛國的情情ヲ高メ國產ノ振興家庭經濟ノ合理化ヲ促シ國家ノ進運ニ貢獻スルヲ得ハ主催者ノ本懷之ニ過キス冀クハ今後一層ノ協力援助ヲ賜ヒ所期ノ目的ヲ達成セシメラレシコトヲ

昭和九年四月二十二日

倉敷市並倉敷商工會議所主催國產振興家庭博覽會

會長 平松俊太郎

告 辭

國產振興家庭博覽會ノ諸準備完ク成リ本日ヲトシ開會ノ式典ヲ舉行セラル、ニ方リ祝意ヲ表スルト共ニ聊カ所懐ノ一端ヲ述フルヲ得ルハ洵ニ欣快トスル所ナリ
抑モ倉敷市ハ中國四國並山陰トノ連絡交通ノ要衝ニ方リ産業文化其ノ他各般ノ事業近時著シキ進歩發達ヲ遂ケ所謂産業文化都市トシテ四海ニ其ノ聲名ヲ博スルニ至リタルハ全ク本縣ノ誇トスル所ナリ之ノ新興都市ニ於テ博覽會ノ開設ヲ見ルハ最モ當ヲ得タルモノト信ス

惟フニ我國ハ輓近生産技術ノ著シキ向上發達ト合理的經營トニ依リ生産品ノ優品廉價ノ實ヲ舉ケツ、アルハ邦家産業ノ爲慶賀ニ堪ヘサルナリ然ルニ一般消費者ノ中ニハ今尙舶來品尊重ノ迷夢ヲ脱却セサルモノアリテ國産ノ伸展ヲ阻害スルノ憾アルハ甚タ遺憾トスル所ナリ
翻テ世界經濟ノ現狀ヲ觀ルニ諸國競テ關稅ノ高率プロツク經濟等自國産業保護ニ汲々タルモノアルハ既ニ周知ノ事實ナリ

此ノ秋ニ方リ國內産業ノ振興生産品ノ改良發達ヲ圖リ以テ國産ノ愛用宣傳普及ヲ期スルハ最モ緊要ナルコトニ屬ス茲ニ倉敷市並同商工會議所大イニ觀ル所アリ陽春行樂ノ候ヲトシ當市ニ國產振興家庭博覽會ヲ開設シ縣ノ内外ニ互リ洽ク地方特産品ヲ一堂ニ蒐集シ以テ我國産業ノ現勢ヲ明示シテ國産ノ愛用及産業貿易振興ノ目的ニ資セントスルハ寔ニ時宜ニ適シタルモノト謂フヘシ
冀クハ關係各位協力一致本會ヲシテ有終ノ美ヲ濟サシムルニ努メラレンコトヲ一言叙シテ告辭トス

昭和九年四月二十二日

岡山縣知事 篠原英太郎

祝 辭

倉敷市並ニ倉敷商工會議所主催國產振興家庭博覽會準備成リ本日茲ニ開會式ヲ舉行セラル、ニ當リ所懐ノ一端ヲ述フルコトヲ得ルハ洵ニ光榮トスル所ナリ
今ヤ我國經濟界ヲ觀ルニ産業ノ或部門ニ於テハ稍好況ヲ呈スルニ至リタルモノアリト雖尙之ヲ概觀スルニ未タ不況全ク去ラス朝野局面ノ打開ヲ絶叫シテ止マズ

翻テ四海ニ目ヲ注ケハ世界各國ハ全力ヲ經濟戰ニ傾注シ銳意産業ノ振興ニ努メ或ハ關稅障壁ヲ設ケテ他國品ノ輸入ヲ驅逐シテ國産品使用ヲ獎勵シツ、アリ
此ノ秋ニ當リ我國ニ於テモ一層産業ノ合理化ヲ圖リ優良品ヲ安價ニ生産シ本邦品ノ販路ヲ擴張スルト同時ニ舶來品尊重ノ迷夢ヲ脱却シ國産品愛用ヲ勸奨スルコトハ喫緊ノ事ニ屬ス
今ヤ我國産業界ハ官民ノ努力ニ依リ業界ノ整備充實次第ニ其ノ緒ニ就キ近時漸ク本邦品ノ世界市場ニ活躍セントセリ此ノ秋ニ當リ本博覽會ヲ開設シ廣ク各地ノ物産ヲ一場ニ蒐集展示シ其ノ長短得失ヲ對照シ我國産業ノ現勢ヲ闡明シ國産品ヲ愛用シ産業ヲ振興セシメ以テ經濟ノ難局ヲ打開セントス是實ニ本市ノ幸福ノミナラス又實ニ本縣一般産業界ノ爲慶賀ニ堪ヘサル所ナリ

冀クハ當業者諸士克ク本會ヲ利用シ國産ノ振興ヲ圖リ國力ノ増進ニ寄與シ以テ本會開設ノ趣旨ヲ完カラシムルニ於テ遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ聊カ所懐ヲ述ヘテ祝辭トス

昭和九年四月二十二日

岡山縣會議長 田口 梁 兵

祝 辭

春光酣ナラムトスルノ好期ニ際シ茲ニ倉敷市並倉敷商工會議所共催ニ係ル國產振興家庭博覽會ノ準備全ク完成シ本日

ヲトシ盛大ナル開會式ヲ舉行セラルルニ方リ其ノ席末ニ列シ所懐ノ一端ヲ述フルハ余ノ最モ光榮トスル所ナリ
 輓近世界列國ノ狀勢ヲ觀察スルニ舉テ各種産業ノ發達ト將又輸出貿易ノ伸暢ニ對シ極力邁進シツツアルト同時ニ一面
 國產愛用ヲ盛ニ宣傳高調シテ益々國力ノ充實ニ努メツツアリ
 爾テ本邦ノ商工業ヲ通覽スルニ近時國策ノ遂行ト更ニ一般當業者諸氏ノ自覺ト相俟ツテ漸次堅實ナル發展ヲ見ルノ狀
 態ニアルハ誠ニ喜フヘキ趨勢ナリト謂フヘシ

此ノ秋ニ方リ倉敷市並倉敷商工會議所大ニ見ラルル所アリ爰ニ國產振興ニ資セムカ爲本會ノ開設ヲ企圖セラレ即チ家
 庭教育衛生其他内容廣汎ニ涉リ日常生活用品ヲ多數蒐集網羅シ又之カ改善ヲ促シ一ツハ又消費經濟ノ合理化ヲ期セラ
 レムトスルハ極メテ有意義ニシテ且ツ時代ノ要求ニ最モ適合セル施設ニ外ナラス洵ニ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ
 然リト雖我國ニ於ケル經濟界ノ現狀ヲ案スルニ未タ以テ其ノ不安ヲ脱却スルニ至ラサルモノアリ而シテ之カ好轉ヲ計
 ルノ策幾多アリト雖就中一般産業ノ進展ニ俟ツ所頗ル多シ

冀クハ各位本會開設ヲ機トシ彼此相研究ヲ遂ケ將來益々堅實ナル進步發達ヲ期シ以テ國運ノ隆盛ト産業文化ノ向上ニ
 極力貢獻セラレムコトヲ

一言叙シテ祝辭トス

昭和九年四月二十二日

岡山市長 從六位勳六等 石原市三郎

祝辭

國產ノ振興ニ努ムルト、消費經濟ノ改善ヲ圖ルハ國運ノ進展、國力ノ充實ヲ期スル所以ニシテ、其ノ途固ヨリ一ニシ
 テ足ラズト雖モ、各種生産品ヲ蒐集陳列シテ多數ノ觀覽ニ供シ、查覈評議、以テ産業ノ改良發達ヲ促スト共ニ、實物
 ニヨリテ民衆ノ智識ヲ啓發スル博覽會開設ノ如キハ最モ適切緊要ノ方法タリト謂ハザルベカラズ。

惟フニ方今極東ノ情勢大イニ昔日ト異ナリ、帝國國民ノ意氣大イニ昂リ、産業界亦低迷ノ域ヲ脱シ、ソノ勃興頗ル急
 速ニシテ、世人ノ駭目ニ値スルモノアリ。邦品ハ世界各地ニ進出シテ、先進老大諸國ト角逐輸贏ヲ争ヒ頻リニ販路ヲ
 擴張シツ、アルハ、我方經營技術ノ優秀ト多年勉勵ノ結果トニシテ、吾人ノ雀躍ニ堪ヘザル所ナリト雖モ、然モ内外
 多事幾多ノ障碍困難續出シ、徒ラニ意ヲ安ンズベキ時ニ非ズ。前途遼遠今ニシテ愈々國民一致、一層ノ努力ヲ傾注セ
 ズンバ他日却ツテ曠躋ノ悔ナキ能ハザルベシ。

當局鑑ミル所アリ、茲ニ倉敷市並倉敷商工會議所共催ノ下ニ、國產振興家庭博覽會ノ開催サレタルハ洵ニ時宜ニ適
 シタルモノニシテ、國家ノ爲眞ニ慶賀ニ堪ヘザルナリ。就イテ見ルニ、規模宏大、設備整齊、出品豊富ニシテ些カモ
 間然スル所ナシ。産業界ニ裨益貢獻スル所甚大ナルハ言ヲ俟タズ、一般公衆ヲシテ新文化ノ眞髓ニ接觸徹底セシメテ
 生活改善ニ資セシムル所亦鮮少ナラザルベキヲ信ズ。

本日開會式舉行セラル、ニ當リ、席末ニ列シ喜ニ堪ヘズ。聊カ所感ヲ述ベテ祝辭トス

昭和九年四月二十二日

岡山縣倉敷商業學校長 間野貫之

祝辭

春風駘蕩櫻花爛漫ノ好季節ヲトシ爰ニ國產振興家庭博覽會ヲ開催セラレ本日爰ニ之レカ式典ヲ舉行セラルルニ當リ一
 言祝辭ヲ述フルハ大ニ光榮トスル所ナリ

抑モ世ノ進步ニ伴ヒ各種産業ノ改善發達ハ年ト共ニ著シキモノアリ之レカ原因種々アルヘキモ凡テ事物ノ進步發達ハ
 對照比較ヨリ起ル場合最モ多シ故ニ苟クモ多數ノ物品ヲ排列シ比較對照セハ其間ニ精粗優劣ノ鑑識力ヲ得テ改良點ヲ
 各自ニ自覺セシムル機會ヲ與ヘ尙世ノ風潮ヲ機敏ノ間ニ伺ヒ得テ改良進步ノ功ヲ見又一面販路ヲ開キ需要ヲ増進シ隨
 テ國產ノ隆昌トナリ國民殷富ノ基ヲ爲スモノナレハ博覽會開設ノ必要ナルコト今更贅言ヲ要セサル所ナリ

當市ハ爰ニ鑑ミル所アリ時代ノ要求ニ副ハシムヘク商工會議所ト共同ノ下ニ本會開催ノ計畫ヲ樹立セラレ爾來之レカ準備ニ着手セラルルヤ駭々乎トシテ進捗シ豫定ノ期日ヲ過タス克ク整頓ヲ告ケ本日開會ノ運ニ至リシハ洵ニ喜フヘキ現象ナリトス而シテ之レカ設備並ニ陳列方法ニ至リテハ如何ニ意ヲ用ヒラレアルカヲ窺フコトヲ得是レニ依リ地方民ノ受クル文化ノ影響蓋シ鮮少ナラサルヲ信シ慶賀措ク能ハサル所ナリ

希クハ本會開設ノ主旨ヲ貫徹スヘク大ニ宣傳ニ意ヲ用ヒラレ本會開設カ動機トナリ地方産業ヲシテ大々的發展セシメラレムコトヲ

一言述テ祝辭トナス

昭和九年四月二十二日

倉敷稅務署長 正六位勳五等 佐竹唯四郎

祝 辭

陽春四月百花嶺爛ノ本日茲ニ倉敷市並ニ倉敷商工會議所共催ノ國產振興家庭博覽會開會式ヲ舉行セラルルニ當リ其席末ニ列シ得タルハ洵ニ光榮トスル所ナリ

英米ト比肩シテ世界ノ強國ト誇ル 皇國日本ノ最モ遜色アルハ富ニ在リ財ニ在リ時局ノ艱難財界ノ不況ニヨリ上下協力シテ自力更生ニ邁進シテヨリ産業漸ク振興シ國產品ノ海外進出トナリ今ヤ國產品ヲ以テ全世界ヲ遍照スルノ盛況ヲ呈スルニ至レリト雖モ尙未タ 皇國ノ富ヲ致スニ到ラズ又國內各家庭ニ於テハ舊式ノ器具ヲ使用シ舊式ノ方法ヲ墨守シテ冗費不經濟ノ濫費ヲ敢テスルモノ頗ル多シ乃チ尙一層國產ノ獎勵消費ノ合理化ヲ企テ以テ富ト財トノ増加ヲ期セザルベカラズ我ガ生々發展ノ文化都市タル倉敷市ニ於テハ茲ニ見ル所アリテ商工會議所ト共ニ多大ノ日時ト努力ヲ積ミ周到緻密ノ計畫ノ下ニ國產振興家庭博覽會ヲ開催セラレ準備全ク成リテ本日芽出度開會式ヲ舉行セラルル邦家百年ノ大計ノ爲ニ滿腔ノ祝意ヲ表ス出品者各位ノ改善ト觀覽者ノ家庭ニ於ケル進歩ヲ促進シ必ズヤ我ガ帝國ノ富強ヲ増進ス

ルコト大ナルモノアラン幸ニ二十五日間關係者各位ノ努力ト一般民衆ノ理解トニヨリ盛大ニ平和ニ經過セラレンコトヲ切望シテ止マズ一言蕪辭ヲ述ベテ祝辭トス

昭和九年四月二十二日

都窪郡町村長會長 古谷博

祝 電

現下ノ非常時ニ際シ自給自足經濟確立ノ急ヲ要スルノ秋ニ方リ新興産業文化ノ都市タル貴市ニ於テ國產振興家庭博覽會ヲ開催セラル洵ニ慶賀ニ堪ヘズ茲ニ我南洋群島ヲ代表シ貴會ノ御成功ヲ祈ル

開會ヲ祝シ御盛會ヲ祈ル 南洋廳長官

貴會ノ開會ヲ祝シ併セテ御成功ヲ祈ル 大阪朝日新聞社

御盛大ナル開會ヲ祝ス 福山市會議所

盛大ナル開會ヲ祝ス 福山商工會議所會頭

御盛會ヲ祝シ有終ノ成果ヲ收メラレンコトヲ祈ル 名古屋市長

遙ニ盛典ヲ祝シ御成功ヲ祈ル 米子市長

國產振興家庭博覽會開會式ヲ舉行セラルルニ方リ謹ミテ祝意ヲ表シ併セテ御成功ヲ祈ル 吳市長

開會ヲ祝シ盛會ヲ祈ル 宇治山田市長

開會ヲ祝シ御成功ヲ祈ル 神戸商工會議所會頭

開會ヲ祝ス御成功ヲ祈ル 松江市市長

盛ナル博覽會ノ開會式ヲ祝ス
 博覽會ヲ開カルルニ方リ慶祝ノ意ヲ表スルト共ニ益々貴市産業ノ御發展ヲ期待ス
 蜂谷經一
 開會ヲ祝シ御成功ヲ祈ル
 松井下關市長
 御盛會ヲ祝ス
 明石商工會議所
 國產振興家庭博覽會ノ開會ヲ祝シ御盛會ヲ祈ル
 高松市
 貴博覽會ノ開會ヲ祝シ併セテ御成功ヲ祈ル
 山陽新報社
 開會ヲ祝シ御成功ヲ祈ル
 久留米市長
 開會ノ御盛典ヲ祝シ御成功ヲ祈ル
 大阪出品聯合會
 御盛會ヲ祝ス
 香川縣知事
 開會式ヲ祝シ御成功ヲ祈ル
 明石市長
 富山市長
 廣島商工會議所會頭
 乃村工藝社
 乃村泰資
 謹ンデ開會ヲ祝シマス

この日山陽新報、中國民報の兩新聞社では特に本博覽會記念號を發行して本會に關する記事寫眞等を滿載し、本會に格段の光輝と絶大なる聲援とを與へられた。當日の紙上に發表された會長副會長並知事のメッセーヂは次の如くである。

國產振興家庭博覽會會長 平松俊太郎

倉敷市並に市商工會議所共催に係る國產振興家庭博覽會は準備全く整ひ豫定の通り愈々今二十二日を以て開會の運びとなつたことは喜びに堪へない、本博覽會は昨年十二月急に開設の議を決し直に諸準備に着手したが誠に短時日のこ

ととて多少の懸念もあつたが幸に豫想以上の反響を齎らし出品申込殺到のため會場の増設を行ふの活況を呈し係員も之に力を得て晝夜兼行豫定の遂行に努めたのである、何分にも特に會場を新設して博覽會を開くことは本市としては初めての試で將來に及ぼす影響も大きいから主催者としては最善の努力を拂ひつゝある、幸に大方の賛同を得て盛況裡に此の會を終り幾分なりとも國產の振興家庭經濟の合理化に貢献する所あらば本懐の至である。

國產振興家庭博覽會副會長 石井熊夫

愈本日を以て倉敷市、會議所共催の國產振興家庭博覽會の開館を見ることを得ました、本市としては可なり規模の大きなものであります、會名に相應はしい而も内容が充實して居らぬと何等の効果がないと存じます、近來博覽會に食傷したと云ふ世評のある時本博覽會が名實共に備はれりと云ふ好評を博すべく係員の努力は並大抵ではないことと思ひます、國產品のみで以て衣食住、教育、保健、衛生、一般家庭用品その他参考品等數萬點のものを一堂に蒐め數十萬觀覽者の眼に映じたその結果が非常時産業の發達と生産品の品質改善に併せて家庭における經濟合理化に裨益することが出来れば本會開設の目的を達成するのであります、幸に出品者各位の熱烈なる後援と各方面の御聲援に俟つて開館が出来たことを感謝すると同時に開期中一層の御援助を願つて止みませぬ、就中特設館としての義士館は國民精神作興の一助に、南洋館は海の生命線なる南洋諸島の氣分を、電氣館は人間業の思ひも及ばざる科學的進歩の程度をその外お伽館の如き各その特異性を發揮せしめ設備を整へて一段と本博覽會の光彩を陸離たらしむるに努力を拂つて居るところを買つて貰ひたいものであります。

岡山縣知事 篠原英太郎

國產振興家庭博覽會の諸準備完成し本日開會の式典を舉行せらるゝに至りましたことは洵に欣快とする所でありませぬ、倉敷市は中國、四國並に山陰地方との連絡交通の要衝に方り産業文化その他各般の事業が近時著しく進歩發達して所



衛 守

印紙 誓約書

自分儀今般貴會ニ雇備セラレ候ニ付誓約スル所左ノ如シ

- 一、貴會諸規則及各種ノ令達ヲ遵守シ誠實ニ職務ヲ勤勉シ毫末モ違背スベカラザルハ勿論ニ退勤致ス間敷候事
- 二、貴會ノ機密ニ屬スルモノハ退勤後ト雖モ之ヲ他人ニ漏洩セザルハ勿論自分保管ノ文書記録ハ濫リニ他人ニ開示セザル事
- 三、前各項ノ誓約ニ背キ若クハ故意ニ又ハ過失ニヨリ損害ヲ蒙ラシメ又ハ負擔相生シ候節ハ直ニ賠償可致事
- 四、本人ノ性行確實ナルコト保證仕候就テハ前各項誓約ニ違背候節ハ勿論故意又ハ過失ニヨリ貴會ヘ御損失相掛ケ又ハ負擔相生シ候テ本人處辨致シ難キ時ハ保證人ニ於テ全責任ヲ以テ賠償可申事

右保證人連署ノ上誓約仕候也

昭和九年 月 日

國產振興家庭博覽會
會長 平松俊太郎殿

本人氏名	住所
保證人氏名	住所



衛 看

場内撮影許可證

場内撮影

ヶ所許可候ニ付テハ左ノ通心得ラルベシ

昭和九年 月 日

國產振興家庭博覽會

記

- 一、撮影料ハ壹ヶ所ニ付金五拾錢トス
- 一、撮影期日 昭和九年 月 日
- 一、撮影ノ際ハ本會係員立會ス
- 一、館内撮影ノ際ハフラツシユニ注意セラレタシ
- 一、本許可證ハ本會會場ニ於テ有効トス

第三節 警備衛生

守衛をして會場整理に關する本會諸規定に基づき一般警備の任に服せしむると共に、警察並消防組の應援を求め、事務局内に警察官出張所及救護班を、正門向側に消防組員詰所を設けて警備衛生の完全を期した。

警察官は倉敷警察署より毎日警官四人宛出張會場内外の取締に任せられ、殆んど事故なきを得た。

消防組は倉敷市東消防組第一部乃至第四部より毎日四人宛交代出動、午後六時より翌朝六時まで會場内外を巡視警戒せられ、會期中何等の事故を生じなかつた。なほ會場閉鎖後毎日守衛二人を居残らしめ來着の消防組員に引繼がせた。

救護班は市衛生吏員之に當り、會期中の救護人員九十一人、何れも輕微で手當の結果平常に復した。

第四節 場内設備

其他の場内設備には、迎賓館、噴水器、植込、裝飾塔、無料休憩所(六角塔)、裝飾陸橋、裝飾柱、便所等を各所に配して觀覽者の愉快と便利とを圖り電力及水道を導入して各館に利用した。

第五節 開場

開場は毎日午前八時より午後六時までとし、午後六時三十分を以て各門を閉鎖することとした。但し開會當日は式後一般の入場を許し、最終日の兩日は晝間觀覽し難き人々の爲め特に夜間開場を行ひ開場時間を午後九時まで延長した。

迎賓館



六角塔



第九章 出品物

第一節 出品物統計

出品總點數三四、〇〇七、出品者總數六二二、内普通出品物三二、六六六點、此出品者五八八名、特別出品物二、三四一點、此出品者三四名で、之を館別に示せば左の通りである。

一、普通出品物及特別出品物館別統計

普通出品物		第一本館	二五、七〇五點	四七六人
		第二本館	五、九六一點	一一二人
特別出品物		南洋館	一、一五〇點	二〇人
		實演場	二九點	七人
		義士館	九三點	五人
		電氣館	二二一點	一人
		別館	八四八點	一人
合計			三四、〇〇七點	六二二人

更に普通出品物の部類別及府縣別統計を示せば左の如くである。

二、普通出品物部類別統計

一、衣ノ部

- 第一類 綿麻絹毛ノ紡績絲人造絹絲及機械製絲
- 第二類 カタン絲編絲刺繡絲及レース絲等

六〇(點) 三(人)

第三十八類	其他往居用科學的裝置及器具	一	一
第三十七類	壁襖障子戸間仕切り及戸締用具	一	一
第三十六類	防熱防火防腐及防水材料裝置及器具	三七	二
第三十五類	暖房換氣及淨水ノ裝置及器具	二五	一
第三十四類	厨房浴室及便所ノ設備及器具	一	一
第三十三類	敷物窓掛テーブルクロス等	三三五	四三
第三十二類	家内外裝飾品及裝置	三一	六
第三十一類	家具及金具	三〇三	一九
第三十類	瓦斯應用裝置及器具	一一	一
第二十九類	電燈及照明器具	一	一
第二十八類	電熱應用裝置及器具	一	一
第二十七類	住居建築用材料及模型	四四〇	八
計		六、五四五	一二六
第二十六類	雜飲食料品	一、五五〇	四
第二十五類	酒 類	三六六	三一
第二十四類	榮養飲食料品	一	一
第二十三類	水産農産林産及畜産加工食品	一七九	六
第二十二類	生果乾果及其他貯藏果物	二二	四
第二十一類	製茶紅茶其他芳香飲料及清涼飲料	二五五	四

三、住ノ部

第十二類	服飾品及裝身具	三五	二
第十一類	帽子類及頭飾品	四三	四
第十類	洋服着物其他衣類及附屬品	五二六	二七
第九類	手巾浴布及其他布帛類	二四二	二
第八類	リボンテープ絲組物等	四二〇	二
第七類	防水布及其他加工布	一	一
第六類	メリヤス布メリヤス製品及其他編物類	五三五	三
第五類	染布捺染布及絞纈類	一〇	三
第四類	綿絹麻人造絹絲及毛ノ交織物	四七一	五二
第三類	綿絹麻人造絹絲及毛ノ織物		
計		二、三四二	九八
第十三類	穀粒、澱粉及澱粉類	二三四	五
第十四類	麵類及澱粉製品		
第十五類	砂糖蜜及飴類	二、八一八	三五
第十六類	菓子ビスケット及糖果類	三四一	三五
第十七類	醬油食酢ソース及其他調味料	一	一
第十八類	罐詰及罐詰類	一	一
第十九類	燻肉腸詰及其他肉製品	一	一
第二十類	煉乳奶粉バターチーズ及其他乳製品	七八〇	二

二、食ノ部

第五十五類	衛生材料及育兒用品	五八	一
第五十六類	保健衛生設備及器具機械	一〇	一
第五十七類	保健衛生資料及參考品	一	一
第五十八類	豫防具療養具及其他雜品	九六	一
計		三、三三四	二七
第五十九類	六、一般家庭用品ノ部		
	香料化粧品及石鹼類	七四〇	七
第六十類	携帶品類	一、〇六五	一六
第六十一類	履物類	六七四	一七
第六十二類	裁縫器具及器械類	七七六	四
第六十三類	裝身頭飾用器具及器械類	六四	三
第六十四類	飲食器具包厨器具及冷藏器具	七七三	二
第六十五類	金屬器及刃物類	二、五九五	九
第六十六類	陶磁器及其他窯業品	五二一	二二
第六十七類	漆器及其他塗製品	一、二九七	三一
第六十八類	紙及紙製品	四七五	五
第六十九類	木竹製品	二、二六七	一七
第七十類	染料顔料及塗料	二〇	一
第七十一類	執務用品	二九一	二
第七十二類	マツチ其他發火物	二三	一

第三十九類	造園築庭材料及設備	一九二	一
第四十類	其他住居ニ必要ナル雜品	一、三七五	八六
計			五
第四十一類	四、教育ノ部		
	圖書雜誌及教育參考品	九〇四	四
第四十二類	樂器ラヂオ器具蓄音器及附屬品	一〇五	六
第四十三類	寫真器映寫器及其ノ材料附屬品	六〇九	二〇
第四十四類	玩具人形及繪本類	八八一	六
第四十五類	繪畫繪畫用品及文房具類	八八一	六
第四十六類	遊戲具體操具及運動器具	一	一
第四十七類	風俗參考品教化資料及參考品	一	一
第四十八類	家庭教育用品及資料	一	一
第四十九類	理化學的教育用品及器械類	一	一
第五十類	學術的器具及材料	一	一
第五十一類	一般教育用品及資料	三七	一
計		二、五三六	三七
第五十二類	五、保健衛生ノ部		
	藥劑製藥及榮養劑	二、八二〇	一三
第五十三類	醫療用器具及機械	一	一
第五十四類	衛生用化學工業品	二五〇	一

府縣市名	衣ノ部	食ノ部	住ノ部	教育ノ部	保健衛生ノ部	一般家庭用品ノ部	雑ノ部	参考ノ部	計
計	三、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
倉敷市	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
福岡縣	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
香川縣	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
德島縣	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
廣島縣	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
岡山縣	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
島根縣	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
鳥取縣	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
奈良縣	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
兵庫縣	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
大阪府	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
京都府	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
滋賀縣	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
愛知縣	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
岐阜縣	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
山梨縣	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
富山縣	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
東京府	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六
岩手縣	二、三三六	六、五五五	一、三六五	二、五五五	三、三三六	一、三六五	一、三六五	二、五五五	三、三三六

三、普通出品物府縣市別統計

類別	計	八、参考ノ部	七、雑ノ部
第七十三類 旅行用品	九一		
第七十四類 時計類	一、五九〇		
第七十五類 皮革製品及擬革製品	一七		
第七十六類 ゴム製品セルロイド製品及其他化學製品	一、九〇五		
第七十七類 其他器具機械及雜工作品	一五、一八四		
計	一七、一七〇		
第七十八類 盆栽花卉及其他鑑賞用植物類	一七二		
第七十九類 犬兔及其他愛玩用動物類	一七二		
第八十類 鷄鳩小禽及其他愛玩用鳥禽類	一七二		
第八十一類 金魚鯉及其他鑑賞用魚類	一七二		
第八十二類 以上ノ部類ニ屬セズシテ本會ノ目的ニ合致スルモノ	一七二		
計	一、七二二		
第八十三類 工藝並副業品	二七三		
第八十四類 商店出張即賣	一三		
第八十五類 其他参考資料	一五		
計	二七八		
合計	三、六六六	五八八	一七〇

第二節 出品物賣約及即賣

出品物賣約希望者に對しては、第一本館第二本館及南洋館内に設けた各賣場事務所に於て、本會出品規則第三十二條及第三十三條の手續を執り、内入金引換に賣約兼領收證書を交付し、現品に賣約證票を付し、閉會後五日以内に其の賣約證票及代金の殘額と引換に交付することとした。

賣約兼領收證書

(表面)

賣約兼領收證書										賣約 番號第						
一金 圓 錢 也										號 任主						
但シ賣約内入金、内譯左記ノ通り										者 扱取						
品	名	數	量	單	價	價	額	内	入	金	差	引	殘	額	備	考
					円	円		円			円					
計																
右正ニ領收候ニ付テハ出品規則第三十二條ニ依リ本證及殘金ト引換ニ賣約品個引渡可申上候																
昭和九年 月 日																
國產振興家庭博覽會 殿																

注意裏面 參照相成度

(裏面)

一、國產振興家庭博覽會出品規則(抜萃)

第三十二條 賣約ヲ爲シタル者ハ五圓以下ノモノハ其全額五圓以上ノモノハ内金トシテ其ノ代金二分ノ一以上ヲ即時支拂ヒ賣約兼領收證書ノ交付ヲ受クヘシ

第三十三條 賣約品ハ本會閉會後五日以内ニ其賣約證及代金ノ殘額ト引換ニ之ヲ交付ス
前項ノ期限迄ニ其支拂ヲ爲ササルトキハ其賣約ヲ解除シ前條ノ内金ハ當該出品人ニ交付ス

一、本證ニ國產振興家庭博覽會印及其割印並ニ取扱者ノ捺印ナキモノハ無効トス

出品物即賣は代金引換に女子看守に於て取扱ひ、賣上金は直ちに所屬各賣場事務所に引渡した。各賣場事務所主任は毎日閉館後清算し、賣約傳票、賣上傳票及右代金を事務局會計係へ清算書と共に引渡した。賣約及即賣成績は左の如くである。

賣約高 九七一圓三八錢
 即賣高 四、〇四三圓八九錢
 計 五、〇一五圓二七錢

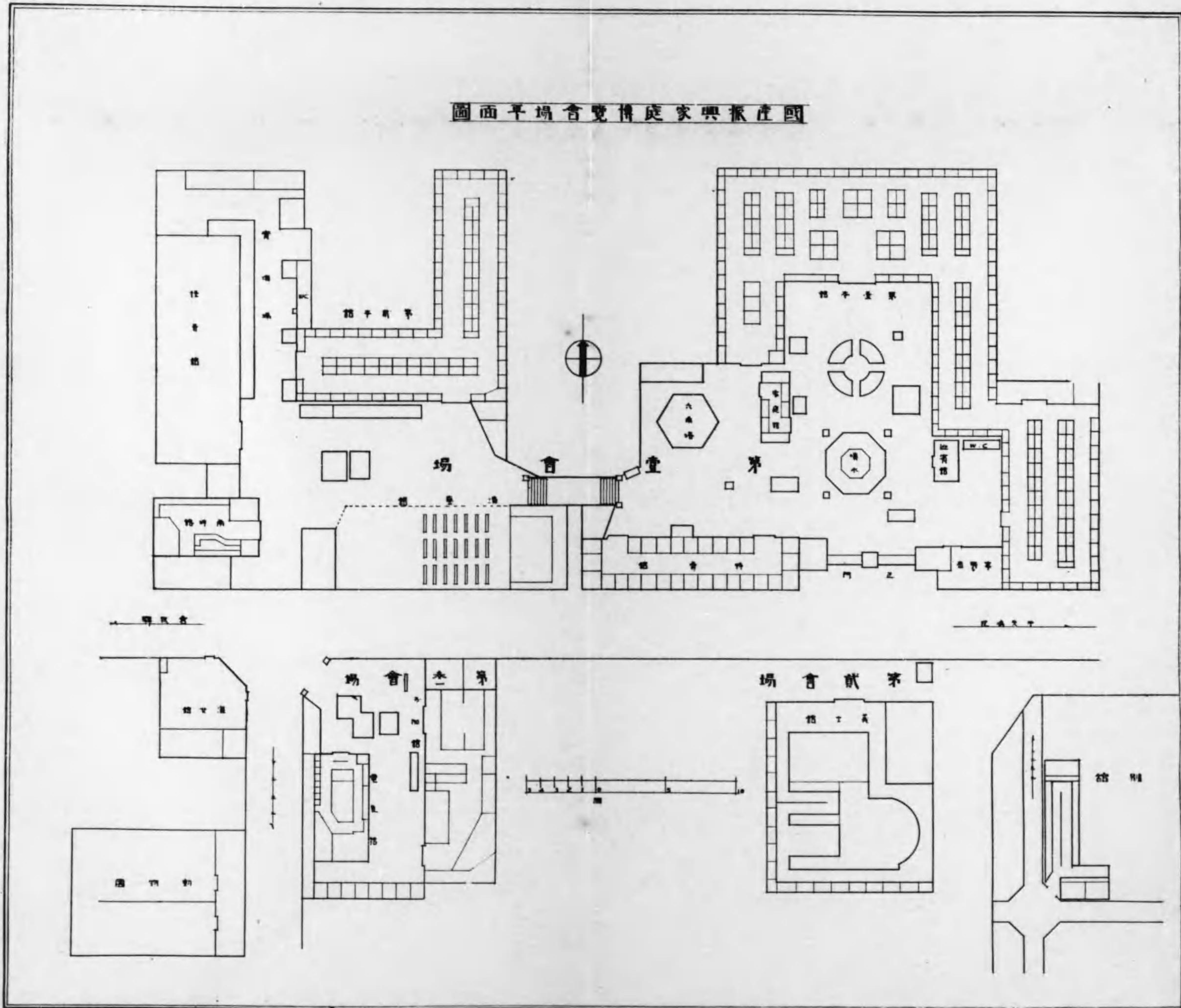
第一會場正門上には井上著音器店演奏場の擴聲器が取附けられ、レコードのメロディーが絶間なく觀覽者の足を引きつけてゐる。門を入ると正面に大噴水塔があり、その後に植込があつて、第一本館中央正面の入口に通するのであるが、便宜上直ちに右に折れて第一本館最左翼の入口に向ひ、小間順を逐うて筆を進めることとしよう。

岡山縣(其二) 館に入つて右折すると先づ「岡山縣」と記した瀟洒な掛札が通路の兩側に千鳥式に掲げてあるのが目につく。こゝには岡山縣出品協會の斡旋による出品九十四小間の内の六十一小間が一團となつて第一本館最左翼の殆んど全部を占めてゐるのである。右側に沿うて進めば、鍵の手に岡山市の出品が十一小間を占め、中川商會の張物用板材各種、村上天泉堂の茶道具、丸二商會の手提編籠、小野萬年堂の萬年ペン、鳥城絹織の鳥城袖、山陽ゴムのナポレオン地下足袋運動靴、渡邊ゴムのラバリユーム、山本商店のクリンブ金網、三九美容の天美ツローン洗粉、老舗を誇る木屋の丁子香椿油、久安商會の服地、下山松壽軒の鶴の玉子、山脇山月堂の吉備團子、小野藤商店の三笠印學生服等があつて、角を曲ると久保商店の萬年酢の大瓶が控へてゐる。次の四小間は郡部で、上道郡岸本氏の竹二重切、古名産を復活した庭瀬町撫川團扇生産組合の撫川團扇、さすがに古法を傳へていづれも一本立に立つところが自慢である。次は同町平松氏のチェスター、同山上商事のコットンラツグ、三石町三石礦山の礦石粘土、吹屋町本山鑛山の本山紅柄、本山鑛泉及鑛石標本、三石岡山縣耐火煉瓦聯合會の耐火煉瓦、以上郡部四小間の次は津山市の七小間で、名物初雪の外に竹細工焼物等の進出を見せ、三宅氏須江氏の竹製機關銃、橋本氏の竹製ステッキ、稻垣氏の織竿、浮田商店の佐平焼、鈴鹿屋製陶部の南山焼、津山手藝品組合の手藝品、初雪製造會社の初雪、江見商店の高徳羊羹、松の露等があり、津山木竹工組合の竹細工人形は巧妙を極め、鈴



(一其) 品出縣山岡

國産振興家庭博覽會場平面圖



次の四小間は郡部で、上道郡岸本氏の竹二重切、古名産を復活した庭瀬町撫川團扇生産組合の撫川團扇、さすがに古法を傳へていづれも一本立に立つところが自慢である。次は同町平松氏のチエスター、同山上商事のコットンラツグ、三石町三石礦山の礦石粘土、吹屋町本山鑛山の本山紅柄、本山鑛泉及鑛石標本、三石岡山縣耐火煉瓦聯合會の耐火煉瓦、以上郡部四小間の次は津山市の七小間で、名物初雪の外に竹細工焼物等の進出を見せ、三宅氏須江氏の竹製機關銃、橋本氏の竹製ステッキ、稻垣氏の繼竿、浮田商店の佐平焼、鈴鹿屋製陶部の南山焼、津山手藝品組合の手藝品、初雪製造會社の初雪、江見商店の高徳羊羹、松の露等があり、津山木竹工組合の竹細工人形は巧妙を極め、鈴



慕曲、鳥追、槍鏑、お濠畔、尾長鳥、猿蟹合戦、小野道風、櫻音頭、新形舞子、三匹猿等とりくみに面白い。

踵を回して中の小間に移れば、笠岡町日本ギンローの吉備養命酒、次の三小間は井原町の出品で、銀鈴社の盛籠投入、千原氏の竹製硯箱亂箱、宮島氏の酢の素、井原興業の廣幅小建、谷氏の花スリツバ等がある中に、群獸相戯るゝが如き古木の太桐材が人目を引く。次は矢掛町聯合の小間で、平和化學研究所の新藥プロゴール、田尻氏の梨晚三吉、重野氏の魚釣籠、果物籠、池田氏の下駄、横山、片岡兩氏の柚餅子、高草三氏及大久保氏の麩等がある。

次に注目すべきは岡山縣工業試験場の各種試製品で、絹洋服地、蘭草製紙、茅の穂入壁紙、新備前焼など研究の苦心を物語るものが尠くない。

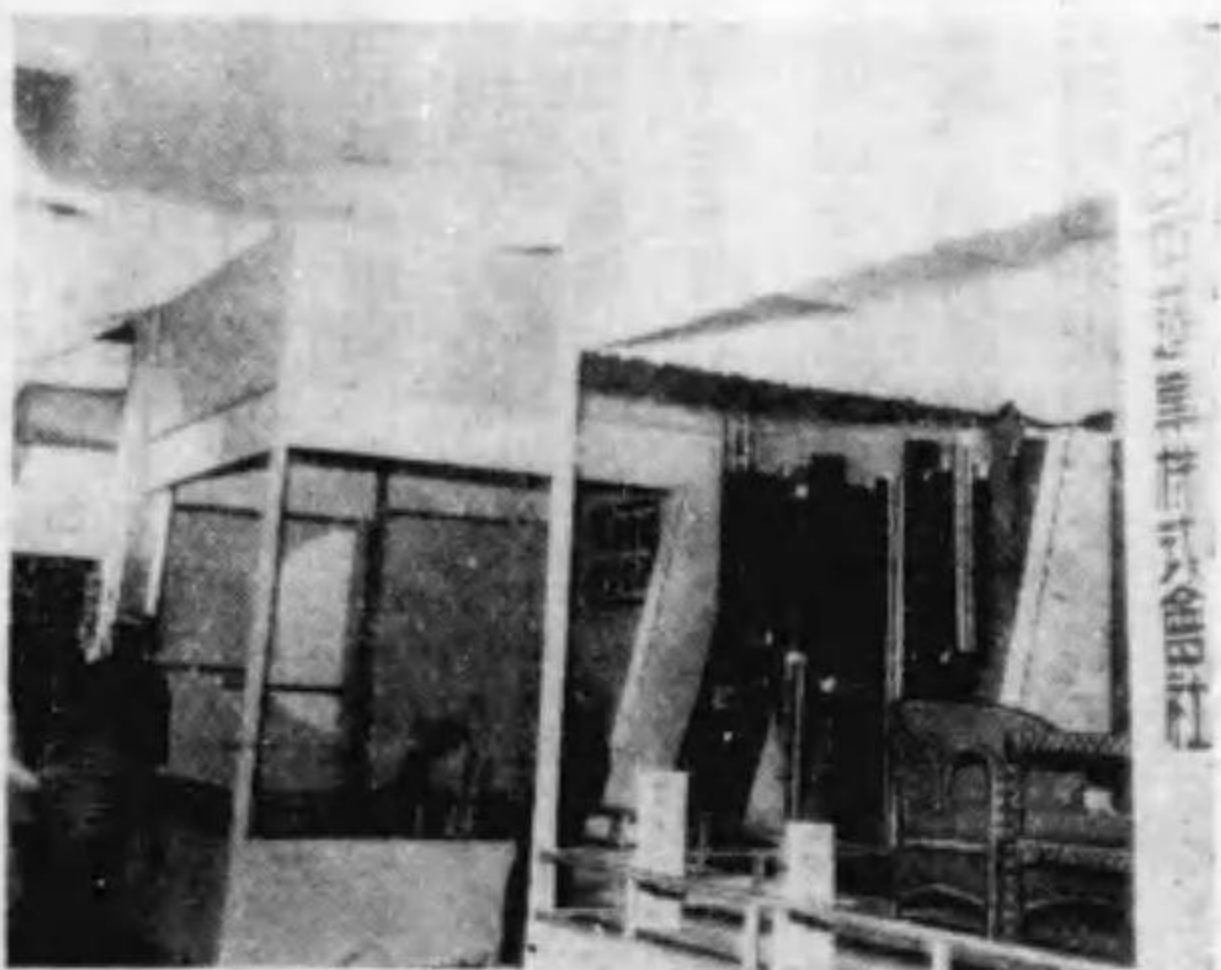
次は吉備郡池田村角野氏の清酒御殿正宗及喜美、次の二小間は岡山縣酒造組合聯合會の出品で十五家吟醸の粹を聚めてゐる。角の三小間は岡山市小寺洋家具店の應接間用家具一組で、之をまはれば中備素麵同業組合出品の素麵松の雪及干饅頭、冷麥、玉島町豊島屋のジョウヤマテ酢、タテソリス、同醬油店のジョウヤマテ醬油、岡山縣醬油醸造同業組合出品の十家吟醸の醬油(二小間)、岡山縣造酢組合八家吟醸の酢、都窪郡中洲村増田氏の彫刻、高梁町西野氏の琴、宇野町森本保温材株式會社のマグネシヤ及石綿保温板、保温筒、岡山市伊藤糸店の刺繡、次の小間に移つて角の一小間置いて、岡山縣綿織物業組合後月支部検査所の小倉服地其他(二小間)、兒島町兒島織物の服地、兒島郡追川備前織物同業組合出品二十家の男女帯服地ゲートル等(二小間)、茶屋町正織の織物各種と相次いで縣下機業の旺盛を示し、次に藤戸町丸和護謨と茶屋町丸五足袋と相並んで地下足袋運動靴の優を競ひ、角の二小間は岡山市澁江洋家具店の大型事務机と廻轉椅子一組で、それより折返して岡山市中川竹仙の彫刻、次には同市の備前小倉織、備前織物、岡山製織の三社相並んでここにも縣下織物の氣を吐いてゐる。次は岡山縣眞田同業組合の麥稈眞田及笠岡町内海氏の一文字帽子、岡山市兩備肥料同業組合の肥料各種、續く三小間は岡山縣花筵疊表同業組合三十二家出品の各種花筵、蘆蒲團、疊表を收めてゐる。

倉敷市(其二) 右に續いて角は倉敷市辻藥局の強サントニン酸、パツビー藥局ミルク、右に廻つて東氏出品のライオ



倉敷實業學校出品

ンかとり線香、以上で中小間を終り、奥手正面右端六小間合併の一區劃は倉敷實業學校木材工藝科生徒の製作にかかる書棚、洋服箆笥、椅子、卓子、机が人目を引き、其隣正面中央七坪半の土間には日本産業會社が勾欄つきの座敷を構へ、右は西洋間左は日本間とし、中央の渡廊下には同社製品倉敷織通各種の大巻束を立列ね、兩間ともそれぞれ似合の同綴通を敷詰め、西洋間は子供の勉強間で倉敷



日本産業株式會社出品

實業學校生徒作品の子供用勉強机と子供椅子を配し、日本間は高雅な座敷構である。ここを第一本館最左翼の王座とする。之から右に折れて本館の左翼に入り、右側に沿うて順次中央から右翼へ歩を進めることとする。先づ第一は鴨井商行之倉敷新名物カモキの短冊煮其他の食料品である。

山梨縣 甲斐が水晶か、水晶が甲斐か、甲府市角田光玉堂の水晶玉數百顆が山梨を代表して燦爛ときらめいてゐる。大阪府 (其一) それより行當りまで突進しの十三小間は大阪出品協會の出品で、上段に大阪の二字を大書し、各小間には一樣に金文字入硝子板の看板をつり下げ、堺市味村氏のヌ物、大阪市永田氏の鞆袋物、堺市萬兩毛染研究所の白毛染赤毛染萬兩、岸和田市島野商店の毛布、大阪市森田氏のステッキ、梅本裝飾合資會社のマネキン人形、川澄煉炭の三筋豆炭、桐山商店の家庭染料、カガシ化粧品本舗のカガシ化粧品、小林氏の大黒おこし、東洋リノリウムのリノリユ

ムなどが一列にならび、萬兩の女髪結姿の飾付と梅本のマネキンが殊に人足を止めてゐる。

京都府 左に折れて第一本館奥側正面十九小間の中十五小間は京都の出品で、上段には京の字都の字を入れた檜扇を程よくかけつらねたところに先づ

品出府都京
 優美な京都氣分が味はれ、若林、木下、井上、三氏の京佛壇佛具と溝端氏の金屏風とは金色燦然として光まばゆく、福井山口兩氏のみすや針裁縫箱、久村氏の西陣織物のハンドバック、西村松榮堂の七寶入花瓶其他の銅器、之について西陣の巨匠山田、山中、湯川、小關、青柳、平居、安原、渡邊、永井等諸氏の金欄綴子、天鷲絨、縹子鹿の子、齋藤氏の友禪縮緬、坂田氏の絹扇子、松尾氏の黒紋付等いづれも觀覽者の目をそばだたせる。



大阪府出品

倉敷市 (其二) 次は倉敷市原袋物店のハンドバッグ其他、木本我堂のぼつこ

う饅頭、エビス飴がにぎやかに飾られてゐる。

岩手縣 角には盛岡市山口氏の本場南部鐵瓶が何段にも行儀よくならんで東北地方を代表してゐる。廣島縣 (其一) 左に折れて第一本館右翼西側に移ると、廣島市森永煉乳株式會社廣島出張所出品の煉乳製品が所狭き

までに飾られてゐる。

倉敷市(其三) 次は倉敷市井上樂器店の琴三味線。
大阪府(其二) 次は大阪市武田氏のポリタミン電飾。

兵庫縣 第一本館右翼西側の十小間及同右翼入口正面の土間の一區劃を占めてゐるのは兵庫縣で、神戸市出品協會出

品の二小間には小田氏の神戸人形、日高氏のズンド鈴竹、近忠商店のドロンウオータ、上田信工業所の帳簿等があり、次の一小間は明石市谷川ゴムのゴム靴、次の五小間半は姫路市で、堅木、小野兩氏の革文庫、日本化學漆器の萬年漆器、川崎氏のキムラヤ化粧品、東洋パイプ容器のパイプケース、増田氏のお菊羊羹、伊勢屋の菓子玉椿、京屋の同殘月、岡山氏の油菓子、飾磨郡城南村裕式製菓工場のオーバル紙包等であつて、次の半小間は兵庫縣凍蕪蕪同業組合の凍蕪蕪、殘る一小間は神戸市日本毛織の洋服地で本館右翼入口に達する。

本館右翼入口正面の土間には神戸市後藤デシン本舗がデシン空罐大小一千餘筒を以て築き上げたデシンの大殿堂があり、その裏手は同市川村自轉車製造所の自轉車である。

岡山縣(其二) 第一本館右翼入口右手に岡山市廣榮堂本店出品の吉備團子がある。これより本館内を縦横に縫ひつゝ、再び中央部及左翼を経て、最左翼に引返し、最初の入口へ出ることとする。

倉敷市(其四) 吉備團子の次は倉敷市田口茶店の宇治茶で、本場宇治茶摘の實況を電氣の點滅につれて活動させてゐるところ面白く、虫明氏の清酒阿知泉及マルキン醬油工程、西洋服店の洋服、内田呉服店の呉服物、六ツ森氏の琴三味



品出縣岡福縣庫兵

等が相並んでゐる。

福岡縣 本館中小間最西端の一廊九小間は久留米市の獨占で、久留米耕同業組合六氏の久留米耕、久留米綿織物工業組合の廣幅物及小幅久留米英ネル、藤島、中島、中川、赤松四氏及久留米傘株式會社の雨傘日傘、筑後木蠟同業組合十八氏の晒蠟生蠟、久留米藍胎漆器合資會社の藍胎漆器、兼重工業株式會社の鋸、牛島商店のタオル軍手軍足、井上商會の彦九郎しるこ、北島氏のブラシ、古賀氏の蠟燭等が盛澤山に九州特産を代表してゐる。

倉敷市(其五) 久留米市に隣る一區劃は倉敷市からはじまり、伯備商會の靴、惠藤工場の眞綿帆布、おびや呉服店の呉服物、渡邊モスリン



品出社會式株織絹敷倉



品出社會式株織絹敷倉

店のモス着尺、ベビー服等がある。

富山縣 裏手に廻れば富山市の各種生地物、塗物、下駄草履、地方色に富んだ獅子頭張子犬、各種人形、菓子等が三小間を埋めてゐる。

岡山縣(其三) 殘る一小間は玉島町安藤代理店出品の淺野セメン

ト、それから景品場の前を過ぎて第一本館中央入口へ出たところに連島町大野氏の清酒富志美盛が優勝旗でにぎやかに飾られ、之に對する土間の一角は小野田セメント阿哲工場の出品で全國工場分布圖に各工場を赤の豆電球で示してあるのが面白い。

倉敷市(其六) 小野田セメントを除く他の三方は倉敷市橘香堂の倉敷名産むらすめ小町餅、倉敷瓦斯會社の瓦斯用器具、森田酒店の清酒萬年雪に飾られ、奥手の一割には三宅號の靴、白神氏の漆器、小牧氏の丹後縮縮があり、中央の土間には鴨井ハイトリ紙工場の三製品カモキのハイトリ紙、リボンハイトリ紙及家庭用強殺蟲液キリメツ、倉敷工業の王座を占むる倉敷紡績倉敷絹織兩會社の出品があり、絹織の人絹製造工程説明は殊に觀覽者の注目を惹いてゐる。其の前の一割は中桐洋服店の出品で天井を藤棚にし四ツ目垣に蔦を這はせ男女兒マネキンに似合の服を着せ、服地は奥に立掛けサムブルは手前にといふ感じの好い陳列を見せ、山田自轉車店の宮田の自轉車、杉原、我屋、岸田三書店聯合の書籍文具、難波自轉車店の國際號自轉車などが他の三方を取巻いてゐる。其の奥の一割には田邊ニコニコ堂の洋傘、島田美寶堂のビホー万年筆、柚木宗仙の彫刻がある。

岡山縣(其四) 残る一角は井原町株式會社井原織物所の雲齋及小倉服地があつて本館正面四小間づつ五つの小區劃は終を告げる。

鳥取縣 第一本館中央入口右手四小間の一列は鳥取縣で、鳥取米子兩市をはじめ縣産の漆器、陶器、竹木製品より小間物文具に至るまで多種多様の製品をあつめ、黍殻人形、おとん女郎、湯かむり人形、はこた人形、綾羽人形等ここにも亦地方色ゆたかな玩具が澤山ある。

東京府 鳥取縣と相對する中小間の一角は東京市丸善株式會社の丸善インキ、左に廻つて三共株式會社の三共製藥がある。

岐阜縣 残る七小間は岐阜縣で、岐阜市五小間、大垣市二小間、先づ岐阜市岐阜提燈團扇工業組合の岐阜提燈、佐藤氏のタイプライター謄寫版、角は宮崎氏の雨傘、裏へ廻つて堀氏の洋盆セツトは色あややかに、大野氏の美強傘に次い

で、大垣市名産柿羊羹、柿酒、柿餅、太平洋工業のスパークプラグ其他でこの一割を終る。

香川縣 次の中小間に移ると香川縣が五小間を占め、高松、丸龜兩市の出品が夥しく盛られてある。

高松市の出品には讃岐工藝社、文新堂及龜井、久木、田中、桑島、田中諸氏の漆器彫刻、三谷、上春、久住三氏の日傘雨傘、中村製帽所の一文字帽子、松岡紫雲堂の一刀彫達磨、青木、齋藤二氏の松皮松笠細工、宮武商店の神樂獅子等がある。

九龜市では大山氏の桑夏火鉢、森、鹽田、矢野、奥田諸氏の漆器類、林氏の彫刻、片桐氏の乃木草履、沖氏の耐久蛇目傘、保科氏の松笠細工等が目につく。

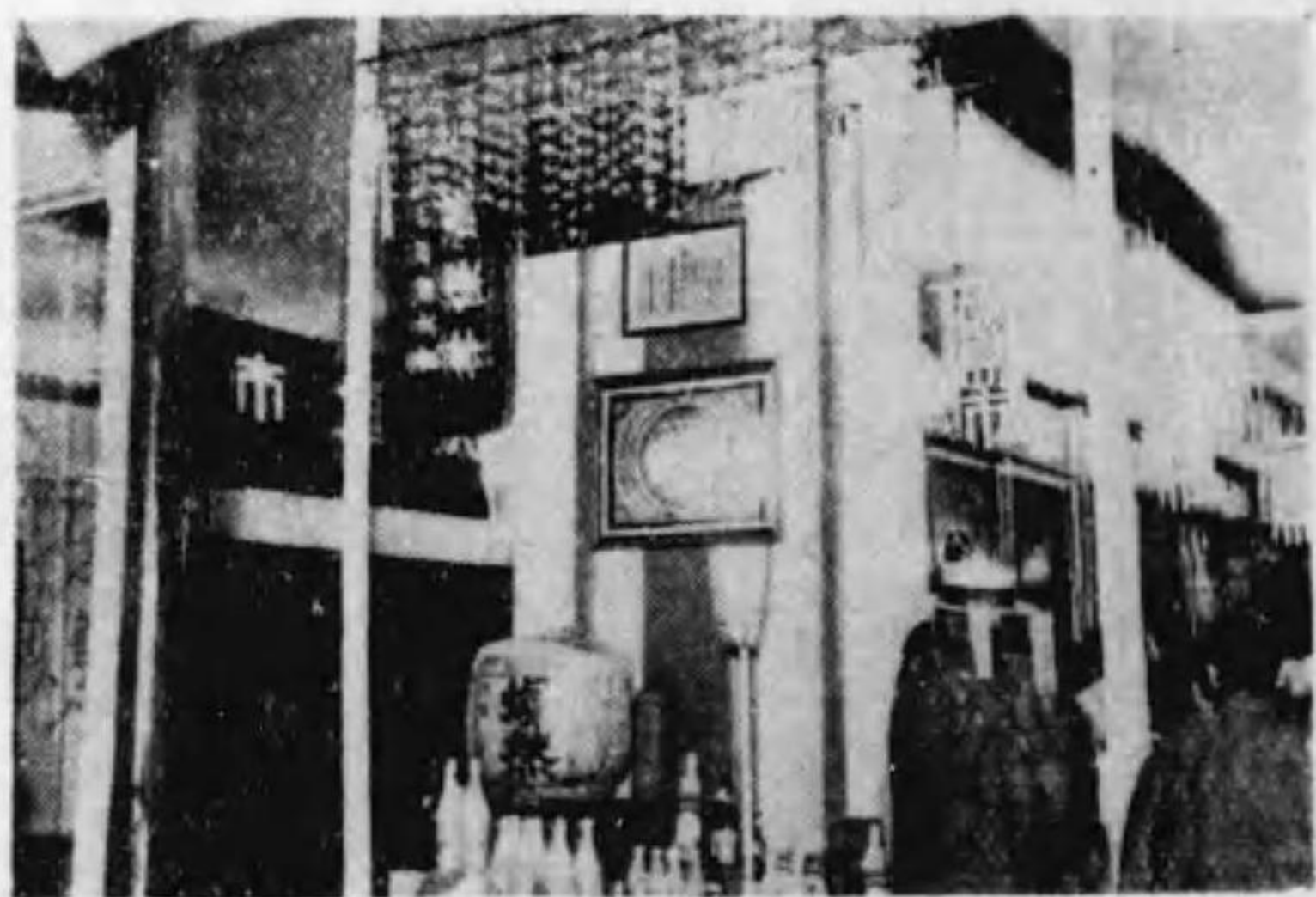
徳島縣 香川縣と背中合せをしてゐるのは徳島市の三小間で、鈴江、馬場、郡三氏の鏡臺は絶えず婦人令嬢を振返らしめ、長尾、田中二氏のポプリン英ネル、鳥居商店の巻簾入煙草盆、八木氏の女塗下駄、大正紡織木管會社の木管、竹虎堂及小西、多田、村上、太田、平土、森諸氏のハブ茶素、阿波だんご、若布製品、鳴門潮、赤御膳味噌等があり、賑やかに吊るされた山本氏の阿波おどりが子供たちを喜ばせる。

岡山縣(其五) 残る一角は玉島町菊池酒場の清酒燦然で、次は本館左翼の中小間に移る。

倉敷市(其七) 最初の二小間は倉敷市城戸商店の清酒一勝及賀茂鶴。

大阪府(其三) 次は大阪市福祿商會の福祿ストロブ、田邊商店のエビオス錠。

倉敷市(其八) 次は倉敷市眞鍋商店の千日運動沓、千里地下足袋。



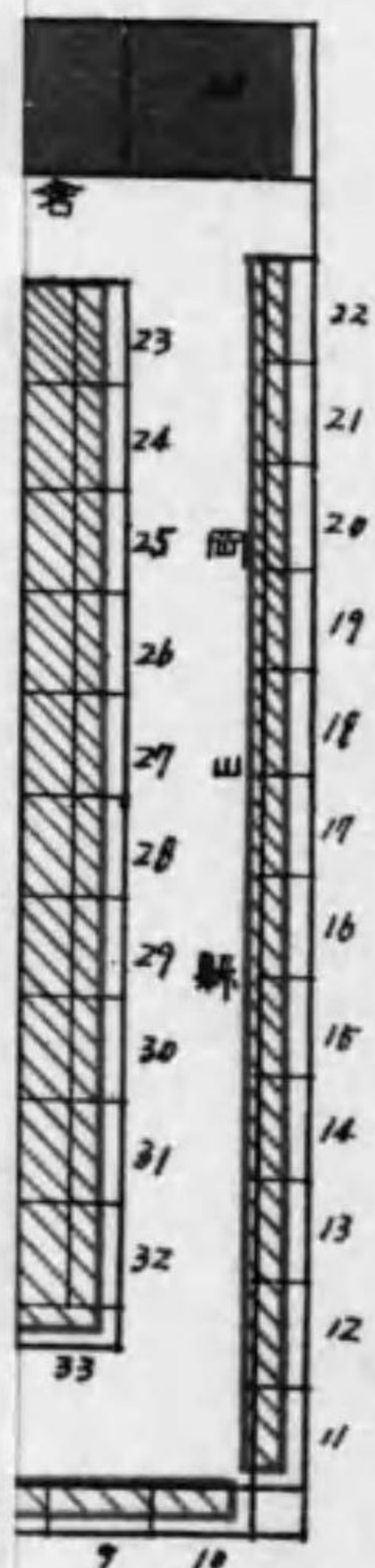
品出縣川香・縣島徳・縣早岐

廣島縣 (其二) 次は廣島市大下回春堂の殺蟲劑フマキラー。
 倉敷市 (其九) 次は倉敷市倉敷實業學校作品の椅子菓子。
 愛知縣 角の四小間は愛知縣で、名古屋市菊秀の双物と中澤製作所のツアイブレーターが背合せをしてゐる。

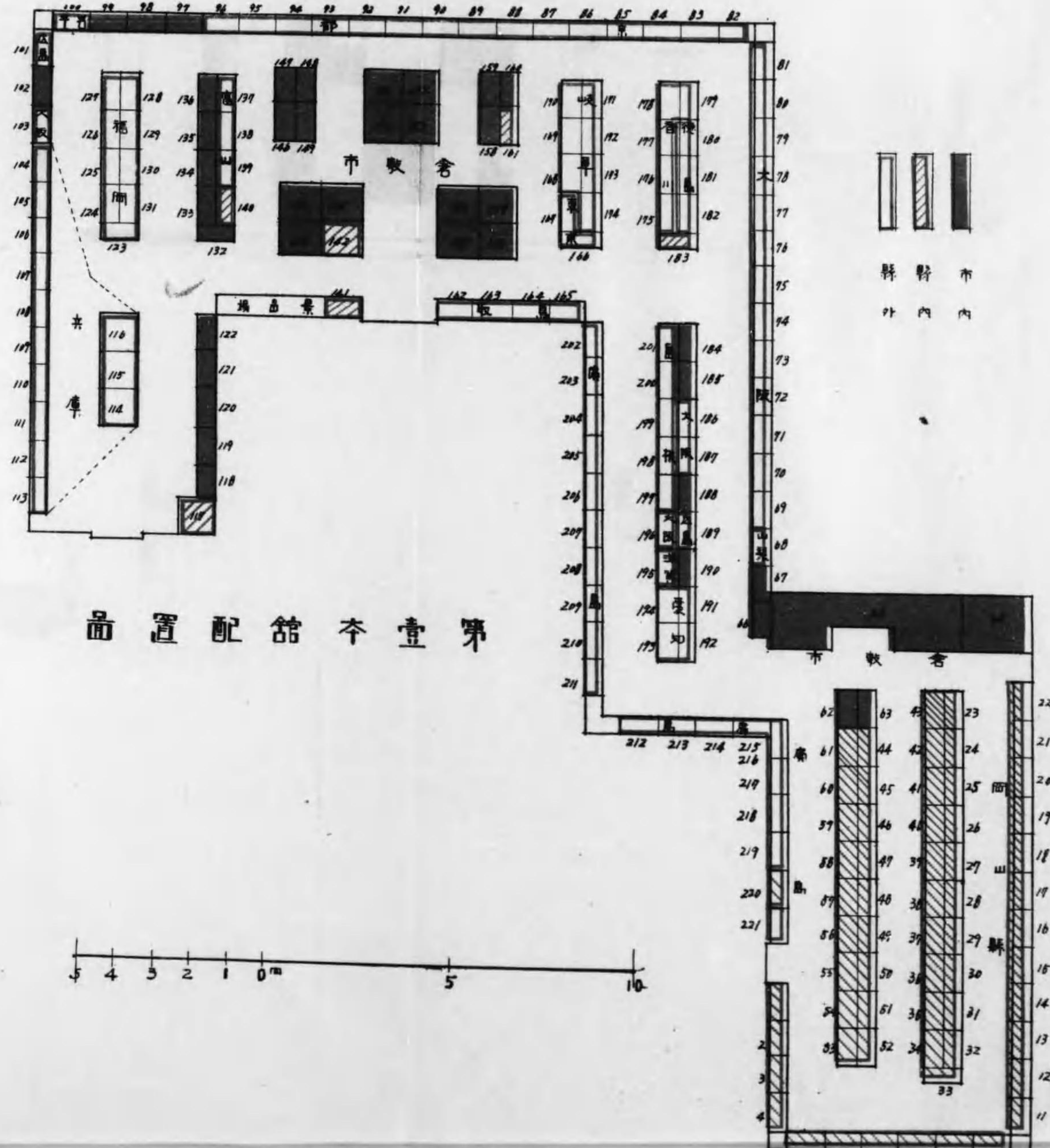


品出縣島廣・縣知愛

滋賀縣 次は近江セーブルズ株式會社のメンソレーター及カートン。
 大阪府 (其四) 次は大阪市安住大藥房の安住かとり線香。
 島根縣 残る五小間は島根縣で松江市の瑪瑙細工、漆器、市部及郡部では出雲陶器株式會社其他の出雲焼、石見焼の花瓶茶器等が最も注目を引いて居る。
 廣島縣 (其三) 第一本館左翼の西側から最左翼出口即ち最初の入口まで連續二十小間の中一小間を除いた外は盡く廣島縣の出品で、福山市正木鐵工所及桑原鐵工所の角孔掘機鉋機、久徳商會のクタク板、日本木材工藝のミクニ板貫井商店の關編製容器、早川ゴムの護謨草履、備後藍緋の新久留米耕、栗原氏の血液循環兼按摩器、檀上氏の針差、安部氏の削壁節等が五小間を占め、次は吳市正原氏の絹白紐、三宅商店の清酒千福、女子禮式修道院の熨斗水引、日高氏の英産張黒板、阪田製作所のセーラー萬年筆、田中氏の旅行の友、金谷工場のエメラ石鹼等が同じく五小間、尾道市尾道造酢のカクボン印米酢と三宅商店の醤油とで二小間、府中町山根竹籃工場の竹細工、淺野、平地、松岡三氏の府中味噌、藤井氏の書棚等で同じく二小間、廣島市日本放送協會中國支部の放送局模型其他で二小間、鞆町の鞆保命酒同業組合の十六味地黄保命酒、鞆製網の綿糸製及麻製網地で二小間、こゝでチョット岡山縣を挿んでゐる。
 岡山縣 (其六) 兒島郡福田村千田酒造場の清酒陶樂其他が一小間で再び廣島縣となる。



露光量違いの為重複撮影



第一品置配館



施設の中

品出縣

國支部の放送局模型其他で二小間、輛町の輛保命酒同業組合の十六味地黄保命酒、輛製網の綿糸製及麻製網
こゝでチョット岡山縣を挿んでゐる。

岡山縣(其六) 兒島郡福田村千田酒造場の清酒陶樂其他が一小間で再び廣島縣となる。

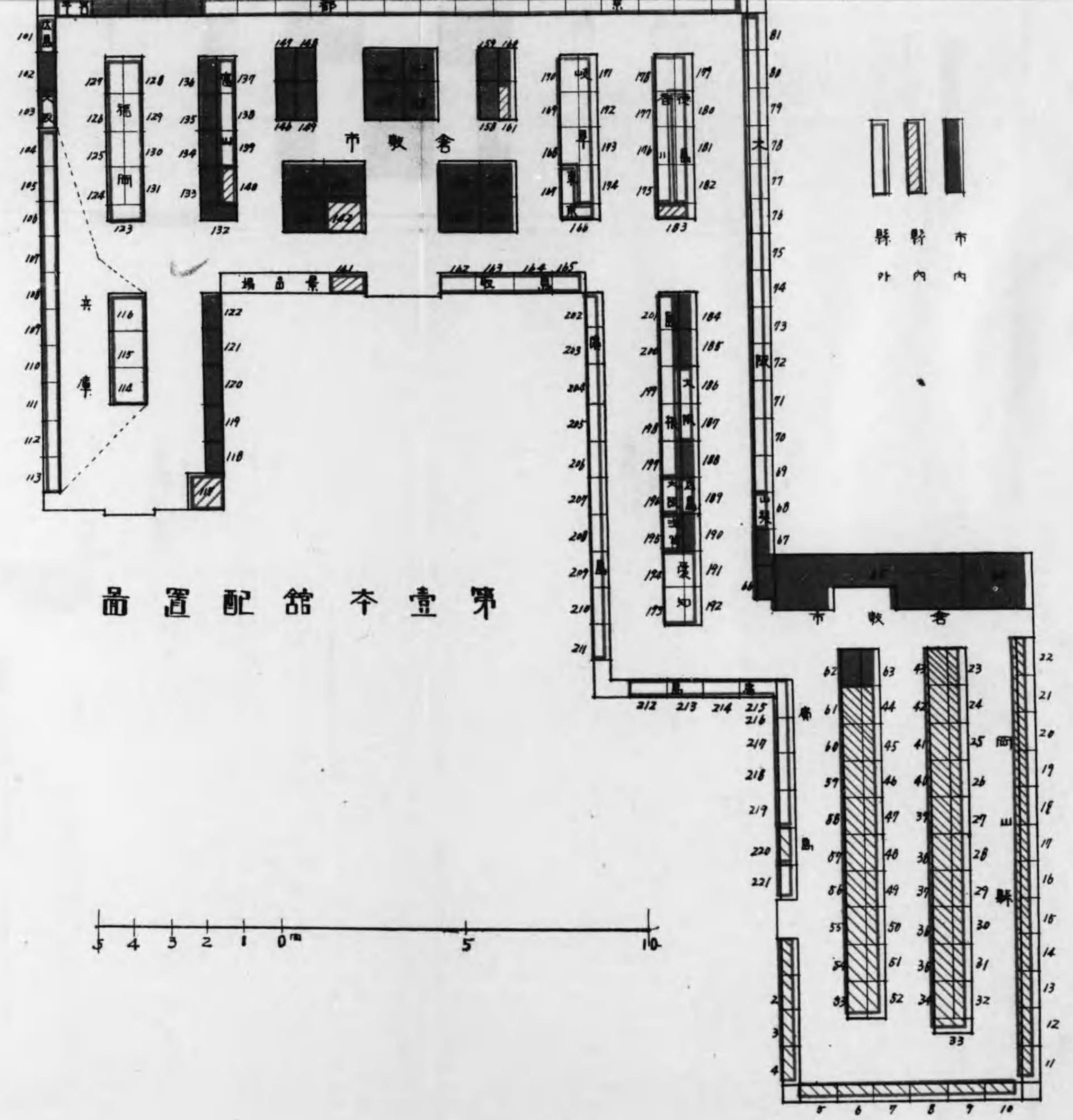
其井商店の備蓄器、檀上氏の針差、安部氏の削整師等が五小
次は吳市正原氏の絹白紐、三宅商店の清酒千福、女子禮式修道院
日高氏の英産張黒板、阪田製作所のセーラー萬年筆、田中氏の旅
谷工場のエメラ石鹼等が同じく五小間、尾道市尾道造酢のカクボ
三宅商店の醤油とで二小間、府中町山根竹籃工場の竹細工、淺野
岡三氏の府中味噌、藤井氏の書棚等で同じく二小間、廣島市日本



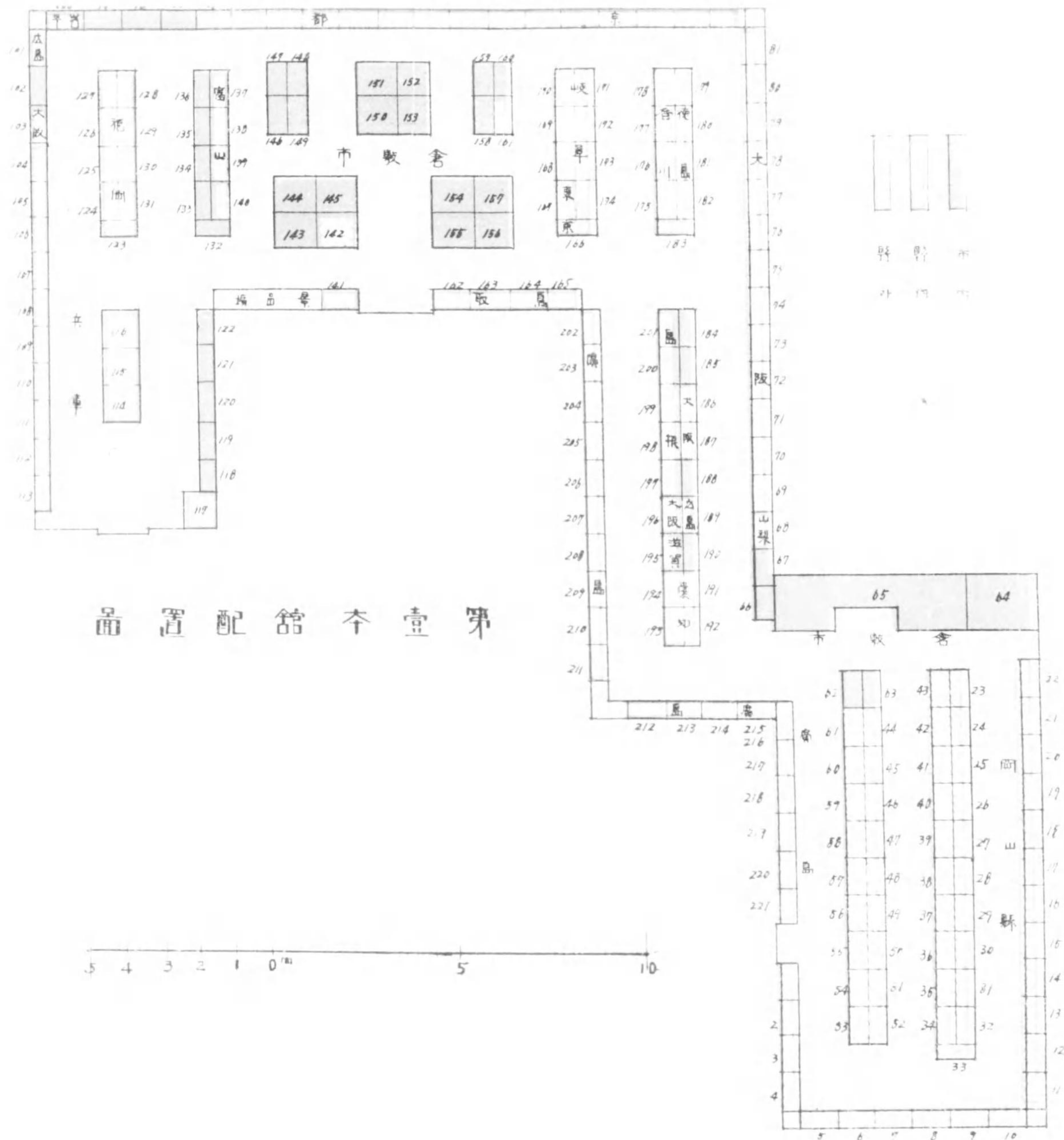
品出縣島廣・縣

國支部の放送局模型其他で二小間、鞆町の鞆保命酒同業組合の十六味地黄保命酒、鞆製網の綿糸製及麻製網地で二小間、こゝでチヨット岡山縣を挿んでゐる。
岡山縣(其六) 兒島郡福田村千田酒造場の清酒陶樂其他が一小間で再び廣島縣となる。

及桑原鐵工所の角孔掘機鉋機、久徳商會のクトク板、日本木工工場の貫井商店の兩編製容器、早川ゴムの護謄草履、備後藍耕の新久留米耕、栗原氏の血液循環兼按摩器、檀上氏の針差、安部氏の削盤等が五小間を占め、次は吳市正原氏の絹白紐、三宅商店の清酒千福、女子禮式修道院の鬘斗水引、日高氏の英産張黒板、阪田製作所のセーラー萬年筆、田中氏の旅行の友、金谷工場のエメラ石鹼等が同じく五小間、尾道市尾道造酢のカクボン印米酢と三宅商店の醬油とで二小間、府中町山根竹籃工場の竹細工、淺野、平地、松岡三氏の府中味噌、藤井氏の書棚等で同じく二小間、廣島市日本放送協會中



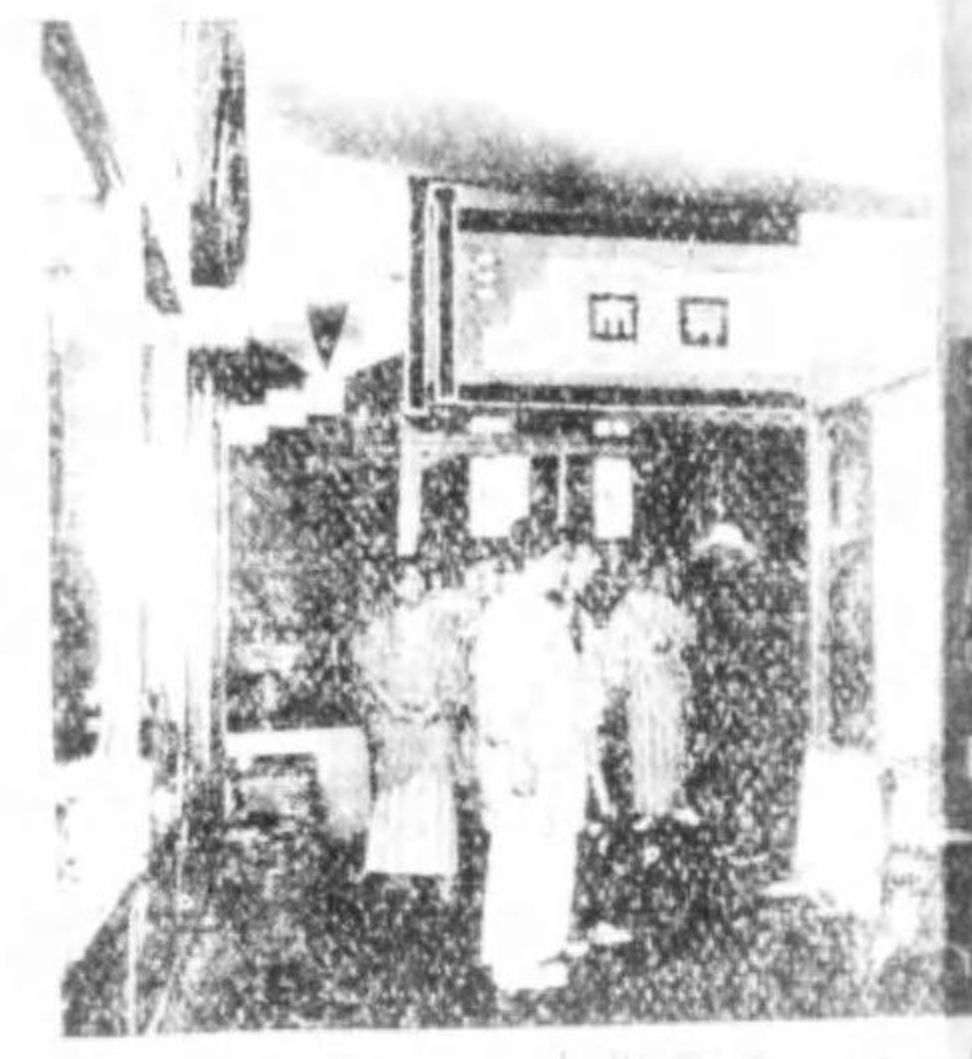
露光量違いの為重複撮影



第一壺本館配置圖

露光量違いの為重複撮影

同山縣... 兒童... 同山縣... 兒童... 同山縣... 兒童...

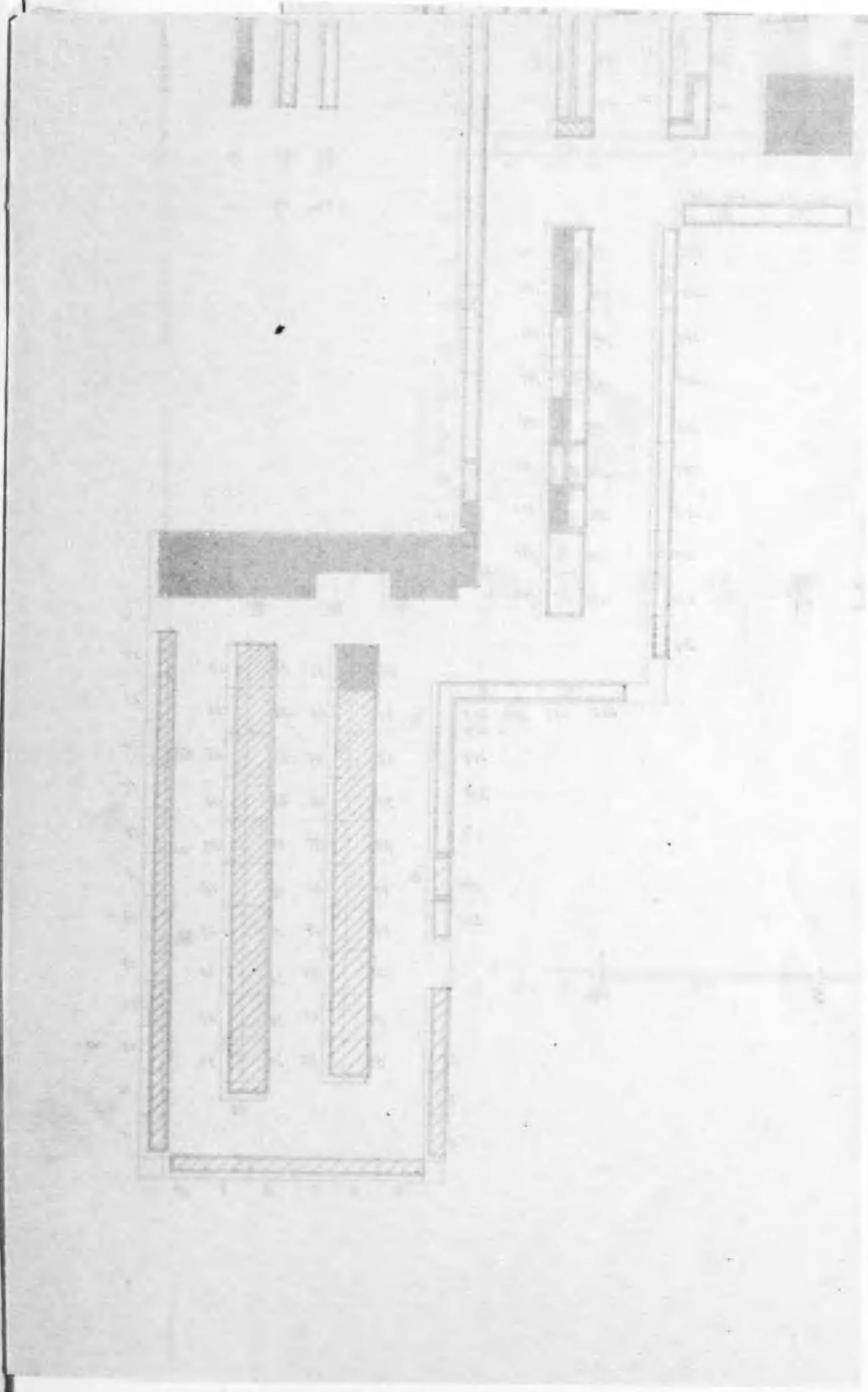


同山縣... 兒童... 同山縣... 兒童... 同山縣... 兒童... 同山縣... 兒童...

第一本館出品目録

品 目	點數	住 所	氏 名	小間番號
張物用板材各種	二九三	岡 山 市	中 川 商 會	一
彫 刻	六五	岡 山 市	村 上 昇	二
手提編籠各種	五一	岡 山 市	小 野 明 雄	三
萬年ペン 其他	二五五	岡 山 市	小 野 榮 次 郎	三
烏城袖各種	二三	岡 山 市	烏城絹織合資會社	四
ナポレオン地下足袋運動靴其他	七	岡 山 市	山陽ゴム製作所	五
ラバリューム其他	一七	岡 山 市	渡邊ゴム工業所	六
クリンプ金網其他	一六	岡 山 市	山 本 伸 太 郎	六
天美ツローン洗粉	五〇	岡 山 市	三九美容化粧品株式會社	七
黒椿油其他各種	一一	岡 山 市	佐 藤 清 七 郎	七
紺サージ文化織學生服地其他	二一	岡 山 市	久 安 喜 一 郎	八
鶴の玉子	一〇	岡 山 市	下 山 治 四 郎	九

廣島縣(其四) 廣島縣沼隈郡津之郷小林商店の小林式盜難豫報機が第一本館最後の一小間を占め、電氣仕掛の警報表示機警報音響機が模型家屋に取付けてあつて警報表示機の紐を引けば戸締未済の個所だけが同機表示盤にあらはれ、盜賊が侵入しようとするれば、其の個所のアラームスイッチが働いて表示盤に其の個所を示し、同時に警報音響機が鳴響くところを實驗説明してゐる。此處が戸口であるだけに一層面白い。これで第一本館二百二十一小間を終る。第一本館を出、正門を左に見て一直線に進み、裝飾陸橋を渡つて右に折れると第二本館南入口に達する。



竹細工人形其他	九八〇	津山市	津山木竹工組合	二二二
吉備養命酒其他	一七	小田郡 笠岡町	日本ギンロー合資會社	二二三
盛籠投入其他	四六	後月郡 井原町	大西平爾	二二四
竹製視箱亂箱其他	六	後月郡 井原町	宮島太郎	二二四
酢の素	一〇	後月郡 井原町	井原興業株式會社	二二四
廣幅小倉其他	一三	後月郡 井原町	谷清	二二四
花スリツバ	六	小田郡 矢掛町	平和化學研究所	二二七
新藥プロゴール	一二	小田郡 矢掛町	田尻松之丞	二二七
梨晚三吉	五	小田郡 矢掛町	重野三好	二二七
魚釣籠	二	小田郡 矢掛町	重野石太郎	二二七
果物籠	二	小田郡 矢掛町	池田靜雄	二二七
下駄各種	六	小田郡 矢掛町	横山自由堂	二二七
袖餅子	一八	小田郡 矢掛町	片岡榮造	二二七
袖餅子	一二	小田郡 矢掛町	高草常三郎	二二七
大菊水鉄其他	七二	小田郡 矢掛町	高草直次郎	二二七
燒鉄各種	五七	小田郡 矢掛町	高草修三	二二七
菊水鉄其他	七	小田郡 矢掛町	大久保寬治	二二七
ケンカンゼ鉄其他	五〇	小田郡 矢掛町	岡山縣工業試驗場	二二八
絹洋服地學生服地其他	一〇	岡山市	同	二二八
蘭草紙類	一九	岡山市	同	二二八

吉備團子	六	岡山市	山脇山月堂	一九
三笠印學生服其他	四〇	岡山市	小野藤右衛門	一〇
萬年酢	二七	岡山市	久保甚吉	一一
竹二重切其他	四四	上道郡 光政村	岸本武雄	一二
撫川團扇各種	一三	吉備郡 庭瀬町	撫川團扇生産組合	一二
チエスター及松川織(敷物)	一〇	吉備郡 庭瀬町	平松光太郎	一三
コットンラング(敷物)	五	吉備郡 庭瀬町	山上商事庭瀬出張所	一三
礦石粘土	一二	和氣郡 三石町	三石礦山株式會社	一四
本山紅柄及鑛泉鑛石各種	一一	川上郡 吹屋町	本山鑛山	一四
耐火煉瓦	二一	和氣郡 三石町	岡山縣耐火煉瓦聯合會	一五
竹製機關銃	二〇〇	津山市	三宅作三	一六
竹製ステッキ	六一	津山市	橋本有三	一六
佐平燒其他	二七	津山市	浮田商店	一七
自働噴霧器	二	津山市	同	一七
繼竿各種	五	津山市	稻垣金太郎	一八
花瓶其他	五九	津山市	小池寅次郎	一八
家庭用手藝品各種	六六八	津山市	津山手藝品組合	一九
竹製機關銃其他	三七五	津山市	須江新一	二〇
松の露 高德羊羹	九八	津山市	江見盛政	二一
初雪	一一五	津山市	初雪製造株式會社	二一

花庭 飛込並機械織	一	同	淺越商店	四五
花庭 大 諸 日	一	岡山市岡山縣花庭疊表同業組合	三澤定夫	五八
肥料 各種	六	小田郡 笠岡町	兩備肥料同業組合	五七
一文字帽子	一〇	淺口郡 金光町	岡山縣眞田同業組合	五七
服地 各種	一七	岡山市	岡山製織株式會社	五六
小倉服地及兒童服	一〇	岡山市	同	五六
帆布其他各種	一〇	岡山市	備前織物株式會社	五六
青年訓練服其他	二	岡山市	備前小倉織株式會社	五五
彫 刻	二	岡山市	中川竹仙	五四
丸五運動靴地下足袋萬年軍手	二	岡山市	丸五足袋株式會社	五三
事務用デスク及廻轉椅子	二	岡山市	澁江一郎治	五二
織物 各種	九	都窪郡 茶屋町	正織株式會社	四九
丸和地下足袋其他各種	一四	兒島郡 藤戸町	丸和ゴム工業所	五〇
服地染及足袋地染	二	同	明石勝一	四九
ブルドツグ光輝疊其他	五	同	河合幸三郎	四七
日本一 光輝疊	三	同	清松社織工場	四七
卷ゲートル其他	一	同	松井松三郎	四七
卷ゲートル	一	同	南兒織物合資會社	四七
●印ゲートル	二	同	土屋福吉	四七

學 生 服	三	同	石井定次郎	四七
東郷印學生服及ガス霜降地	二	同	尾崎織物株式會社	四七
大臣印夏服	三	同	背板兄弟商會	四七
青年團服其他各種	〇	同	西原兄弟商會	四七
學生服各種	三	同	山高株式會社	四七
ウロコ中年女帶	一	同	河合幸三郎	四七
男女帶各種	六	同	木下吉太郎	四七
リング女帶	五	同	前野彌太郎	四七
モダン小波織女帶其他	三	同	賀本直市	四七
リング女帶其他各種	〇	同	石原銀治	四七
女眞田帶各種	一	同	難波愛守	四七
紋織女單帶	五	同	明石	四七
女帶 各種	〇	同	射場豐太郎	四七
小倉服地其他各種	一	兒島郡備前織物同業組合	岡田義平	四三
小倉服地其他各種	三	兒島郡 兒島町	後月支部検査所	四四
保溫板、保溫筒	一	岡山市	伊藤親糸店	四三
刺繡物各種	二	後月郡 荏原村	岡山縣綿織物業組合	四四
彫 刻	一八	都窪郡 中洲村	增田寅太	四〇
琴	六	上房郡 高梁町	西野房道	四一
刺繡物各種	一	兒島郡 宇野町	森本保溫材株式會社	四二

西陣黒縞子	三	京	都	市	平居豊太郎	七五
西陣鹿の子縫取	五	京	都	市	梅本裝飾合資會社	七六
西陣袋帯名古屋帯	一	京	都	市	川澄煉炭株式會社	七七
西陣男女帯	一六	京	都	市	株式會社桐山商店	七八
友禪ジョーセット	六	京	都	市	丸屋七郎	七九
縮緬訪問服其他	二二〇	京	都	市	小林林之助	八〇
絹扇子其他	二	京	都	市	東洋リノリューム株式會社營業所	八一
黒紋付	二	京	都	市	若林卯兵衛	
ハンドバッグ其他	一五	倉敷	市	木下藤吉		
ぼつこう饅頭、むらすずめ	六〇	倉敷	市	井上秀峯		
エビス飴	四五	盛岡	市	溝端竹松		
本場南部鐵瓶	六〇〇	廣島	市	福井勝秀		
煉乳製品	一五	倉敷	市	山口忠兵衛		
琴、三味線其他	一	大阪	市	久村清一		
ポリタミン(電飾)	一	大阪	市	山口松榮堂		
神戸人形	一八	神戸	市	西郷房次郎		
ズンド鈴竹其他	二七	神戸	市	山中房次郎		
ドロウウオーク其他	一八	神戸	市	湯川房雄		
帳簿	二六六	神戸	市	小關與三郎		
ゴム靴各種	四二	明石	市	青柳市松		
革文庫其他	二〇三	姫路	市			
革文庫其他	一三八	姫路	市			

ステッキ	三二七	大	阪	市	森田伊之助	七五
マネキン人形其他	一〇	大	阪	市	梅本裝飾合資會社	七六
三筋豆炭	四	大	阪	市	川澄煉炭株式會社	七七
家庭材料	二〇	大	阪	市	株式會社桐山商店	七八
カガシ化粧品	二五五	大	阪	市	丸屋七郎	七九
大黒おこし	一一八	大	阪	市	小林林之助	八〇
リノリューム	一五三	大	阪	市	東洋リノリューム株式會社營業所	八一
佛壇佛具	五〇	京	都	市	若林卯兵衛	
佛壇佛具	二九	京	都	市	木下藤吉	
佛壇佛具	五四	京	都	市	井上秀峯	
金屏風	八	京	都	市	溝端竹松	
みすや針、裁縫箱	一四〇	京	都	市	福井勝秀	
西陣織物、ハンドバッグ其他	二三七	京	都	市	山口忠兵衛	
本みすや針、裁縫箱	一五〇	京	都	市	山口松榮堂	
七寶入唐草花瓶其他銅器具	五五	京	都	市	西郷房次郎	
西陣金襴及金襴製ハンドバッグ	七	京	都	市	山中房次郎	
西陣ビロードハンドバッグ	四	京	都	市	湯川房雄	
西陣ビロード類	一〇	京	都	市	小關與三郎	
西陣表装地各種	五	京	都	市	青柳市松	
西陣袋帯名古屋帯其他	一六	京	都	市		

地球こま其他	三三	富山市	宮田仲次郎	一四〇
浅野セメント	七	浅口郡玉島町	安藤嘉助	一四〇
清酒富志美盛其他	四五	浅口郡連島町	大野格治	一四一
小野田セメント	六	阿哲郡美登村	小野田セメント 製造株式會社阿哲工場	一四二
むらすずめ、小町餅其他	二〇一	倉敷市	吉本誠一	一四三
瓦斯用器具各種	一一	倉敷市	倉敷瓦斯株式會社	一四四
清酒萬年雪	一一	倉敷市	森田尚二	一四五
靴各種	二二	倉敷市	三宅熊七	一四六
漆器各種	五一	倉敷市	白神理吉	一四七
丹後縮緬各種	一〇〇	倉敷市	小牧榮吉	一四七
カモキのハイトリ紙	二五〇	倉敷市	鴨井ハイトリ紙工場	一四八
キリメツ其他	一一	倉敷市	倉敷紡績株式會社	一四九
紡績製品其他	一一	倉敷市	倉敷絹織株式會社	一五〇
人絹製造工程其他	一八	倉敷市	中桐佐太郎	一五三
兒童服、服地其他	五	倉敷市	山田自轉車店	一五四
キヤエム自轉車其他	三	倉敷市	杉原書店	一五五
書籍文具	二七七	倉敷市	エビスヤ書店	一五六
書籍	二四七	倉敷市	岸田書店	一五六
書籍	三二九	倉敷市	難波菅太郎	一五七
國際號自轉車其他	一一	倉敷市	田邊金平	一五八
洋傘	二〇	倉敷市		

銘々菓子器	一	富山市	富山出品協會	一三九
曉巖模様菓子取	一	富山市	安達其峰	一三九
封筒箱	一	富山市	永井秀雄	一三九
貝入盆其他	四	富山市	有岡宗保	一三九
千歳塗蟹氣樓模様丸盆	五	富山市	山崎隆儀	一三九
ペン皿其他	七	富山市	鈴木清湖	一三九
かわち塗丸盆	一〇	富山市	河内春雄	一三九
女バルブ草履	一〇	富山市	米澤商店	一三九
女表付下駄其他	二	富山市	柳原義信	一三九
獅子頭	八	富山市	田村豐次郎	一三九
獅子頭	〇	富山市	田村政次郎	一三九
獅子頭	八	富山市	田村政次郎	一三九
張子犬其他人形各種	八	富山市	渡邊源吾	一三九
劍舞人形其他	一	富山市	中條せつ	一三九
月世界	五	富山市	吉田榮吉	一三九
鹽釜	三	富山市	釜戸久平	一三九
浮城	五	富山市	柴田林造	一三九
羊羹	五	富山市	森本豐次郎	一三九
アメンボ	五	富山市	井上文次郎	一三九
小竹	五	富山市	磯野秀信	一三九

ビホー萬年筆其他	三七〇	倉敷市	島田小三郎	一五九
彫刻	三〇	倉敷市	柚木宗仙	一六〇
群蝠雲齋、小倉服地	七	後月郡井原町	株式會社井原織物所	一六一
新花欄茶櫃其他	三四	鳥取市	鳥取漆器製作所	
漆塗菓子器其他	一二	鳥取市	松本信夫	
竹塗箸	一〇	鳥取市	前田總次郎	
漆塗菓子器	一五	鳥取市	田中治郎	
喫煙具	一	鳥取市	木村耕造	
喫煙具其他	一〇	鳥取市	虎尾雅夫	
朱金菓子皿其他	三	鳥取市	森田利雄	
キビ穀人形	一五	鳥取市	林利雄	
おとん女郎其他	一〇	鳥取市	田中重利	
湯かむり人形	五	鳥取縣岩美郡	小椋幸治	
はこた人形	一〇	鳥取縣東伯郡	三好岩次郎	
綾羽人形其他	一九	鳥取縣日野郡	齋藤あや	
珍竹バイブ	二〇	米子市	米子副業幹旋所	
ゴム裏草履	六〇	米子市	同	
ニコノ箸其他	一〇	米子市	内村丈夫	
陶製花器	一〇	鳥取縣八頭郡	蘆澤保親	一六二
茶器花瓶	九	鳥取縣東伯郡	森田利基	一六五

花瓶其他	六	鳥取縣西伯郡	安藤秀太郎	
彫刻花瓶其他	三	鳥取縣西伯郡	板内龜藏	
竹製四方箸	五	鳥取縣氣高郡	藤内龜藏	
ニニグリネクタイ、タオル其他	八〇	鳥取市	たくみ工藝店	
帶止	一五	鳥取市	白田和夫	
兵兒帶、大島緋	二八	米子市	府藤加工相互組合	
卷紙封筒	六一	鳥取縣八頭郡	上田銈太郎	
卷紙	七	鳥取市	松田壽藏	
保健勉學セット	二	鳥取市	湊俊郎	
軸箱	二	鳥取市	田中峯雄	
文化飯櫃	一二	鳥取市	坂田辰治	
絹綿眞綿其他	一六	鳥取縣西伯郡	植田淺太郎	
眞綿	三	米子市	芦達豊治	
シートバツタ	六	鳥取市	山家恒二	
㊦式安樂正座椅子	六	米子市	田路宇三郎	
丸善インキ、アテナインキ其他	三六	東京市	丸善株式會社	一六六
三共製藥各種	一三八	東京市	三共株式會社	一六七
岐阜提灯、岐阜團扇、大内行灯	一二	岐阜市	岐阜提灯團扇工業組合	一六八
タイプライター膠寫版其他	二五	岐阜市	佐藤市太郎	一六九
雨傘	二五四	岐阜市	宮崎富三郎	一七〇

鏡 臺	二	德島市	郡忠次	一九三一
卷簾入、煙草盆其他	一一	德島市	島居商店	一九四一
女塗 下駄	一五	德島市	八木大藏	一九四五
木 管	五五	德島市	大正紡織木管株式會社	一九八〇
阿波だんご	一〇	德島市	小西熊助	一九八二
鳴門はぶ茶素	一〇	德島市	竹上清三郎	一九八三
若 布 漬	一〇	德島市	多田三郎	一九八四
和 布 羊 羹	一〇	德島市	村上清三郎	一九八五
玄米しるこ鳴門潮	一〇	德島市	太田豊三郎	一九八六
赤御膳味噌	二〇	德島市	平土三平	一九八七
日の出鳴門わかめ	五〇	德島市	森竹保	一九八八
阿波おどり其他	三〇	徳島市	山本弘	一九八九
清酒燦然其他	三七	徳島市	菊池健一郎	一九九〇
清酒一勝、賀茂鶴	三三	徳島市	城戸福松	一九九一
福祿ストーブ其他	二五	大阪府	福祿商會	一九九二
エビオス錠	一	大阪府	田邊五兵衛商店	一九九三
千日運動香、千里地下足袋	八三	倉敷市	眞鍋詩萬治	一九九四
殺蟲劑フマキラー其他	八〇	廣島市	大下大藏	一九九五
椅子 卓子	六	倉敷市	倉敷實業學校長	一九九六
打 双 物	一、一〇四	名古屋市	泉 菊三郎	一九九七

ヴアイブレーター	九六	名古屋市	中澤貞次郎	一九九三
メンソレータム、カートン其他	一五一	滋賀縣	近江セールズ株式會社	一九九四
安住かとり線香其他	四六	大阪府	株式會社安住大藥房	一九九五
陶器花生其他	二一	島根縣	出雲陶器株式會社	一九九六
袖師燒茶器其他	二四	松江市	尾野岩次郎	一九九七
石見燒壺各種	五	島根縣	森脇正	一九九八
陶器 花瓶	五	島根縣	船木淺太郎	一九九九
陶器 花瓶	八	島根縣	森欣一	二〇〇〇
萬祥山燒陶器	一〇	島根縣	日野義長	二〇〇一
瑪瑙製品	二三	松江市	野津猪三郎	二〇〇二
瑪瑙及水晶製品	二〇	松江市	川島	二〇〇三
瑪瑙製品	二二	松江市	高麗正吉	二〇〇四
堅地漆器八雲塗	一九	松江市	兼本重一	二〇〇五
山 葵 漬	二四	島根縣	吉川松芳	二〇〇六
澤庵おろし、ニコノ洋服掛	一〇	島根縣	富山村竹工組合	二〇〇七
手押鉋機械其他	二	福山市	正木鐵工所	二〇〇八
鉋機 其他	二	福山市	桑原鐵工所	二〇〇九
タトク板各種	七	福山市	株式會社久徳商會	二〇一〇
蘭編製容器其他	一四	福山市	合資會社貫井商店	二〇一一
ミクニ板各種	七	福山市	日本木材工藝株式會社	二〇一二

護謨草履各種	一二〇	福山市	早川ゴム製造所	一二〇
新久留米耕其他	三〇	福山市	備後藍耕株式會社	三〇
血液循環兼按摩器	一〇	福山市	栗原九一	一〇
裁縫用針差	一四四	福山市	檀上光二郎	一四四
削 鯉 節	五〇	福山市	安部和助	五〇
本絹白紐其他	三九二	吳市	正原歡次郎	三九二
清 酒 千 福	七	吳市	合名會社三宅清兵衛商店	七
髮斗及水引	三九二	吳市	女子禮式修道院	三九二
英産張黒板	二	吳市	日高敷男	二
セーラー万年筆其他	八七	吳市	阪田製作所	八七
旅行の友	一、二〇〇	吳市	田中保太郎	一、二〇〇
エメラ石鹼其他	一三九	吳市	金谷俊次	一三九
カクボン印米酢	一九	尾道市	尾道造酢株式會社	一九
醬 油	一一	尾道市	三宅仁平	一一
竹 籃 其 他	二二八	廣島縣府中町	山根一義	二二八
白味噌其他	二	廣島縣府中町	淺野定次郎	二
白味噌其他	三	廣島縣府中町	平地義雄	三
白味噌其他	二	廣島縣府中町	松岡丈市	二
洋 家 具	二	廣島縣府中町	藤井勳	二
放送局模型其他	五	廣島市	日本放送協會中國支部	五

十六味地黃保命酒	二五	廣島縣 鞆町	鞆保命酒同業組合	二五
網 地	八	廣島縣 鞆町	鞆製網合資會社	八
清酒陶樂其他	一一	兒島郡 福田村	千田酒造場	一一
盜難豫防機	一	廣島縣 沼隈郡	小林市郎	一

二、第二本館 奈良縣 倉敷市 大阪府 岡山縣

第二本館は陳列場所數總て九十五、内市内五十七小間、縣内三十三小間、縣外五小間で、之を第一本館の市内四十二小間、縣内六十八小間、縣外百一十一小間、計二百二十一小間と合すれば、合計市内九十九小間、縣内百一十一小間、縣外百十六小間、總計三百十六場所となるのである。

奈良縣 第二本館南口を入り右側に進むと、先づ第一は奈良市金澤氏出品の奈良名物鹿の角細工がある。

倉敷市(其十) 次は倉敷市富樫景堂氏の日本畫、曲つて吉田蒲團店のドンズ夜具其他が二小間を占め、次は大西洋家具店の和洋間ダンス、カーテン類、そこから踵を左に轉じ、中小間の右側を見て行くと、大熊酪農場の牛乳キヤラメル、パタ

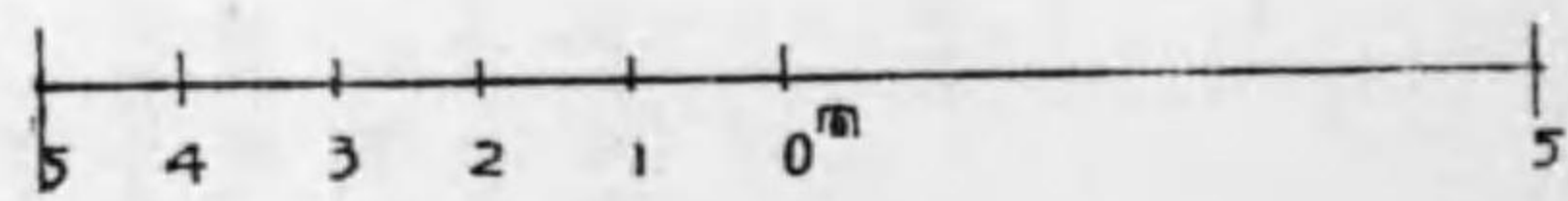
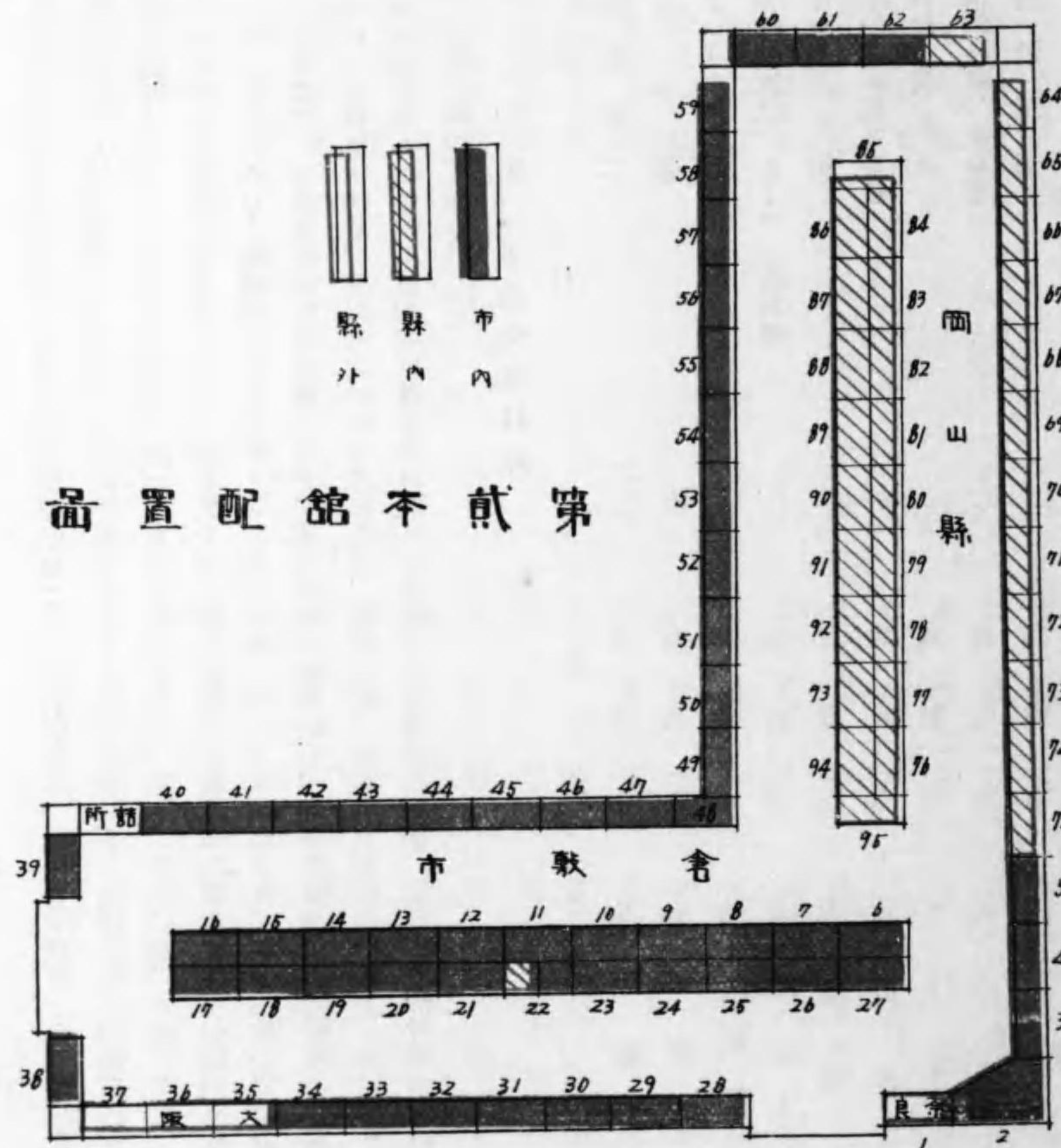


口入面正館本二第

1 其他牛乳製品、秋山茶舖の茶及茶器、神路足袋本店の神路足袋、永山氏の清酒大泉及長命菊、白神氏の清酒玉司、岡本服物店の履物、西王堂時計店の時計貴金屬寶石類、永山正政氏出品の齋藤實氏書治怒箴治權箴の屏風一雙、角の二小間は平野藥局のヒラノ膏、體溫計、藥品類、裏側に廻つて杉原タンス店の黒檀タンス其他、新谷商店の桐下駄運動靴、倉敷團扇商會の團扇、藤本氏の烏籠魚釣籠、片山氏の清涼飲料等がある。

岡山縣(其七) ここにチヨット兒島郡福田村前昌氏の清酒三冠がある。

品 置 配 館 本 館 第



(二共) 品 出 縣 山 岡

倉敷市(其十二) 再び倉敷市にかへり、角田商店のトモヤ醤油、原岸商店の五小間に亘る各種肥料見本解説で中小間を終り、南入口の左側へ取つて返すと、鹽尻商店の削節刻錫、田邊社中の生花、岸本氏の鍔刀劍、佐分利氏の漆器、山菱テントの露飾飾付、岡時計店の時計等がある。

大阪府(其五) 次の四小間は大阪朝日新聞社が實物模型地圖寫眞圖表等を巧に利用して新聞が出来るまでの過程を示せるもので本館中の白眉といふべきであらう。

倉敷市(其十二) 第二本館西口右側は倉敷市伊藤商店の堅糸、同左側は津津商店の据風呂タラヒ飯櫃、丸山玉仙堂の表装、其樂堂の彫刻、おくの號田中氏の各種草履、藤原玩具店の五月人形、日下酒場の清酒旭乃松瑞穂松、三宅東店のカヤ(二小間)、板谷氏の夏帽子、小野機料製作所のウッドピッキングステッキ其他、角は石井白牡丹の白牡丹化粧品で、美装した等身の官女姿の飾付が人目を惹く。左へ曲つて奥田商店の自轉車、中原三法堂の佛壇、萬壽獎産組合及岡本氏の花蓮疊表、渡邊氏の天領團扇撫川團扇、難波自轉車店のリヤカー、赤毛タンス店の總桐タンス其他(二小間)、小林紫雲堂の佛像、大野商店のラヂオ及電氣蓄音器、長井タンス店の總桐タンス、右へ折れて小林氏の中屋號萬年筆、岡本商店の床柱及欄間は二小間に飾られて觀覽者を立止まらせる。

岡山縣(其八) 以下は岡山縣出品協會出品のつゞき三十三小間で、岡山市丸山氏の團扇扇子にはじまり、再び右に折れて、黒田、武田兩タンス店各二小間、佐々木旗店の旗、消防服、金光氏の輕油發動機、羽磯氏のゴム靴、岡山標記製作所のメタル、優勝カップ、次に備前燒株式会社、森合資會社の備前燒、伊部町木村兩氏の伊部燒は相並んで備前陶器の特色を發揮してゐる。

踵を旋して中小間に移れば、岡山市武田廣榮堂はこゝにも吉備團子、押出し羊羹等を出して居り、次は連島町三宅氏の清酒登富士、玉島町旭軒の良寛餅、長尾町小野玉華堂の天狗印蚊取線香、船穂村小野製綿所のガーゼ縞帯、小野靴下製造所の靴下、つゞく三小間は船穂商工会の出品で十八氏の花菱、靴下、醬油、梨、足袋、花瓶、繩紐、麻ロープ等を收め、次は岡山縣蘭草同業組合の出品で代表的な十二氏の長蘭六尺闊トボ蘭及指定染土が陳列され、角には都窪郡中洲村八王寺工業株式會社の陶器製洋瓦及セメント製タイル、スレート類があり、裏手へ廻つて岡山市金光氏の發動機、藤井氏の噴霧器、早島町原商店の蘭簾、溝手、栗坂兩氏の紙布帽子、都窪郡中洲村三宅醬油の甘露醬油ソース、大橋、板谷兩氏の奈良漬味淋漬、笠岡町北村氏の芭蕉羊羹、乾無花果、高梁町土屋氏の柚餅子、小田町ワシオ農園營業所のワシオ殺蟲劑等があつて、小田郡城見村吉備製陶所の雅趣ある吉備焼花瓶類、都窪郡中洲村岡本氏の清新なる酒津燒が最終の二小間を飾つてゐる。

第二本館出品目録

品目	點數	住 所	氏 名	小間番號
鹿角細工	六〇〇	奈良市	金澤奈良市	一
日本畫	五一	敷	富樫喜美治	二
ドレス夜具其他	三四	敷	吉田蒲團店	三
和洋間簞笥、カーテン類其他	八二	敷	大西政太郎	四
牛乳製品各種	一八〇	敷	大熊猪平	五
宇治茶各種及茶器	一〇三	敷	秋山秀一	六
神路足袋各種	二二九	敷	木下十郎	七
清酒大泉、長命菊	一一	敷	永山榮一	八
清酒玉司	二三	敷	白神種二	九

履物各種	時計其他各種	屏風	ヘテロゲン、ヒラノ膏	體溫計其他	黒檀タンス其他	桐下駄、運動靴	團扇	烏籠魚釣籠	清涼飲料各種	清酒優三冠其他	トモヤ醬油其他	肥料見本各種	削節刻錫	生花	鍔刀劍其他	漆器各種	テント見本露營飾付	時計各種	新聞が出来るまで	堅(實物模写地圖寫真圖表)					
七二	六五	一	七四四	四	四五	四五	五九	六	六〇	一三	二二	四一	七	四	二五	一八九	二六	二六	三七	三一					
倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	兒島郡福田村	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	大阪朝日新聞社	伊藤峯吉					
岡本關治	岡本關治	永山正政	平野新一郎	杉原菅一	新谷清喜	倉敷團扇商會	藤本豊松	片山貞作	前昌平三郎	角田加登一	原岸商店	鹽尻公三	田邊來	岸本悦藏	佐分利永吉	犬飼賢一	岡隆一	大阪朝日新聞社	伊藤峯吉	伊藤峯吉					
一一	一二	一三	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八

中屋號萬年筆各種	二二六	倉敷市	小林弘一	六〇
床柱欄間其他	八〇	倉敷市	岡本吾之吉	六一
團扇扇子	六三	岡山市	丸山三藏	六三
總桐タンス其他	八	岡山市	黒田壽太郎	六四
總桐タンス其他	六	岡山市	合資會社武田タンス店	六四
旗、消防服其他	一二	岡山市	佐々木金七	六六
輕油發動機	一	岡山市	金光誠一	六八
ゴム靴各種	八三	岡山市	羽磯武平	六九
メタル優勝カッパ其他	三六	岡山市	岡山標記製作所	七〇
備前燒各種	二七	岡山市	備前燒株式會社	七一
備前燒各種	三七	岡山市	森合資會社	七二
伊部燒各種	二七	和氣郡伊部町	木村兵次	七三
伊部燒各種	六五	和氣郡伊部町	木村貫一	七四
吉備團子、押出し羊羹其他	三〇五	岡山市	武田充平	七五
清酒登富士	四二	淺口郡連島町	三宅常次郎	七六
良寛餅其他	七	淺口郡玉島町	平井徳太郎	七七
天狗印蚊取線香其他	二一〇	淺口郡長尾町	小野要七	七八
ガーゼ繻帶其他	五八	淺口郡船穂村	小野荒太郎	七九
靴下各種	四二〇	淺口郡船穂村	小野卓士	八〇
花筵間物捺染	三	淺口郡船穂商工會	岩崎只三郎	一

据風呂飯櫃器其他	三八	倉敷市	窪津鶴治	三九
表装	九	倉敷市	丸山九八	四〇
彫刻	九	倉敷市	後藤喜美榮	四一
草履各種	五三	倉敷市	田中和一	四二
五月人形	一一	倉敷市	藤原玩具店	四三
清酒旭乃松瑞穂松	二一	倉敷市	日下兼松	四四
蚊帳各種	一一〇	倉敷市	三宅藤三郎	四五
夏帽子	三	倉敷市	板谷定市	四六
ウツドピツキングステツキ其他	一四	倉敷市	小野順一	四七
白牡丹化粧品	六〇	倉敷市	石井美津	四八
丸A二八インチ自轉車其他	八	倉敷市	奥田光治	四九
佛壇其他	六	倉敷市	中原彦太	五一
疊表各種	二四	倉敷市	萬壽獎産組合	五二
花筵疊表	一四	倉敷市	岡本榮吉	五二
天領團扇撫川團扇	四七	倉敷市	渡邊多嘉二	五三
リヤカー其他	五	倉敷市	難波自轉車店	五四
總桐タンス其他	一一	倉敷市	赤毛吉次郎	五五
釋迦像其他	一三	倉敷市	小林光岳	五五
電氣蓄音器、ラヂオ其他	六四	倉敷市	大野豊一	五七
總桐タンス其他	六	倉敷市	長井タンス店	五九

ワシオ殺蟲劑	二九二	小田郡 小田町	ワシオ農園 營業所	九三
吉備燒各種	一〇八	小田郡 城見村	水川 豐太郎	九四
酒津燒各種	三八	都窪郡 中洲村	岡本 賢二	九五

三、南洋館

南洋館の正面は南洋獨特の島民集會所の外觀を模したもので、高さ三十八尺、凹凸の模様とベンキ塗装とによつて南洋情調を髣髴せしめ、入口には兩側に丈高き棕櫚を植付けて椰子樹に代へ、根もとに直徑二尺許、厚三寸五分許の石の貨幣及シヤコ貝數個をあしらひ、次の如き榜示がしてある。



南洋館

石貨 島語「ライ」 往時多クパラオ島ヨリ運搬シタルモノニシテ其ノ運搬ノ難易ガ貨幣的價値標準トナリ運搬困難ナルモノ程貴重セラル大ナルモノハ直徑丈餘に達スルモノアリ
現ニ椰子林芋畑等ノ賣買ニ島民間ニ通用ス
平素ハ「オールメンハウス」(島民集會所)式ノ

個人家屋ノ周圍ニ陳列シ裝飾用ト爲シツツアリ

シヤコ貝 パラオ島ニ多ク其ノ大ナルモノハ四五歳ノ小兒ヲ入ルルコトヲ得、其ノ肉ハ島民好ミテ食ス

館内から漏れる蓄音器の音に誘はれて中にはいると右手に六疊敷ばかりの傾斜臺を設け、臺一面に南洋群島航路を示せる大地圖をひろげ、各島の主要物産等の記入を施し、先づ一目に南洋群島の概觀を掴めるやうにしてあるのは嬉しい。その上、壁間には統計圖表數葉、風俗寫真數十枚を掲げ、手前には寫真帖も置いてあるといふ周到ぶりである。

之に續く陳列臺には鼈甲細工、椰子のステッキ、象牙椰子の實、木材見本二十五枚を寄せた檜扇、材幹標本、パラオ島近海に産する貝卸用の高瀬貝、島民が貨幣に使用する白蝶貝、黒蝶貝がある。黒蝶貝は一連で椰子貨三十個位に、白蝶



南洋風景ノマ

貝は一枚で椰子貨五十個位に相當するのである。島民使用の獨木船模型、ササラの様な男子用櫛、手槍、喧嘩棒、椰子の葉、タコの葉などで作つた日用品、器具、各種物産、いづれも珍しからぬはなく、島民が欄間に代へて壁柱を飾る彫刻板、トコベ人形、椰子面等島民の彫刻に至つては實に珍中の珍である。

壁間には群島風物を寫せる油繪の大額が掛け列ねられ、サイパン島カトリック教祭典圖、ヤツプ島カナカ族の踊、パラオ島ポトハウス、トラツク島女子の魚捕り、ボナベ島シヤカオ酒飲用圖、コブラ乾燥場の光景など見飽かぬ眺で、柱には四尺もあらうと思はれる剝製の大蜥蜴が這つてゐるなど、身の南洋に在るを覺えしめる。以上はすべて南洋廳より出品の参考品である。奥手にはサイパン島に於ける南洋興發會社製糖工場を背景とした土人風俗の大パノラマが展開される。

左側一帯は即賣品の陳列臺で、南洋の島々から出品された珊瑚、鼈甲、蜥蜴極樂鳥等の剝製、鼈甲細工、蜥蜴の柔皮、錦貝の帶止カフス釦、硨磲貝、鸚鵡貝、椰子樹製の火鉢、花生ステッキ、木彫のモクモク人形、トコベ人形、パラオ人形、椰子實細工、椰子葉帽子、タコの葉手提、コブラ、マンゴー罐詰等一つとして珍しからぬはなく、見た目に馴染のあるのは輕節位のところであらう。この壁間にも亦南洋風物寫真が數十葉張られてある。

右の外本博覽會に於て南洋廳を通じて買取り即賣に附したものの左の通り。

サイパン支廳

ヤツプ支廳

パラオ支廳

椰子實細工

五〇

同 同

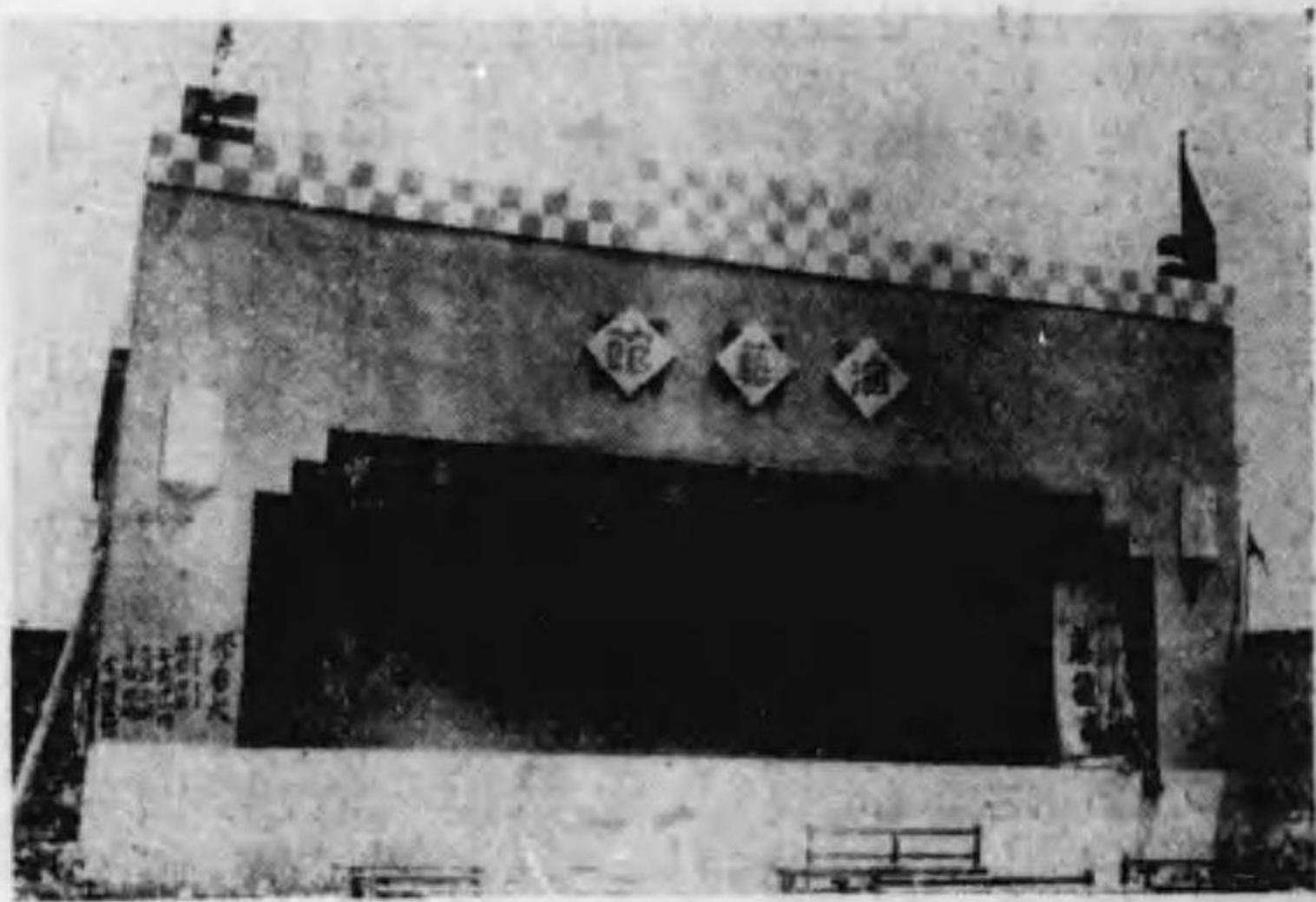
一二四

一五九

品目	點數	住所	氏名	備考
淺越式 自動縫織機各種	八	都窪郡 妹尾町	淺越 助次郎	
三吉式 自動縫織機	二	都窪郡 妹尾町	三宅 武二	
山口式 自動縫織機	二	都窪郡 早島町	山口 九一	
動力用 木材挽鋸機	一	福山市	正木 鐵工所	
高級 木工機	一	同	同	
野口式 農用發動機	四	倉敷市	野口 農具商會	
板野式 脫穀機	二	兒島郡 灘崎村	板野 初太郎	
板野式 發動機	一	同	同	
フタバ 發動機	二	市外 羽島	楠戸 繁雄	
動力用 水揚機	一	同	同	
動力用 ベスト 粗摺機	二	同	同	
動力用 ベスト 脱穀機	二	同	同	
動力用 ベスト 米選機	一	同	同	

五、演藝館

演藝館は本會經營の餘興場で、常に一般觀覽者に開放し、絶対に何等の料金を徴收しない。舞臺は間口六間、前方觀覽席は大テント張に腰掛、右は高屏、左と後とは何等の障壁を設けず、出入自在でしかも落ち着きのある好位置を占めてゐる。出演は笑和酒家於多福、小福一座其他の萬歳寸劇奇術等で、其の外獨唱、筑前琵琶、南洋踊、日本舞踊、學者犬トミー等の特別出演があり、雨が降つても日が照つても此處ばかりはいつも變らぬ大入續きであつた。



五月十三日の演藝館は岡山民報主催の岡民デーで、市内子供組雛會の舞踊西阿知青年組さくら會の櫻音頭其他出場人員四十三名、朝の十時から晩は六時過ぎるまで、入り替り立ち替り踊り続け、其の間に新進舞踊家水木歌水師の「唐人お吉」の新作發表其他の公演あり、之に萬歳、學者犬トミーをも加へての盛澤山で、生憎の空模様、午後には雹まじりの驟雨あり、會場は大混雑を呈したが、此處は篠突く雨にもめげず終始満員の大盛況であつた。競演審査の結果岡山民報社寄贈の優勝カップは雛會及さくら會に授與された。最終日五月十六日の本館は、各新聞社後援場内賣店聯合主催の大競演會で非常の賑を呈し、日暮るまで歌ひつ舞ひつ、絢爛の美、宛轉の妙を極め、中國民報社寄贈の優勝旗は市内バリー會、岡山新聞社寄贈の優勝旗は市内雛會、山陽新報社寄贈の優勝旗は西阿知さくら會、大阪毎日新聞社寄贈の優勝旗は市内バリー會、岡山新聞社寄贈の優勝旗は粒江少年少女組へ夫々授與され、撫川町會我稔氏外一名へは選外入賞として薄賞を呈した。夜に入つては萬歳、奇術、南洋踊、學者犬トミーなど今夜を最後と演じ続け、十時三十分盛況裡に千秋樂を告げた。



萬歳

演藝館出し物一覽

四月二十二日 萬歳 (笑和酒家於多福一座毎日出演)

獨唱 山路千夜子、小林百合子(伴奏阿知館音楽部)
 四月二十三日 萬歳、寸劇
 四月二十四日 萬歳、寸劇、奇術(以後毎日)
 五月三日 特別出演 旭談會筑前琵琶
 五月五日 特別出演 南洋館島民看守モリス、以後毎日
 (二回)

五月六日 特別出演 市内阿知少女團日本舞踊
 五月七日 特別出演 倉敷三日月會舞踊
 五月八日 特別出演 西阿知さくら會舞踊
 五月十一日 特別出演 學者犬トミー 以後毎日(三回)
 五月十三日 岡山民報主催競演會
 五月十六日 各新聞社後援大競演會

六、怪奇館

怪奇館の入口は只見る一個の三ツ目入道で、觀覽者は其の口から出入りするのである。正面の大パノラマ佐賀の夜櫻化猫騒動で、首を振り目玉を動かす大化猫の顔、齒の根をガタ／＼震はせて立てる骸骨、爛漫たる夜櫻の美觀も目には止らない。右手に仄暗いは安達が原の鬼婆の住居の光景。ここを過ぎると「出口に迷ふお化けの森の入口」へさしかゝる。
 黒いとばりを垂れた三つの口があつて1の道、2の道、3の道と記されてある。森とはいへど中は薄暗い篠藪で曲りくねつた細道が幾筋ともなく會ひつ別れつしてゐる。途方に暮れてフイと見上げると一ツ目小僧がゲラ／＼笑つてゐる。これはと目を伏せれば足もとに狸がゐる。中に住んでゐる妖怪變化の数は五十をも超えてゐよう。たま／＼明るい所へ



演出のーミト犬者學

出たと思へば、四谷怪談、番町皿屋敷、果物語土橋の場面などで、昔々の幽霊どもが電気應用で出現する。1の道を選んで一所懸命右へ右へと進まなかつたら最期、逃出す路もわからないのである。

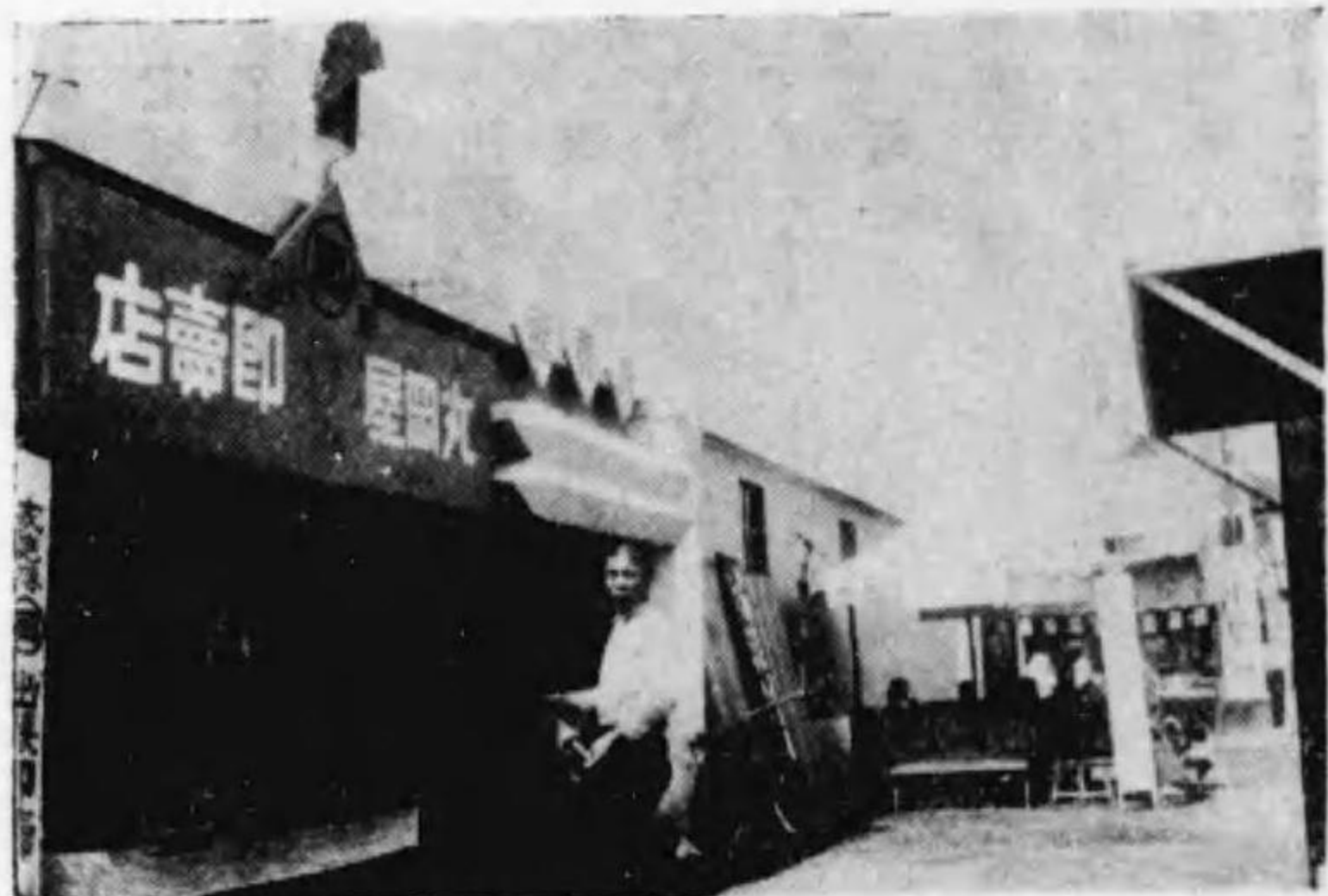
七、特賣館其他

會場内に特賣館、家庭館、賣店食堂等がある。

特賣館は本會特設館の一つで、正門の左手にあり、二十六小間を有する。東入口は岡山市丸岡屋即賣店の洋傘、つづいて倉敷市驛前龜山足袋賣用雜貨店の足袋靴下、同驛前平田分店宣傳

特賣部の萬年靴、市内鴨井商行的カモキの短冊煮、絹ごし冷凍豆腐、東京井上商會宣傳部の教育玩具パ
 ラシュート、神戸市昌山氏の萬年筆鉛筆削竹製機關銃、押拔スシ、

東京市飯田氏の東京製造元出張所防水布製外出用バック、倉敷市代理店平松商店の醬油の素、岡山市妹尾商店宣傳販賣部の萬能鋼鐵二重鍋、倉敷市萩野金物店の三井クレンザー(金屬磨料)、電気アイロン、神戸市昌山氏の歐風刺繡、大阪市柳内氏のコンセイ(昆布茶原料)、こゝで西口に達する。折返し反對側を進めば、神戸市昌山氏の人絹帶、倉敷市代理店藤徳商會のハウスカレ
 ー粉、倉敷市川上氏の野菜菓子製造、岡山市相場氏經營大阪近藤利助商店出品の合成金指輪、名古屋市中澤製作所の中澤式ヴァイブレーター、大阪市澤



館賣特



口入館奇怪

野商店の重寶器(簡易製粉器)、東京市飯田商店ブラジルコーヒー宣傳部のコーヒー店で再び初の入口にかへる。家庭館は神戸市昌山佐渡丸氏經營の私設特賣館で、本會特賣館東口と第一本館西口との中間にあり、六小間を有する。出品者は左の通りである。

北海昆布の味	神戸市	北神商會
西陣つづれ織	大阪市	國益商會
眼鏡	大阪市	金子壽吉
合成金美術裝身具	大阪市	共益社
ヴァイブレーター	大阪市	大川電文社
萬能石綿鍋	神戸市	北神商會

賣店、食堂、其他 會場内に設置を許可したる賣店其他は演奏場一、寫眞場一、賣店一〇、飲食店二、計一四で、賣店一が第三會場内に在る外は全部第一會場内に在る。

正門を入つて左寄に、倉敷市井上蓄音器店のタイヘイレコード演奏場があり、之に近く特賣館側に楠木寫眞場、特賣館西口と陸橋との間に誠業軒出張所の甘栗、陸橋の右手に甲府市光玉堂本店出張水晶印材瑪瑙裝身具等の賣店、六角塔の奥手にカシワヤ食堂がある。

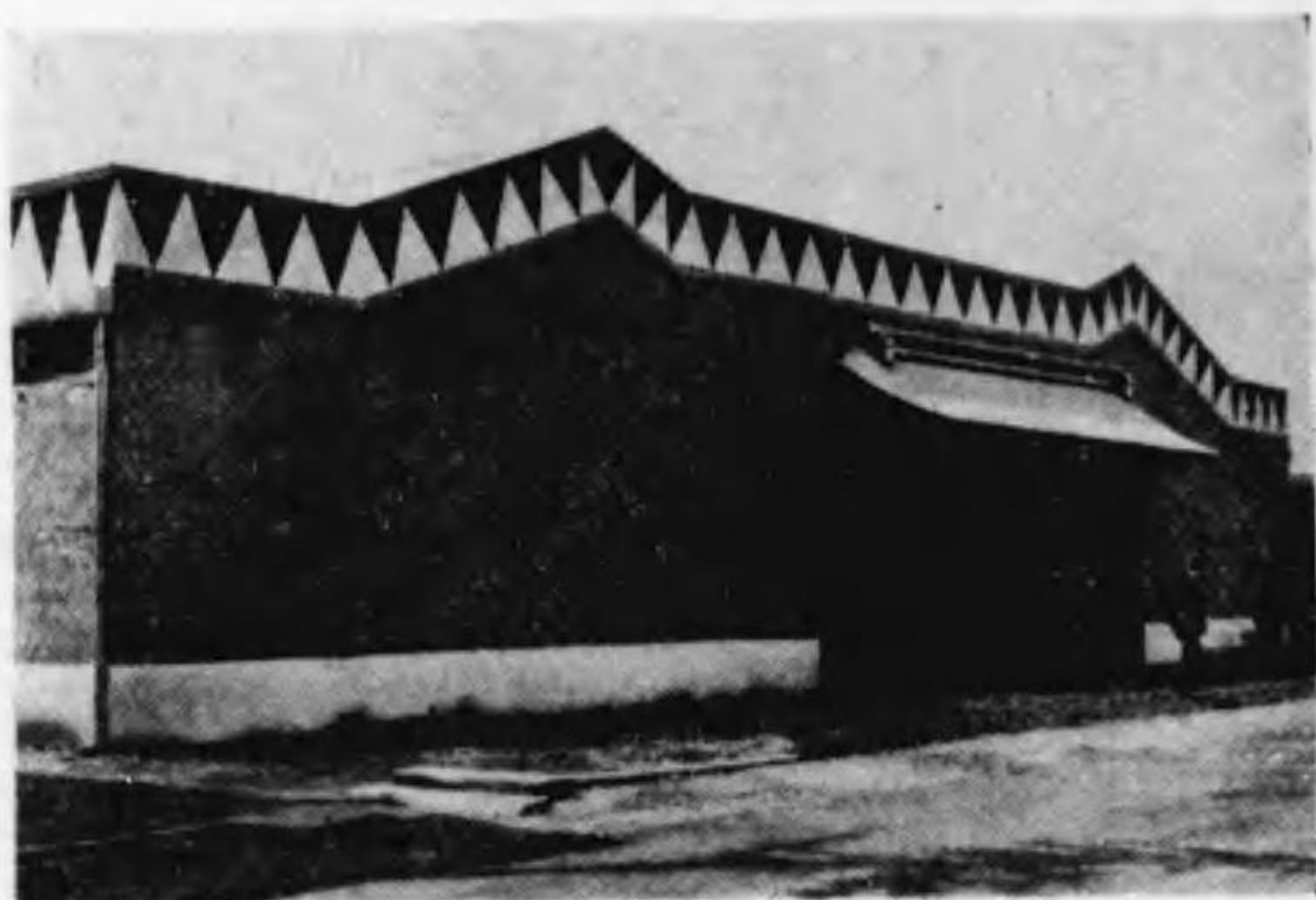
陸橋を西に渡ると第二本館南口との間に倉敷市田邊洋品店即賣部と安原大美堂の化粧品とが店をつらね、入口西手本館沿ひに自由軒のラムネ、アイスクリーム店、富田商店のオレゴン蓄音器宣傳部、江口藥店の朝鮮金剛松葉松の精、勞研饅頭等があり、角を曲つて第二本館西口側に東京市東京ブラジル商會即賣宣傳部のコーヒー店、入口を越えて向に倉敷市北條養蜂園の蜜蜂蜂蜜、南洋館前演藝館觀覽席後に自由軒十錢食堂がある。

第三會場電氣館入口側には倉敷市橘香堂が電熱製菓即賣をしてゐる。會場内に於ける煙草小賣店は第一會場では江口藥店、第三會場では橘香堂菓子店の二ヶ所であつた。

第二節 第二會場

八、義士館

本會第二會場は即ち義士館で、第一會場正門と道路を隔て、相對し、打入裝束模様で隈取つた朱塗門屋敷構の表口で見それとうなづかれる。

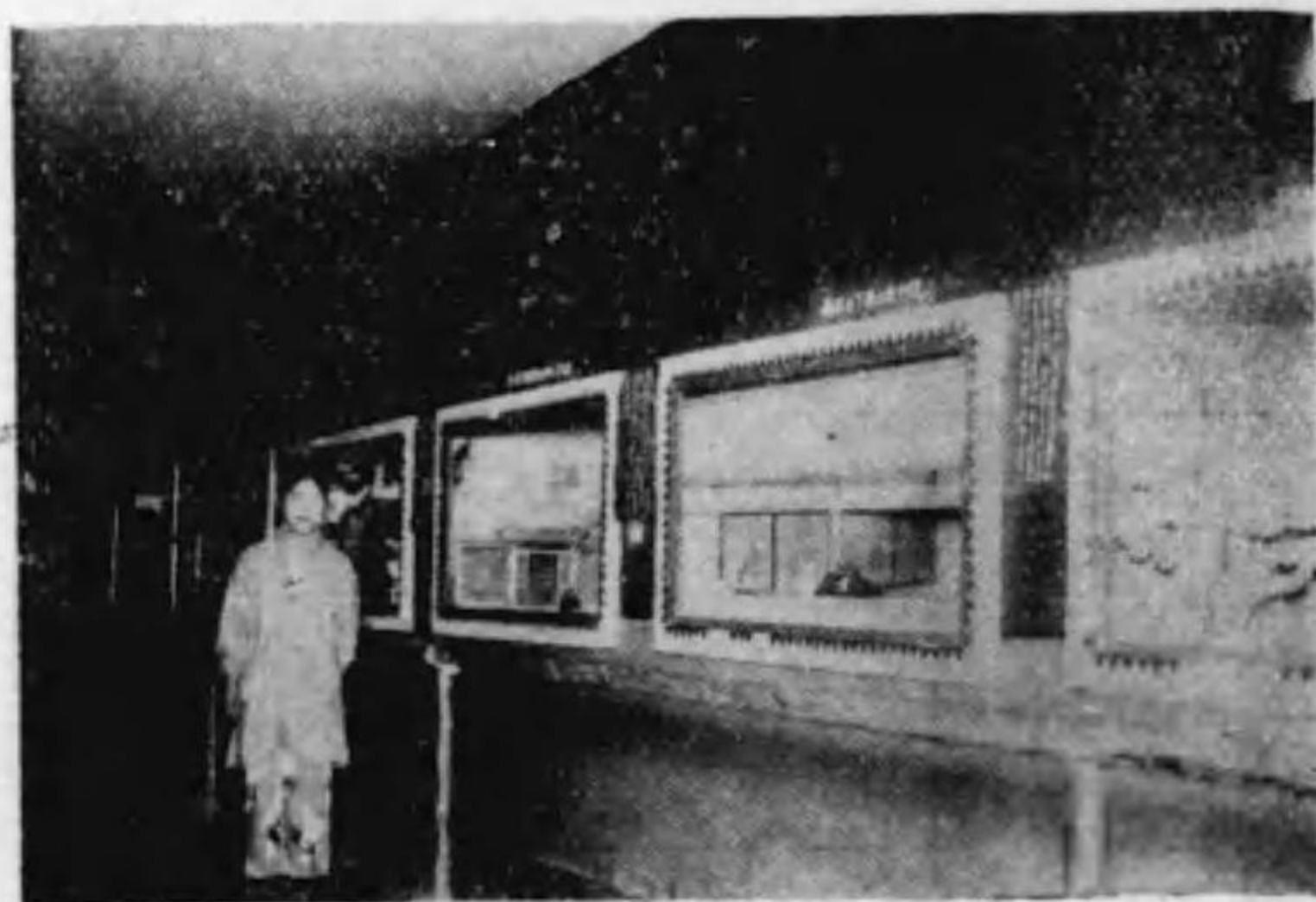


義士館

本館中央部の一劃には赤穂町大石神社、花岳寺、赤穂中學校並赤穂義士會、其他より特に出品を乞うた義士の遺品遺墨等が陳列せられ、壁間には義士に關する文書記録類を掲げ、館の周圍は大小二十餘の「パノラマ」によそほはれてゐる。

入口正面の大パノラマは義士吉良邸討入の場面で、右側から奥手へかけては鍵の手に次の十九場面が列ねてある。

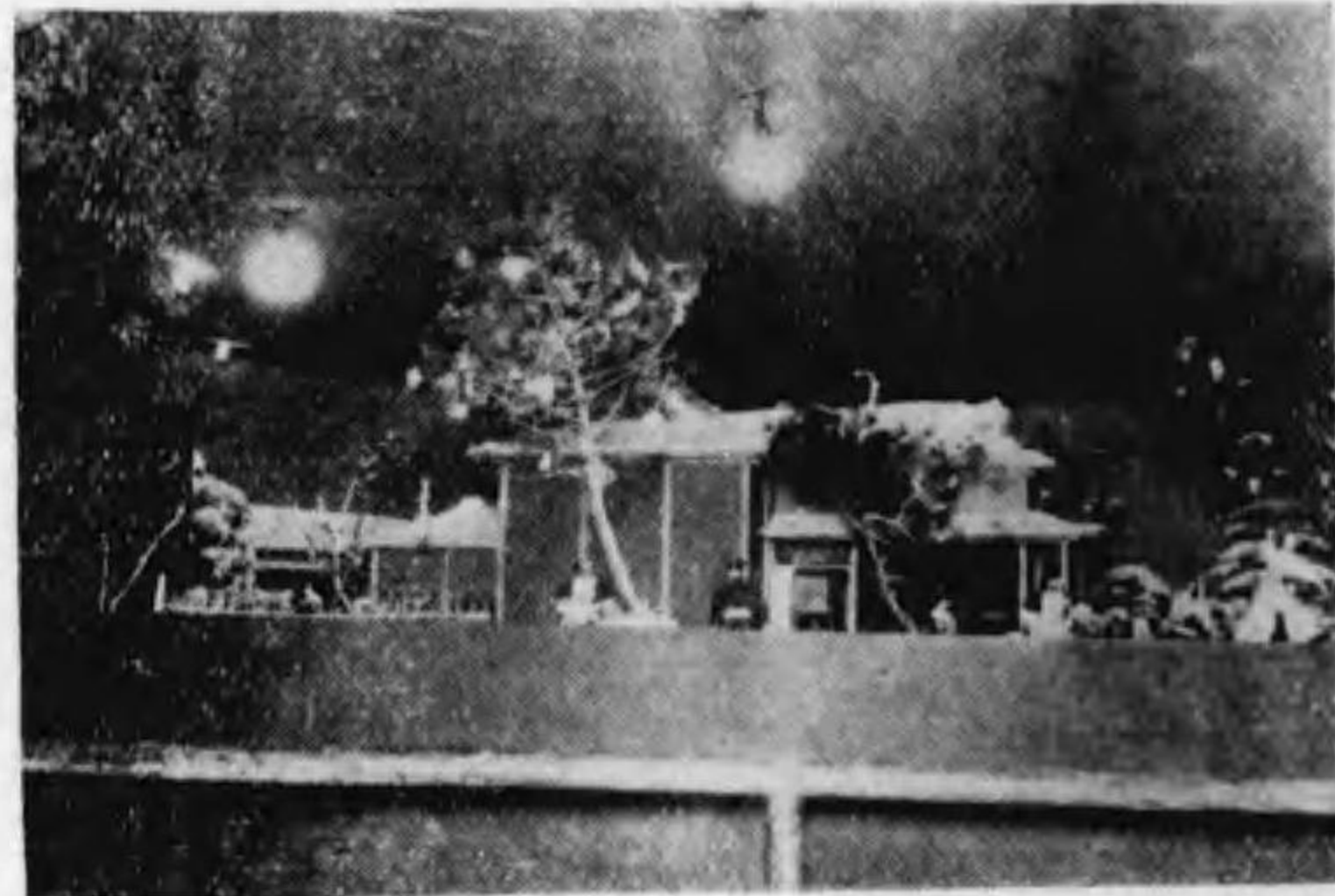
- 1、大石良雄初めて山鹿素行に謁す
- 2、内匠頭長矩公初めて大石主税を召す
- 3、殿中松の廊下の双傷



赤穂義士のパノラマの一

- 4、浅野内匠頭田村邸切腹の場
- 5、凶變の急報
- 6、赤穂城中の大會議
- 7、赤穂城明渡し
- 8、仇討の決意岡山會議
- 9、山科妻子の訣別
- 10、仇敵を欺く大石の遊興
- 11、大石老僕八助との別れ
- 12、大石良雄東下りの途中曾我兄弟の墓に詣つ
- 13、兩國橋上の大高子葉
- 14、南部坂雪の別れ
- 15、討入の門出を祝ふ
- 16、吉良邸討入の門前
- 17、仇敵義央の首を故君の墓前に捧ぐ
- 18、細川邸に於ける大石良雄の切腹
- 19、明治元年十一月長くも泉岳寺に 勅使御差遣 勅語を賜ふ

途中左側に奥まつた一割には兩側に大ケースを設けて、義士の遺品遺墨参考品九十三點を陳列し、続く壁間には、事件説明の諸表、重要文書の寫などを隙間なく掲げてあり、「起請文前書」「人々の心得覺書」などは一讀觀覽者の襟を正さしめる。



(臺舞廻) 景全入討邸良吉

次は義士吉良邸討入の全景をあらはした大掛りの廻り舞臺で直徑五間、母屋を中心に前庭後園残る限なく、義士の奮戦、女の逃げ惑ふ様、義央の討たるゝところまで細大漏らさず折からの雪景色を背景に當時の光景眞に通り、觀覽者をして手に汗を握らしめる。しかも動力を用ひて絶えず廻轉させてあるから何時まで見ても見飽きる時はない。



場 の 橋 國 兩 揚 引 士 表

義士館出品目録

赤穂町大石神社出品

- 一、武林唯七の愛刀 説明板及袋付
- 一、浅野長矩公短刀 説明板及袋付
- 一、大高源吾所用脇差木刀 箱入
- 一、四十七士印章
- 一、原惣右衛門遺書 額入

- 一 振
- 一 振
- 一 振
- 一 軸
- 一 通

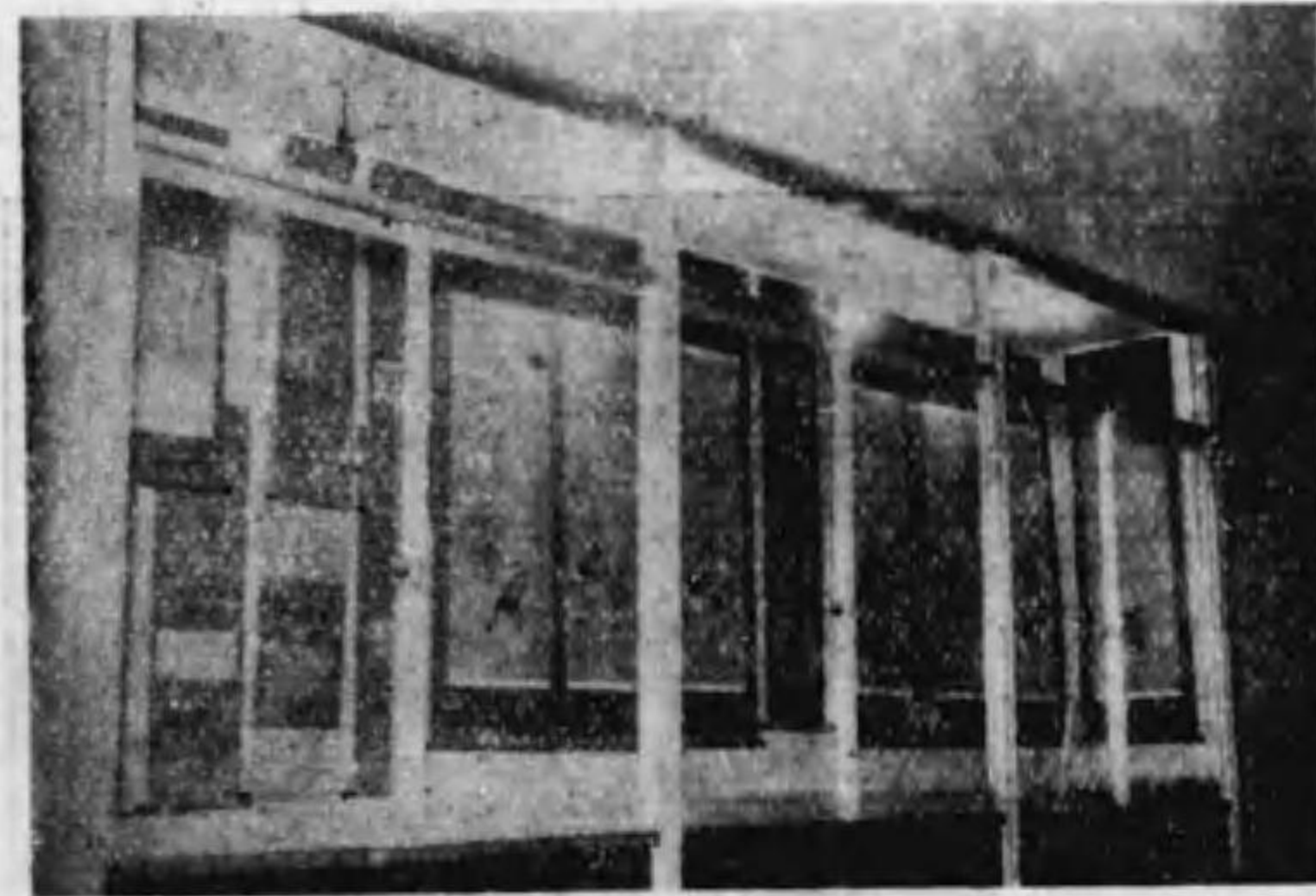
- 一、大石義雄公室書翰 箱入
- 二、岡島八十右衛門書翰
- 一、原惣右衛門書狀
- 一、岡島八十右衛門、原惣右衛門連名書狀
- 一、大石良雄献上の浅野家秘藏の狛犬
- 一、大石良雄奉納の馬具
- 一、大石良雄奉納の御徳利
- 一、浅野家秘藏の水差

計 一四點

赤穂町花岳寺出品

- 一、小野寺十内書翰
- 一、木村團右衛門書翰
- 一、矢田五郎右衛門書翰
- 一、大塚小右衛門書翰
- 一、矢田長助書翰
- 一、木箱入采配 袋付
- 一、四十七士連名狀寫 桐箱入
- 一、早打狀 片岡源五右衛門筆寫
- 一、大石内藏助暇乞狀 桐箱入
- 一、大高源吾暇乞狀 桐箱入

一 卷軸
二 卷
二 卷
一 卷
一 卷
一 卷
一 卷
一 卷
一 個
一 卷
一 卷
一 卷
一 卷
一 個
一 個
一 個
一 個
一 個



(一其) 品遺士義穂赤

- 一、大石良雄室理髮狀 桐箱入
- 一、祭文添書 寫
- 一、近松勘兵衛行重眞蹟
- 一、義士遺墨

計 一四點

赤穂中學校並赤穂義士會出品

- 一、赤穂中學校作業寫眞
- 一、赤穂中學校義士行列寫眞
- 一、赤穂城侍屋舖(脇坂家原圖)
- 一、赤穂城寫眞
- 一、大石長屋寫眞
- 一、浅野三侯肖像寫眞
- 一、赤穂城内外破損帳ニ御添へ御出シ被成候圖
- 一、元祿赤穂城の圖
- 一、忠臣藏義士夜討達本望之圖 組三枚
- 一、義士討入手配之圖 組三枚
- 一、赤穂の忠臣高野家へ報讐討入の追手方の義士二十三人大星の指揮に従ひ着到の面々出立支度の圖
- 一、誠忠義士首途の圖 組三枚

二 四枚
一 幅
一 幅
一 幅
一 幅
三 枚
一 枚
一 枚
一 枚
一 枚
一 組
一 組
一 組
一 組
一 組
一 組
一 組
一 組



(二其) 品遺士義穂赤

九、お伽館

第三節 第三會場

一、義士大觀 (其一、其二)	二幅
一、泉所寺義士分限録、同四十七人戒名附	一枚
一、義士畫幅 一人を描けるもの	三幅
一、同 二人を描けるもの	三幅
一、同 三人を描けるもの	二幅
一、飛行機より見たる赤穂町寫眞	一枚
一、同 赤穂城趾	一枚
計 六三點	
岡山市清水福三郎氏出品	
一、大石内藏助外義士遺墨貼交屏風	一枚
計 一點	
倉敷市犬飼賢一氏出品	
一、大石良雄書	一幅
計 一點	
通計	
出品人員	五人
出品點數	九三點
	外 解説諸表



花咲爺・鬼島征伐・文福茶釜

第三會場入口にはお伽館の門がある。館の入口正面は大江山の酒呑童子が家來に舞を舞はせ美人の酌で頻に大杯を傾ける場面が動力装置がしてある。次は桃太郎で、桃の流れ、出産、犬猿雉に吉備團子をやり家來にして出立するところ、鬼が島で青鬼赤鬼どもを征伐するところまでである。次は文福茶釜が狸の正體を現して踊つてゐるところ。ズット奥まつたところに舌切雀のお宿でお爺さんが御馳走になつてゐるところをこしらへてあるのは如何にも林の奥の竹藪の感じがあつて面白く、振返つて見ると路傍で慾張婆さんが葛籠を開いて中から出て来る大蛇やお化けに腰を抜かしてゐる。花咲爺と龍宮の浦島太郎との二つの大場面が向合つてゐる中を通ると、最後に司馬温公瓶割の大場面が美しい支那風景の中に展開されてゐる。

こゝを出ると八小間つづきの片側廊下があつてお伽の國の新發明最新式の飛行艇風力快速船、怪風力發電所、新世紀の大洋飛行場、超速スカイライド、快速球體船、海陸兩用戦艦、怪物ソレノイド飛行車等の模型が陳列され、それ／＼解説を附してある。

一〇、電気館

お伽館を終へて電気館の入口に来ると「左から御覽下さい御説明いたします」と掲示してあるのが先づ嬉しい。

最初は盗難防止金庫、オートラム装置自動警報器の作用で、人が金庫の前に来て赤外線放射を遮るとベルが鳴るのである。それから人目を眩する醫療用パイタルイトランプ、スイッチ一つで點火する無慮八十餘の各種電球比較、電気時計

磁器基盤等色々あつて、次は照明効果の變化に關する實驗裝置となる。

照明効果の變化 (實驗裝置)

- 1、照度が不足すると廻轉が早く見えます
- 2、探光の方向により被照物の表情が變化します
- 3、探光の方法で形の見分けに難易があります
- 4、散光は物體の蔭を薄くします(艶消電球と透明電球)
- 5、暗い光では物が見難く目が疲れます
- 6、光に色がつくと色別が出来ません
- 7、電球の種類に依りては色物の撰擇が出来ません

イ、炭素纖維球

ロ、真空タングステン

ハ、ガス入タングステン

ニ、晝光色タングステン

ホ、真空燈

次はギバ式鑑識用太陽燈實驗裝置。

次は正一位大明神の祠、赤鳥居をくゞつて神前に向ふと、側に「かしは手を御叩きになると御燈明が自然に點火します」とある。神前に額づいて恭しくかしは手をうつと、不思議やバット御燈明がともる。これは音波繼電器のはたらきで音波を電力に變ずるのである。

次は獅子の洞窟、下手に洞窟があつて、煌々たる電燈が岩屋を照し、岩屋の上部に穴がある。穴の下に腰掛を据ゑ「電燈が點火するまで此の穴をお覗き下さい。電燈が點火しましたらすぐ降りて下さい」とある。その通にすると忽ち一頭

の大獅子がうなりを立て、洞窟の外にあらはれ、やがて又引込んでしまふ。これは光線繼電器の應用で、人が穴を覗けば今まで射してゐた電燈が遮られて、穴の奥に小さい電燈がともり、やがて獅子がレールの上を走り出るのである。次は電磁氣應用の奇術裝置で、「電氣の不思議磁氣の妙」と題してある。

電氣の不思議磁氣の妙 (實驗裝置)

- 1、魔のトンネル 此のトンネルに入れば手燭や懐中電燈が自然にともり玩具の虎が唸聲を出す。
- 2、廻る玉子 丸盆の上に卵がある。スイッチを入れると玉子が立つて踊りまはる。
- 3、沈む緋鯉 池に緋鯉が泳いでゐる。近くに犬がゐる。スイッチを入れると犬が池の端へのぞく、スルト緋鯉があわててひつこむ。犬が立去ると、緋鯉が浮く。のぞく、ひつこむ、いぬる、浮く、その水際立つた調子が非常に面白い。
- 4、踊るピエロ ピエロが両手をひろげて立つてゐる。スイッチを入れればカッタ／＼と左右に踊る。
- 5、生ける朝顔 蔓に絡んだ朝顔の蔓がスイッチ一つで右巻になつたり、左巻になつたりする。
- 6、曲乗 曲乗人形がスイッチを入れると藝當をはじめめる。
- 7、走る潜航艇 水中の潜航艇がスイッチを入れると左に進み右に折れ、横轉逆轉、浮き沈み、變轉自在の妙を極める。

以上で周圍を一周、更に中央の陳列臺を見れば、電氣冷蔵庫、電氣洗濯器、其他山なす電氣用具の中で、ラチオが朗か



神明大位一正と窟洞の子獅